

「一般論文」

## 戦争犠牲者の記憶の記録化

——「戦後正義論」構築のための試論——

檜  
山  
幸  
夫

はじめに

- 一、戦後正義論
  - 二、戦争犠牲者とは
  - 三、ユダヤ人犠牲者の記憶
  - 四、ドイツ軍による住民虐殺犠牲者の記憶
  - 五、空襲犠牲者の記憶
- むすび

## はじめに

二十世紀の戦争は、戦争犠牲者の構造に大きな変化を齎した。それは武器の発達だけではなく、軍事戦略的变化から政治戦略的要求によるものであったからである。その結果、戦争犠牲者は兵士だけではなく一般民間人までに拡げられることになる。このため、戦死者慰霊研究の領域に、かかる一般民間人犠牲者についての研究も大きな研究課題としていかなければならない。それは、単に研究領域の拡大や変更を意味するのではなく、戦争を戦争犠牲者の視点から問い直す試みでもある。この試みこそが、戦後正義論からの取り組みを意味する。

一九四五年に終戦となった戦争の後（以下、戦後、と表記する）の世界は、その戦争における責任者を法の不遑及の原則を無視して処罰することによって、戦後の国際社会における正義の概念を創り出し、それに基づく世界の秩序を形成していかうとした。それが、ニユルンベルク・東京国際軍事裁判において提示され、それに基づき敗戦国であった日本とドイツの指導者を処罰することにより実効性をもった法規範となり、それを前提に戦後国際社会の秩序が形成されることになる。そこで宣せられた不正義の考えに基づく犯罪が、人道に対する罪として普遍化されていくが、それが国連で採択された世界人権宣言と国連が定めたジェノサイド条約（集団殺害の防止および処罰に関する条約）にほかならない。これにより規定された不正義行為を厳に禁止した国際秩序をもって築かれたのが、戦後国際社会であった。つまり、戦後国際社会はニユルンベルク・東京国際軍事裁判で示された法規範に基づく国際正義をもって戦争・紛争・統治が行われる、平和な世界が期待された。さらに、この法規範が近年擡頭した移行期正義論の「先駆的事例」となっていく。

この移行期正義は、台湾における転型正義運動<sup>(2)</sup>において実効性のあるものとして展開されていくが、さらにスベ

インでも二〇〇七年二月二六日に法律第五二号として公布された歴史記憶法<sup>(4)</sup>に基づき、サラマンカ市に設置された歴史記憶文書センターでの取り組みやレオン県ポンフェラーダー市のレオン市ポンフェラーダー校の一角に設けられた歴史記憶回復協会が取り組んでいる「与えられてこなかった正義の実現と民主主義の深化」のためのフランコ独裁政権下の犠牲者の遺体回収活動<sup>(5)</sup>にみられるような成果をあげてきてはいるものもあるが、現実にはこのようなものは多くはない。また、旧ユーゴスラビア内戦中に起こった虐殺を裁くために国連が設置した国際司法裁判所が開かれたが、期待したほどの成果があがったとも思われない。つまり、移行期の正義を実現するにはほど遠い状態にあるといえるのではなからうか。

このように、現実の戦後の国際社会は、ニュルンベルク・東京国際軍事裁判で宣せられた戦後正義による平和な世界を築くことが出来ているとは到底いえる状態にはなっていない。このため、ジョゼフ・E・パシコはその著書の中で「ニュルンベルク裁判とは何だったのか」<sup>(7)</sup>、さらに「裁判の意義は何だったのか」<sup>(8)</sup>との問いかけをなしていた。それは、現実の戦後国際社会では、一九四五年から九二年迄に、二四の戦争が起こりそこで六六二万人の死が、九三の内戦・独立戦争・暴動で一五五一万人の死が奪われていたからでもある。戦後初期、世界はニュルンベルク・東京国際軍事法廷での正義を求めて新しい国際法秩序を築き上げようとした。しかし、現実の国際社会はジョゼフが指摘しているように、その目指した理想とは大きくかけ離れた状態になっている。それを強く印象付けるのは、その規範に基づいて実効されて法の裁きを行ったニュルンベルク法廷を復原させてつくった、ニュルンベルク裁判所記念館の展示が問いかけている問題提起にほかならない。このため、まずはじめに現代政治の現状を前提に同記念館の展示の問題提起を基に何故に戦後正義論を考えなければならないのかを、移行期正義論を頭の片隅に置きながら論じていきたい。

戦後正義を語るときに踏まえておかなければならないのが、「戦後論」という考え方であろう。そもそも、この「戦後」という「用語」は、戦争が終結した以降の国家と社会について論じるときに用いられるものであるが、ここで課題となるのは戦争の後始末であろう。戦争の後始末は、国際的には講和条約や新しい条約の締結によって行われる。したがって、戦後は、国際関係上ではこれらの条約発効によって終了する。それ以後については、飽くまでも取り残された問題の処理として存在するにとどまる。しかし、一九四五年に終戦となった日本とドイツの行った戦争については、依然として「戦後」が現在進行形で存在しているところに特異性がある。したがって、一般的に「戦後」という問題を論じるときには、日本とドイツの行った戦争の後始末ということになる。勿論、ベトナム戦争・中越戦争・中東戦争といった戦争においても戦後は議論の対象にはなるものの、日本とドイツのような戦後の論じられ方はしない。そこで、何故、日本とドイツだけに「戦後」が存在するのか、つまり、「終わらない戦後」「終わるつもりしない戦後」という概念があるのかについて考えてみる必要があるのではなからうか。勿論、そこには、戦前とは異なる政治体制が築かれ戦前とは断絶した戦後の歩みをしてきた日本やドイツにとって、しかも戦前の歴史よりも長い国家体制も国家観も戦争観もまったく異なった戦後世界を七五年間も歩んできたにもかかわらず、未だ戦後が終わっていないということはどうしてなのかという根本的問題を解く必要がある。基本的に、「戦後」が終わっていないということとは、戦争の後始末が終わっていないことを意味するが、実際は日本もドイツも完璧ではないが概ね戦争の後始末は終わっている。にもかかわらず、依然として「戦後」が議論されているのはどうしてなのかを改めて問う意味は大きい。取り分け、「戦後」が議論されるのは歴史学の領域においてであることから、戦後の日本の歴史学界の動向を分析する必要がある。もっとも、「戦後」という概念が日本とドイツに共通してあるのかというと必ずしもそうとはいえない。日本は、戦後処理という過去の清算の問題と、敗戦直後の

占領軍による軍事占領状態の継続という二つの大きな問題を抱えていることから、依然として「戦後」が終わったとはいえない状態にある。一方、ドイツでの取り組みを見ると、殆どがホロコーストやナチスによる独裁政治（例えば、ダッハウ強制収容所やノイエンガメ強制労働収容所に象徴される異常な行為から、キールの北墓地にある「法律によって犠牲となった人々の慰霊碑」といった強権的支配のような）についてであって、ドイツ国防軍が行った占領地における住民虐殺といったジェノサイド（後述）については、管見の限りそれらを詳細に論じたり展示したりしたものは見たことがない。したがって、ドイツの取り組みを日本と比較するならば、ドイツは基本的に戦争に向き合うのではなく、「過去」に向き合い忘却に抵抗するという立場であるのに対して、日本は基本的に戦争に向き合いあの軍部が主導した戦争とは如何なるもので、そこで何が行われ、それがどのように処理されていったのか、誰がどのように責任をとらされたのかといったことを基本とする戦争の処理としての「戦後」という立場であるということであろう。したがって、日独を単純に比較するのは意味があるとは思えない。とりわけ、ドイツにとつては、戦争責任よりもホロコーストとナチスによる強権政治の問題の方が、遙かに重い課題であるからではなからうか。

ここで、戦争犠牲者を研究主題に置く理由について述べる。そもそも、従来の戦争史研究の中で最も遅れた領域が、戦争犠牲者に関する研究であった。戦争史研究にとつての大きな関心事は、なぜ戦争になったのか、何故戦争を避けることが出来なかったのか、どの段階で開戦が不可避になったのか、といった開戦外交にあった。次の関心事は、軍事的側面からの戦争の経緯と講和外交という戦争終結の問題であった。このなかで、戦争犠牲者についての研究はなされるが、それでもその中心は兵士である。しかし、二十世紀の戦争は、多くの民間人を巻き込んだと

いうだけではなく、民間人の殺戮を目的とした軍事作戦が採られたことから、民間人犠牲者の実際を明らかにしなければその戦争の実態を明らかにすることができない。そのため、戦争犠牲者を主題として設定する研究も、大きな意味を持つていることになる。さらに、戦争犠牲者の視点から戦争を捉えることは、戦争と国民との関係を明らかにすることもあることから、それを明らかにすることによって、戦後論の重要な柱となる和解という問題に取り組む前提が出来るともいえる。その意味でも、戦争犠牲者からの視点は戦争史研究にとって欠かすことが出来ない領域といえよう。もっとも、和解を単純に謝罪論だけで論じることはほとんど実効的意味はない。

なお、方法的問題であるが戦争犠牲者のなかの戦死者の記憶を記録した構築物が戦争記念碑であり戦死者墓碑であるため、戦争犠牲者を研究するためにはこの構築物に刻まれている文字情報を分析する必要がある。確かに、戦死者が残した日記や手紙などは重要な記録でこれを分析の第一順位に位置づけることは言ってもないが、それは限られた一部の人の記録であるため犠牲者をより多く理解していくためには必ずしも有効ではない。勿論、戦争記念碑と戦死者墓碑は犠牲者本人のものではなく、その遺族や関係者によるものであることから犠牲者の考えを見ることが出来ないが、そこに刻まれている戦死者のことを知ることはできる。それは、後述のように戦死者を数から人に代えることでもある。さらに、これら戦争記念碑と戦死者墓碑に刻まれている文字情報は、その戦争に対する遺族を含む関係者の意識を表現したものであることから、戦後を考える有力な情報源ともなる。それは、そこに刻まれている文字情報が、残された人々が刻んだ死者の記憶であり、死者の軌跡でもあるからにはかならない。そこに刻まれているものは、まさに確実にそこに祀られている人がこの世界に生きていたこと、存在していたこと、社会の一員であったことを証明することでもあるとともに、戦争犠牲者の記憶を記録化することによって、生き続けさせることでもある。

戦争犠牲者の記憶を記録化するということは、彼らが死ななければならなかった原因乃至はその経緯を解き明かし、そのようなことになった責任を追究することでもある。それは、戦争犠牲者の死はその人が生まれながらに背負った運命としての寿命によるものではなく、国家という権力機構による人為的な行為によつて断絶させられたものであったことから、彼らの死を記録し社会に周知させ後世に伝えていくことは歴史学研究の大きな使命の一つであるといえよう。このため、戦争犠牲者の記憶を記録化するという作業は、その原因を学問的に解き明かしその責任を追究すると共に、犠牲者の記憶を書き残していくことにある。

ここで注意しなければならないのは、多くの場合、戦争犠牲者（おもに戦死者）が歴史叙述に記されるのは、殆どが「数」としてでしかなかったことだ。その人の姿はもとより、多くは犠牲者の名前すら残されることはない。もっとも、戦死者を主題とする歴史叙述が編まれるのは、国民的戦争となつた日清戦争からで、それも彼ら戦死者は国家の英霊として讃えられ顕彰されたからで、それらは英霊顕彰運動の一つとして叙述されたものであつて、歴史学研究による叙述ではない。それでも、兵士は記録されていく。

だが、現代の戦争ではその犠牲者は軍人軍属だけではない。軍人軍属でも、歴史学として取りあげられるべきものはある。戦争指導者の戦争責任にも拘わる問題については、一般兵士の死についてその原因と責任を問う研究は重要な歴史研究の一つとなっている。しかし、第一次大戦以降、戦争犠牲者は軍人軍属だけではなく一般市民、つまり普通の民間人が大量に犠牲になるといふ、戦争の仕方が大きく変わったことから、この普通の民間人犠牲者を歴史学研究の領域に取り入れた戦争史研究が求められるようになる。さらに、第二次大戦はそれまでの戦争とはまったく異なる状況を生み出してきた。それが、普通の一般民間人そのものを攻撃の対象とする戦略爆撃や原爆、一般民間人を殺害する住民虐殺、さらに殲滅そのものが目的化したホロコーストと呼ばれたユダヤ人虐殺やシンティ・

ロマをはじめとした特定の民族を虐殺するジェノサイドによって大量の人々が殺害されたからである。このため、これら戦争犠牲者の記憶がどのように記録化されているのか、そこに刻まれている文字情報が何を語り何を伝えようとしているのかを分析して行く必要がある。

かかる、悲惨な出来事に対して、戦後、その責任を追及し、その不正義を正し、そのような過ちを二度と繰り返させないための新たな法理論を創り出し、それを遡及させ、強権的に責任者などを処罰していった。それが、ニールンベルク・東京国際軍事裁判であった。この二つの法廷は、戦勝国が敗戦国を裁くという問題と、法の不遡及の原則を破って遡及法をもって当事者を裁くという問題とを持ったものではあったが、新たに創り出された人道に対する罪という法概念（戦後正義論）は、戦後国際社会の共通の規範となっていく。事実、この規範を基礎として、新たな研究課題として移行期正義という考え方が生まれ、さらにその不正義を正すという実践的な取り組みも行われている。しかし、その新たな規範を受け入れ、一部にその実践が行われたにも拘わらず、現実の国際社会は無秩序なまでにそれを無視した状態にある。

本稿は、かかる現代国際社会の現状を踏まえ、未だ緒に着いたばかりの試論の段階でしかない戦後正義論を前提に、戦争犠牲者の記憶の記録化を研究課題として捉え、この問題に歴史学としてはどのようなアプローチが可能なのか、歴史学としてはどのようにかわっていくことが出来るのかについて考察するものである。

このため、本稿では、戦後正義論を考えるためにそれが希求されることになった人類史上稀有な余りにも多くの犠牲を出した二十世紀における日独による戦争と戦後国際社会の実態を把握するために、本稿で謂う「戦争犠牲者」とは何かについて述べるとともに、ホロコーストとしてのナチスドイツによる「ユダヤ人犠牲者の記憶」、ジェノサイドとしての「ドイツ軍による住民虐殺犠牲者の記憶」、連合国による戦略爆撃というジェノサイドによる「空



「襲犠牲者の記憶」を事例として挙げてその概要を記し検討する。もっとも、ここで挙げた三つの項目が戦後正義論を考えるための全てではない。この問題を考えるためには、七三一部隊や重慶爆撃、絶滅収容所や強制労働収容所をはじめとする強制収容所、旧ユーゴスラビアとボイバ、ナチスドイツに対する抵抗運動としてのユダヤ人の蜂起とポーランド人によるワルシャワ蜂起、カチン森事件やケファロニア事件をはじめとした降伏軍人の虐殺、ソ連によるシベリア抑留や米軍の独軍捕虜収容などさまざまなものがある。しかし、これを全て取り上げて論じるのは紙幅の関係もあり不可能であることから、これらは別稿で論じることにして、本稿では前述の数例のしかも概要だけを記して、これから考えていかなければならない問題についての試論を述べるものである。

なお、戦争記念碑を主たる資料とする研究では、分析の対象として用いる「もの」史料の文字情報を読み取るためは、全ての画像情報を示す必要があるが、紙幅の関係と紙媒体での白黒表示という物理的限界から、大幅に限定した。これについては、別途発表する科研費調査報告書に譲ることになっている。なお、戦争犠牲者のなかで一部の民間人の墓碑石については、画像表示を避けた。

### 一、戦後正義論

一九四五年の戦後の国際社会は、「人権尊重」を人類共有の価値概念として認識する仕組みを創り上げてきた。それが、世界人権宣言であり、ジェノサイド条約であり、ハーグに設置された国際刑事裁判所であり、そこで規定されている「不正義」を正す取り組みである。その基礎となったものが、ニュルンベルク・東京国際軍事裁判であったことは言うまでもない。

ニュルンベルク・東京国際軍事裁判で示された、「平和に対する罪」と「人道に対する罪」という法概念をもつ

て国家の指導者などを裁く考え方が、ハーグの常設の国際刑事裁判所へと繋がっていく。このニュルンベルク裁判とは、一九四五年一月から四六年一〇月にかけて行われたニュルンベルク国際軍事裁判と、そこでは裁けなかつた重要な戦争犯罪人を裁くために連合国の管理理事会法第一〇号に基づきアメリカが一九四六年二月から四九年四月まで行ったニュルンベルク継続裁判を合わせていうが、アンネッテ・ヴァインケはこの裁判を「法という手段によつて歴史を『克服する』試みの一例」と位置づけているように、この法廷が示した新しい法概念による法の支配は戦後の国際社会に一定の影響を齎したといえよう。もっとも、この裁判は飽くまでも勝者が敗者を裁いたものであることから、そこに無条件に正義が貫かれたということではない。それ故、ニュルンベルク裁判については少なからざるドイツ人から「拒絶<sup>13</sup>」されたのであり、極東裁判もまたサンフランシスコ講和条約発効以降、多くの国民の支持を得て収監されていた服役者や処罰を受けていた者が免罪となり復帰することになる。

だが、平和に対する罪は兎も角としても、人道に対する罪は戦後の普遍的法規範として国際的に認知されていると言えるのではなからうか。それが、世界人権宣言でありジェノサイド条約にはかならない。さらに、ドイツで、一九六三年一月二〇日から六五年八月一〇日まで行われたフランクフルト・アウシュヴィッツ裁判や、一九六四年一月から六五年九月までのデュッセルドルフで行われた第一次トレブリンカ裁判と一九七〇年五月から二月まで行われた第二次トレブリンカ裁判<sup>14</sup>は、アイヒマン裁判を契機としてそれまで潜伏していた「ホロコーストの加害者を自国で裁こうと」したもので、その結果については問題はあるとしてもその課題に取り組んだという意味は大きい。もっとも、アメリカとイスラエルで行われた一九七五年に開始され二〇一一年五月に結審した、ナチスのホロコースト政策の協力者であったイワン・デミヤニウクに対する裁判は、ナチス時代の最後の戦争裁判といわれたものであった<sup>16</sup>が、いずれもニュルンベルク裁判が示した法概念が基になっていたといわれている。

このように、ニルンベルク・東京国際軍事裁判は戦後の国際秩序形成に大きな影響を齎した。少なくとも、ここで檢察が戦争犯罪人として訴追した被告に対して課した訴因の「人道に対する罪」は、「戦争行為に直接関連していなくとも、非戦闘員に対する非人道的な行為」として「民間人に対する殺人、奴隷化、強制連行」や「政治的、人種的、宗教的な理由に基づく迫害行為」を犯罪として処罰するというもので、この考えは世界人権宣言やジェノサイド条約を生み出すことよって一般化したといつてよいであろう。さらに、ニルンベルク・東京国際軍事裁判で提起された「正義」への追求は、法の不遑及の原則を崩すという大きな問題を抱えてはいるものの、それは却つて重大な人権侵害については遑及するという原則を打ち立てたことを意味するものであるともいえよう。それが、両裁判以降において国際社会で容認されていったということは、政治権力や軍事力をもって人権を蹂躪するという非人間的行為に対しては、法を超えてでも対処するという考えを認めたことで、その意味でこれは画期的なものであるとも言える。勿論、それが全てにおいて貫徹していったということではない。これで裁くことができたのは、飽く迄も圧倒的な軍事力をもって支配した連合国という政治力学と、完璧に敗れた敗戦国という構図の上であつたからで、従つて日独と同じような罪を犯した連合国を裁くということとはなかつたからにほかならない。

それでも、この戦争中又は旧体制などで行われた重大な人権侵害を、「不正義」としてそれを正すという考えが広がつていく中で、一九八〇年代後半以降、ベルリンの壁の崩壊やソ連の解体、それに伴う冷戦の終焉という国際的な政治的大変動が起こり、それと連動するかのようによろ各地での政治変動や内紛・内戦が起こり、内紛・内戦後や旧体制から新体制への移行といった劇的な変化による処理が大きな政治的課題となつていった。これが「移行期正義」と称される考え方であるが、このような政治的変動を受けて一九九〇年前後から「移行期正義」が一つの研究課題となつていく。その取り組みの「先駆的事例」とされたのが、ニルンベルク・東京国際軍事裁判であつた。

つまり、ニュルンベルク・東京国際軍事裁判で示された法規範が戦後国際社会の共通認識と言ってよいであろう。

だが、現実の国際社会はそのような「人権尊重」の原則が貫かれているといった状態であるわけでも、戦時下や独裁政権下での「不正義」がなくなつたわけでも、移行期正義が追求されていくなかでその不正義が根絶したわけでもなかつた。それどころか、移行期正義が追及されていながらも、戦後の国際社会はニュルンベルク・東京国際軍事裁判で追求された国際正義とはほど遠い状態にある。それを語っているのが、ニュルンベルク裁判記念館の展示にほかならない。このため、ここでこの展示が問いかけている問題について考えてみたい。

同館は、曾てナチスドイツの指導者であつたヘルマン・ゲーリングやヨアヒム・フォン・リッペントロップ、ポーランド総督であつたハンス・フランクをはじめとする二四人が裁かれた法廷がそのまま復元され、その階上の展示室では判事や検事、弁護士、報道関係者などの人物と、裁判にかかわる記録が写真や図解を含めて詳細に描かれ、解説文と音声ガイドに、ナチスの残虐さを示す記録映画<sup>②</sup>もビデオ化したフィルムを流すことによつて、二度とこのような犯罪的行為が起きないように警告を発するように展示がなされている。同館の展示は、この裁判に関する内容が主であるが、その隣は東京国際軍事裁判についてのコーナーとニュルンベルク継続裁判についてのコーナーが設けられ、この一連の裁判で如何に正義が希求され不正義が糾弾され、それを基に戦後国際社会が築かれていこうとしたのか、といった構成で描かれている。しかし、展示はこれでは終わっていない。実は、この記念館の展示で最も重い意味を持つのは、最後の展示室となる、ニュルンベルク・東京国際軍事裁判が求めた平和と人権尊重の理念が、戦後国際社会では全く実現していないという現実を指摘したコーナーであつた。

このコーナーは、大きく二つの展示からなっている。一つが国際刑事裁判所によつて裁かれた事例を紹介する展

示であり、二つが戦後世界でどれだけの紛争が起こりどれほどの人々が犠牲となったのかを示した展示である。先ず、前者は「国際法廷」と題して、国際刑事裁判所が裁いた戦後のジェノサイドに関する事犯で、先ず旧ユーゴスラビア紛争の戦後処理として国連が設置した旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所に、戦後最初の戦犯容疑者となった、人道に対する罪で訴追された初代セルビア共和国大統領スロボダン・ミロシエヴィッチの写真とその説明が、次にボスニア・ヘルツェゴビナ紛争中に起こった大量虐殺事件であるスレブレニツァの虐殺と、ルワンダの虐殺などが写真付きで掲げられている。そこに、ニールンベルク裁判で示された戦後正義の実践が語られているが、それは同記念館が世界に訴える虚しさを感じる。それが、同じ部屋の向かい側に設けられた、写真1の「一九四五年以降における国別犠牲者地図」とする世界地図と、その記載されている国別犠牲者数の根拠を記した国別のファイルである。

この壁全体に描かれている世界地図に書かれているのは、一九四五年以降ジェノサイド等によって犠牲となった人々



写真1 「1945年以降における国別犠牲者地図」

の人数を国別に記したものである。この地図には、国名と犠牲者の総数が記されているが、それでは不十分であることから、これを補うために世界地図の前に国別の概要を記したファイルが置かれている。ここに置かれているのは、アルバニアからパナマまでの九六ヶ国で、それを纏め集計すると総数八三八万九〇〇〇人+数万人が、一九四五年以降にジェノサイドの犠牲となった人々の数となる。ここで数万人と記したのは、アルバニアとブルガリアを指すが、両国のファイルには、アルバニアには一九四五年以来数万人が死亡と、ブルガリアにも数千人の死者とあるためである。この展示でいうと、戦後の国際社会では八三〇〇万人以上の人々がジェノサイド等で命を落としたということになる。それは、ニユルンベルク・東京国際軍事裁判で問われた犠牲者五〇〇〇万人をはるかに超える数であった。このことは、ジョゼフ・E・パーシコが問いかけた（前註7参照）、果たしてこれらの裁判は何であったのか、を問うことにもなる。これを、地図の前に置かれている国別犠牲者数ファイルから若干の事例を挙げてみたい。

まず、この地図に記載されている国の犠牲者の多い順に見ていくと、最も多くの人が犠牲となったのは中国で、その数は三五〇〇万人にも上る。次がソビエト連邦とロシア共和国の一五二〇万人、朝鮮の四〇〇万人（韓国と北朝鮮）、ベトナムの三〇〇万人で、以下、カンボジア・アンゴラ・コンゴ・ナイジェリア・スーダンがそれぞれ二〇〇万人、バングラディッシュが一五二万五〇〇〇人、イラクが一五〇万人で、アフガニスタン・インド・インドネシア・パキスタン・イラン・エチオピア・ルアンダがそれぞれ一〇〇万人となっている。つまり、一〇〇万人以上の人々が犠牲となった国は、全体の一八・八パーセントにあたる一八ヶ国ではあるが、これらの国の犠牲者を合計すると、全体の九一・九パーセントを占めていた。そのなかで際立って多いのは中国で、その人数の割合では全体の四一・七パーセント、上位一八ヶ国中でも四五・四パーセントも占めている。この数は、明らかに異常だ（もつ

とも、後述するがこの中には台湾における中国国民党政府による虐殺も含まれているが、それは中国共産党政府によるものではないことから差し引くべきであろう。

これらの点について論じる前に、この表記と扱いについて留意しなければならないことがあるので予め述べておきたい。それは、ドイツと日本についてで、この展示の中でドイツが一九四五年以降の多くの犠牲者を出しているという点と、ここには日本がないことである。

まずドイツについてであるが、ドイツについて記載されている国別ファイルを見ると、そこには概要として「一九四五年以降に六〇万人以上が死亡」したとある。その内訳として、第二次世界大戦の終結後、ソビエト当局（そして後にドイツ民主共和国）は、二つの特別な強制収容所で国家社会主義者ナチスとソビエト当局や東ドイツ政府の政権に対する様々な反対者（批判者）を収容したとして、その内容を、一九四五〜四七年の第二次世界大戦の結果としてドイツ帝国の東部地域からの追放で六〇万人以上の人々が死亡したと、一九四五〜五〇年にかけてソビエト特別収容所で少なくとも四万三〇〇〇人が死亡した事を挙げている。この死亡は、第三帝国の終焉時に八〇〇万人のドイツ軍兵士が戦時捕虜<sup>25</sup>となって戦勝国によって拘留されたことを指しているのではないかと思われるが、ソ連抑留者の死亡者<sup>26</sup>にしては少な過ぎるように思われる。さらに、米軍のドイツ軍捕虜の扱いについての疑念もあること<sup>27</sup>から、かなり少なめな数をあげているようにみえる。もっとも、ここでの表記は他の国の表記を含めて傾向として犠牲者数を少なく記しているように思われる。

いずれにせよ、ここでは、「東部地域からの追放」で六〇万人が死亡としている点であるが、これは旧帝国領の地域を含む東方の国々から避難したり追放された民族ドイツ人を含む人々が過酷な移動や迫害などによって多くの人々が犠牲となったことを指すものと思われる。東部からの避難民の移動によって、少なくとも一〇〇万人以上が

亡くなっているとされており、ジョン・キーガンも「一九四五年だけで二〇〇万人のドイツ人の命を奪った」としているからでだけでなく、筆者が調査したドイツ各地にある公営墓地に造られている犠牲者墓を見る限り、ここの表記はかなり控えめであるように思われるからにほかならない。もっとも、これはドイツについてだけではなく、中国を含む各国の表記にも共通することであるため、全体的傾向と考えるべきであろう。

後者の戦後の日本に対する扱いであるが、それは、この戦後犠牲者の地図はもとより、国別ファイルにも日本がないことにある。確かに、戦後の日本は民主主義と平和主義を基調とした民主主義国家・平和主義国家としての道を歩んできたことから、括弧付きではあるが公式には一九四五年以降戦死者はいないことと、重大な人権侵害による犠牲者もいないことから当然なことではあろう。しかし、ドイツの記載にソ連抑留者や戦後の一般民間人の強制移動による犠牲者を記載してドイツ人の犠牲者を戦後の犠牲者として算定（東ドイツ政府の人権抑圧による犠牲者やソ連による弾圧の犠牲者は別として）していることからすると、日本のシベリア抑留者や満洲・朝鮮・樺太・千島列島からの強制移住者（引揚者）、戦後米軍占領下における沖縄人の犠牲者を記載しないというのは、余りにも平和主義国家日本の幻想にとらわれすぎているのではないかと思われる。旧ソ連に抑留されて一九四五年から五五年までに旧ソ連に抑留されて死亡した日本人捕虜は六万六七〇人、北朝鮮を含むソ連支配地域で死亡した日本人捕虜は三万一三八三人と合計で九万二〇五三人にのぼっていたという<sup>32</sup>。彼らは、戦争による犠牲者でもなければ、戦中の犠牲者でもない。平和に恢復した時期の、戦後の犠牲者であった。また、敗戦以降、軍人軍属と一般邦人の死亡者を纏めた千島ヶ淵戦没者墓苑に掲げられている「先の大戦における海外主要戦域別戦没者数一覧図」<sup>33</sup>によると、昭和一二年七月七日以降の死亡者の総数は二四〇万人で、このなかで戦後の死亡者と思われるのが旧ソ連五万二七〇〇人、樺太・千島列島二万四四〇〇人、モンゴル一七〇〇人、旧満洲二四万五四〇〇人、北朝鮮三万四六〇



○人、韓国一万八九〇〇人となっている。ドイツの記載に、戦後の東部地域からの追放による犠牲者とソビエト特別収容所での犠牲者が記載されていることからすると、満洲や朝鮮半島からの引揚者などの犠牲者も一九四五年以降の犠牲者として考えるべきではなかるうか。つまり、彼らの死亡というものは戦争の結果としてのものであることから、戦後の戦争犠牲者として理解すべきではないかと思われる。

さて、ここで改めて一九四五年以降の世界で犠牲となった人々について見ていくことにしよう。国別ファイルのなかで最も犠牲者が多い中国のファイルを見ると、先ず一九四五年以来、少なくとも三五〇〇万人が死亡したと記した上で、その概要を、第二次世界大戦中に国土の大部分が日本軍によって占領されていたが、それが終了した後、抗日統一戦線であった国民党と共産党の同盟的關係（国共合作）が壊れ、国共内戦が起こり、その結果、毛沢東が中華人民共和国を建国したとある。この中華人民共和国は、現在も共産党によって支配されているとして、戦後を一四の事象に分けてそこでの犠牲者について記述している。それによると、一九四六年から四九年の内戦により一〇〇万人以上が死亡、一九四九年から五三年の共産主義体制の確立で八〇〇万人以上が死亡、一九五四年から五八年に合わせて七〇〇万人以上が死亡、一九五六年から五九年のチベット王国の征服で約二〇万人が死亡、一九五九年から六三年に一〇〇〇万人以上が政策による餓飢によって死亡（「総飛躍」）、一九六二年の中国とインドの国境紛争で一五〇〇人から三〇〇〇人が死亡、一九六四年から七五年の「文化革命」により七〇〇万人以上が死亡、一九七六年から八七年の「自由化」の段階でほぼ九〇万人が死亡、一九七九年の中国とベトナムとの戦争（中越戦争）で三万人から五万六〇〇〇人が死亡、一九八〇年から八八年のウイグル人への抑圧で約一万人が死亡、一九八五年から八七年の中国とベトナムの紛争で合計約四〇〇〇人が死亡、一九八九年の抗

議と鎮圧で約二〇〇〇人が死亡（天安門事件）、一九四九年から六九年の台湾の民族紛争において約五〇〇〇人が死亡、一九五四年から五五年の中華人民共和国と台湾との紛争で約二万五〇〇〇人が死亡したとある。さらに、これらの事象については、真実委員会及び法的訴追はなされていないともある。

この中国の事例は、戦後正義論も移行期正義論も如何に無力であるかを示している。人権を抑圧したり少数民族を迫害し弾圧したりしている政権が存続する限り、この権力移行を前提とした移行期正義の理論は全く成り立たないからであるばかりか、現在進行形の事案に対して殆ど効果を發揮できないからにほかならない。勿論、これは決して中国だけの問題ではない。次に多いロシアについても、概要で一九四五年以降のソビエト社会主義共和国連邦で一五〇〇万人を超える死者が、一九九〇年以降でもロシア連邦で約一〇万人が死亡したとあるが、これについて未だ真実委員会の調査もこれらの事象についての裁判もないとある。しかし、ここで記載された数字は、ソ連が崩壊したことからその時代の公文書などの資料が次第に公開されてきたこともあり、旧ソ連時代の問題を追求しているNGO「メモリアル」(Memorial)の非公式検証によるとあることから、中国に比べて真相に近づける可能性は見出すことは出来る。だが、一九三九年にヒトラーと密約を結んだスターリンは、九月一七日にポーランドに侵攻しポーランドを侵略占領し二〇万人ものポーランド軍兵士を捕虜にするばかりか、そのなかの将校一五〇〇〇人を虐殺していた。その一つが、この虐殺を象徴する四五〇〇〇人の将校が虐殺されたカチン森虐殺事件<sup>(37)</sup>にほかならない。

次に多くの犠牲者を出した韓国の数字については、いずれも真実委員会によるものであるとし、一つが二〇〇〇年の疑わしい死に関する大統領真実委員会と二〇〇五年の真実和解委員会によるものとある。一方、移行期正義の実践例ともなったカンボジアについては、非公式の国際真実文書や赤色クメールに対する混合裁判官による裁判所

の資料によるとある。ここで移行期正義で取りあげられる旧ユーゴスラビアについて見ていくと、そのファイルにはユーゴスラビアの概要として、第二次世界大戦終了後、ヨシップ・ブロズ・チトーがナチスによって荒廃した旧ユーゴスラビアの一部からユーゴスラビア連邦共和国を建国したとある。しかし、冷戦終結後、ユーゴスラビアは一九九一年以降の一連の内戦で民族的に支配された複数の国家に分裂し崩壊し紛争が起こるといふ概史が記され、次いでそれまでの期間について、一九四四年〜八七年のチトー支配下で一〇万人が、一九九一年〜九九年の内戦下での戦闘と虐殺とにより三〇万人が死亡したとある。このため、国際社会は内戦下でのジェノサイドについて、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY)・コソボ裁判所の戦争刑務所・真実和解委員会やボスニア・ヘルツェゴビナの特別戦争犯罪審議会などによる取り組みの説明がなされていた。

ここから窺えるのは、ここでの展示は、一九四五年以降の国際社会は、ニルンベルク・東京国際軍事裁判で築かれた戦後正義論の基本的原理をなす普遍的正義ともいうべき人権を侵害する行為を、不正義(戦時又は内戦・紛争下や、全体主義国家や軍政権や独裁政権によって引き起こされる戦争犯罪や重大なる人権侵害を含む人道に対する罪に該当する行為)として処罰するとした社会になっていないという現実に対して警鐘を鳴らしているように思える。もともと、この展示は前者とは全く対照的な表現がなされている。前者が、戦後のジェノサイドに対して国際社会が如何に立ち向かっていったのかを語っているのに比し、後者は第二次大戦での犠牲者より多くの犠牲者を出している一九四五年以降の国際社会の矛盾を死者の数という具体的な数字で表しているだけでなく、前述のように国別ファイルはその深刻さをもの語っていることにある。韓国やベトナムのような多くの犠牲者を出している国があるとはいえ、それは朝鮮戦争でありベトナム戦争が直接的な原因であることから、その多くは戦争犠牲者(このなかに戦争犯罪の犠牲者も含まれるが)であった。しかし、中国とソ連・ロシアの犠牲者の多くは狭義の戦

争犠牲者ではなかった（ロシアではソ連時代のアフガン戦争が、中国では朝鮮戦争や中台戦争・中越戦争を除く）。多くの犠牲者は、平時下の「自国民」であった。もっとも、中国の「チベット王国の征服で約二〇万人が死亡」とあるのは、中国が行ったチベット征服戦<sup>38)</sup>におけるチベット人の犠牲者数を、「ウイグル人への抑圧で約一万人が死亡」とは東トルキスタンにおけるウイグル族への弾圧によるものであることから、「自国民」という範疇で捉えることは出来ないが、現在は中華人民共和国の支配下にあることから「中国」の範疇に含めざるを得ない。実質的には、彼らは異民族であることから「自国民」というより漢族の支配下の少数民族といったほうが適切であろう。ここで問題になるのが、カンボジアや旧ユーゴスラビアの場合は、政権が移行するか支配者が変わるといった、「軍事体制・一党支配・個人独裁等から民主制への途上にある移行期社会」<sup>39)</sup>における正義の追求によるものであったのに比し、中国は依然として共産党支配の非民主的で全体主義国家であることから、移行による「正義」は行われていないという点にある。しかも深刻なのは、それがウイグル族やチベット族、モンゴル族に対して、現在においても行われているという現在進行形のジェノサイドであることだ。

なお、チベット人の犠牲者数について、ここでは中国のチベット征服時に「約二〇万人」としているが、ダラムサラのダライ・ラマ亡命政府情報局の統計によると、「一九五〇年から一九八三年の間に一七万三二二一人が刑務所あるいは労働キャンプで死亡し、九万二七三一人が拷問で殺され、一五万六七五八人が処刑され、四三万二七〇五人が対中レジスタンスの戦闘で殺害され、三四万二九七〇人が餓死し、九〇〇二人が自殺している。被害総数は、チベット中部（ウ・ツァン）、カム、アムドへの中国のプレゼンスの最初の三十三年間で一二〇万七三七八七人<sup>40)</sup>であるという。しかし、チベット人の被害はこれだけとは思えない。「三・一四事件」と呼ばれる二〇〇八年三月一四日に拉萨で起こったの僧侶とチベット人による激しい大抗議行動時の弾圧に見られるように、文化大革命におけ

る殺戮<sup>①</sup>はもとより、中国政府による日常的な弾圧<sup>②</sup>をみる限りでは、これらの数字でも足りないのではないかと思われるからである。

このような中国政府による少数民族に対する弾圧や人権抑圧は、チベット人に対してだけではなく、「ニューズウィーク」の二〇一九年一月九日配信版には「中国は『ウイグル人絶滅計画』やり放題。なぜ誰も止めないのか?」と題して、「最大一〇〇万人もの人々が宗教を理由に強制収容されているという文化的ジェノサイド(大量殺戮)に等しい事態<sup>③</sup>」と報じ、時事通信も二〇一九年一月一八日配信の記事で、「ニューヨークタイムズ紙が「中国主席、『容赦するな』ウイグル族弾圧で内部文書 米紙報道」と題して「中国・新疆ウイグル自治区のイスラム教徒の少数派ウイグル族らへの弾圧をめぐり、四〇〇ページ超に上る中国政府の内部文書を手した<sup>④</sup>」と、現在のウイグル族に対する強権的な弾圧の背景を説明していた。こうしたなかで、英国政府外務省の報道官が、一月二五日に「新疆における人権状況と、中国政府の弾圧強化を深く憂慮している。とくに、一〇〇万人以上のイスラム教徒のウイグル人や他の少数民族の人々を、法にのっとらずに拘束していることを懸念している<sup>⑤</sup>」と表明しているように、国際社会が大きく危惧する事態となっているからにはかならない。また、南モンゴルと呼ばれる内モンゴル自治区におけるモンゴル人への抑圧<sup>⑥</sup>もあるが、さらに文化大革命時には「三四万人のモンゴル人が逮捕され、数万人規模で殺害されていた<sup>⑦</sup>」という。

中国にみられる現代の現実的な進行形のジェノサイドは、大規模に人権を蹂躪し弾圧し抑圧している状態が継続していることを国際社会が止めることが出来ないという現実から、移行期正義論では戦後正義論を実現させることは出来ないことを示唆しているのではなからうか。それは、飽くまでも移行期正義が「一党支配」から「民主制への移行」を前提とした理論であることからの限界と考えられる。勿論、移行期正義論が全く無力であるというわけ

ではなく、現実に起こっている旧体制の崩壊から民主制国家への移行や武力紛争の終結に伴う紛争後処理、さらには過去のしかも歴史化した人権侵害に対する追及といったことにおいて、大きな影響を齎してきたことはいうまでもない。さらに、真実委員会は「認知としての正義および承認としての正義を促進しうる」<sup>(48)</sup>ことから、これをさらに学問的に昇華させる歴史学的検証に委ねていく必要性を示唆しよう。

もっとも、これらの事象はニユルンベルク・東京国際軍事裁判やニユルンベルク継続裁判の結果から推測することは出来る。戦犯裁判とも呼ばれたこの裁判は、勝者の裁きや遡及効の禁止という法の基本原則に違反するという問題を抱えていたこともあったが、一九四〇年代後半から五〇年代初頭までに裁判にかけられなかった者は、「比較的軽い刑で済む傾向があり、服役期間が判決より短くなる場合も多かった」<sup>(49)</sup>といわれるように、冷戦の影響と、そもそも「ニユルンベルク国際軍事法廷の最大の欠点」とも言われる、この裁判で「創造された規範が、自らの普遍的な主張にかかわらず、その後も拘束力を持たなかった」こと、さらに「国際刑事法を自国の人権侵害に対して適用することを拒絶し続ける大国の態度」<sup>(50)</sup>を許してきた戦後の国際社会のあり方の問題に起因しているからにはならない。米軍による都市空襲と広島・長崎への原爆投下、英米軍によるドイツ各都市への戦略爆撃、さらには米軍によるスイスのシャフハウゼン空襲や英軍によるサンマリノ共和国への空爆（後述）といった中立国に対する空爆という明らかに国際法違反について、さらに、ソ連軍によるドイツ人や日本人の一般民間人への大規模な犯罪行為といったことは不問に付されたことによる影響が、戦後の国際社会におけるジェノサイドや人権抑圧などを防ぐことができなかったという結果を招いたと言っただけではなからうか。

しかし、一方で戦後のドイツ社会も日本社会もニユルンベルク・東京国際軍事裁判とは拘わらず自らの戦後正義

論をもって戦後社会を築いていった。日本では、国是が平和主義でありその実績が戦後平和の七〇年史となって平和を実践してきた。そこには、過去に向き合い、過去を克服するといったドイツの経験とは異なる、被害者論的な立場からの戦争観が根底をなしているという問題を抱え込んではいないが、それは、「日本人一般がかつての戦争をどのような意味で肯定したのか、という反省」<sup>(22)</sup>が欠如し、その結果「加害の論理」<sup>(23)</sup>を広く国民の共通認識にならなかったという欠陥を持っていることはいうまでもない。いずれにせよ、戦後日本は十分に過去の清算も克服も行わないままに、純粹に被害者の立場から戦争の時代を反省し、その愚かさを悟り、未来に向かって恒久平和を祈願するという、平和国家論を演出し且つ実践してきた。それを表現しているのが、全国各地に建立されていった戦争犠牲者に対する慰霊碑にほかならない。そこに共通して刻まれているものは、「平和祈願」であった。つまり、この「恒久平和」と「平和祈願」が、戦後日本の象徴といえよう。

この日本人の平和観は、軍隊観とも連動するが、ドイツとの大きな違いが「清廉潔白な国防軍の神話」<sup>(24)</sup>を抱いていたドイツ国民と、自らの軍隊体験を基にした軍隊を嫌悪し拒否する日本国民との明確な違いにある。ドイツの戦争責任はヒトラーとナチスにあるが、日本の戦争責任は飽くまで国法を無視し暴走していった軍部にあることから、嫌軍意識や反軍意識はかなり根強いものがある。それが、自衛隊に対する意識となって表れていたことは言うまでもないであろう。現在の日本人の自衛隊に対する認識の変化は、献身的で真摯な態度による災害救助活動から受けた信頼感にあるのではなからうか。<sup>(25)</sup>

コンラート・アデナウアーの国防軍の名誉回復演説以来、過去の過ちを全てナチスに帰依させることによって過去からの決別を図ったドイツ人と、軍の戦争指導によって餓死との戦いをも強いられながら凄惨な戦場で見捨てられていった戦争体験と、過酷な営内生活からはじまる自らの軍隊体験とから、軍隊と軍部を嫌悪する日本人の戦争

観や軍隊観はまったく異なっている。勿論、ワイマル共和国の憲法下でヒトラーとナチスを選び主権者としてネロの指令を出したヒトラーを最後まで支持して戦ったドイツ人と、帝国憲法下の天皇制国家で且つ軍部による強権的支配による戦争を強いられてきた日本人とは同じではない。このため、戦後の戦争責任に対する問題意識について日独を単純に比較する意味は殆どないが、その取り組みについては同じ戦争を引き起こした国家・国民として、その歴史に向き合いその責任を問うためにもドイツの事例は参考にすべきものは多い。

さて、戦後日本人の平和に対する意識が明確に示されているのが、憲法九条問題にほかならない。戦後日本政治の異様さは、改憲論がこの九条問題に集約されていることで、時代状況・社会変化に合わせて憲法を改正するという一般的な改憲論になっていないところにある。この改憲論議が自民党政権下において様々な形で提起されてくるが、これが戦後政治の歪みの原因であるともいえる。とはいえ、戦後日本政治の大きな政治課題となっていることもあり、各報道機関が行う国民の意識調査では、憲法九条改正を設問の一つに入れている。したがって、この憲法九条改正問題に対する世論調査の結果を見ていくならば、日本人の意識の傾向を窺うことができよう。そこで、朝日新聞が毎年憲法記念日に合わせて行っている世論調査の中の憲法第九条の改正についての調査結果を集計してみたのが次の表である。

憲法九条改正についての意識  
(憲法九条を変えたほうがよいと思いますか)

	問 い			出 典
	改正しない	改正する	その他	朝日新聞
2006年	42%	43%	15%	2006.5.3・1
2007年	49%	33%	18%	2007.5.2・5
2008年	66%	23%	11%	2008.5.3・14
2009年	64%	26%	10%	2009.5.2・3
2015年	63%	29%	8%	2015.5.2・11
2016年	68%	27%	5%	2016.5.3・7
2017年	63%	29%	8%	2017.5.2・7
2018年	63%	32%	5%	2018.5.2・7
2019年	64%	28%	8%	2019.5.3・13
平均	60%	30%	10%	-



この表は、二〇〇六年から二〇一九年までの『朝日新聞』が行った世論調査<sup>(56)</sup>のなかで、「憲法九条を変えたほうがよいと思いますか」という問いに対して、「改正する」「改正しない」「その他」の三つの選択肢を設けそれへの回答を単純に集計したものである。但し、これは飽くまでも現代の日本人の平和観・戦争観の傾向を見るためのものであることから、安保法制や自衛隊の明記・自衛隊の海外派兵といった、その時代の政治的課題については分析対象から外したことで、二〇〇六年から一九年迄の全てを詳細に見ることも本稿の目的ではないことから、ここに挙げたのは二〇〇六年から一九年迄と直近の二〇一五年から一九年を集計した数値を掲げたにすぎない。したがって、この数値を基に戦後日本人の憲法観・平和観・戦争観・軍隊観を説明するという意図はない。

これによると、二〇〇六年が改憲論が四三パーセント、非改憲論が四二パーセントと一時期改憲論が上まわっていた(白紙を含めその他が一五パーセント)が、それ以降は全て非改憲論が改憲論を上まわっていた。二〇〇七年の調査結果は、非改憲論が四九パーセントで改憲論の三三パーセントを遙かに超えたが、その背景には前年の九月二六日に安倍晋三内閣が誕生し一二月に防衛庁を防衛省に昇格させるということによる国民の危機感の表れがあるように思われる。それ以降、非改憲論が圧倒的なものとなり、二〇〇八年に非改憲が六六パーセントで改憲論の二三パーセントを大きく引き離し、この傾向はその後も続き二〇一八年が非改憲論六三パーセント、改憲論三二パーセント、二〇一九年も非改憲論六四パーセントで非改憲論二八パーセントと、憲法九条を現行のままに維持しようとする考えが圧倒的多数の国民の意識であることが分かる。

このような日本人の平和願望・非戦論・反戦論は反核論とも相俟って、極めて鞏固なものがある。沖繩の摩文仁にある平和祈念館の展示は、戦争の悲惨さと地上戦闘の壮絶さを知らしめ、平和の尊さを学ばせる場として機能しているが、摩文仁の丘の戦没者墓苑と平和の礎もまた、戦争犠牲者への慰霊追悼と死者への思いを寄せ平和を祈願

する気持ちを育てる、教育の場として機能させている。そこには、依然として琉球政府時代と変わらない米軍占領下での基地の島という、つまり敗戦後占領時代すら終わらない沖縄という現実を踏まえた認識が見えてくる。一方、広島島の原爆犠牲者慰霊碑や原爆資料館も、原爆の破壊力とそれを蒙る人々の悲惨さ、放射能による後遺症の凄惨さとを知り、反戦・反核を軸とする平和教育の場として機能している。それは、アメリカ・ロシア・中国・北朝鮮の核の脅威にさらされ続けている日本の現状が背景としてある。

広島平和資料館の入館者数をみると、二〇一四年度は一、三二四、〇九一人、二〇一五年度が一、四九五、〇六五人、二〇一六年度が一、七三九、九八六一人、二〇一七年度が一、六八〇、九三三人、二〇一八年度が一、五二二、四五三人と、この五年間の平均は、一五五万〇五〇三・六人であった。原爆という人類にかかわるものでもあり、入館者には多くの外国人も含まれている。両館の特徴は、被害者論的立場での主張ではなく、現代における現実的な核戦争の脅威を軸にした恒久平和主義を求める犠牲者の声を基調としたところにある。つまり、沖縄と広島に代表される日本の認識は、歴史化した課題へのアピールではなく、現実社会における課題への取り組みの一つであるといえよう。

一方、戦後を終わらせたドイツでは、曾てナチスドイツが行ったさまざまな犯罪的行為による負の歴史に目を瞑るのではなく、積極的にその事実と向き合い、犠牲者を慰霊すると共に、その現場の保存と復原、事実関係の究明と犠牲者の確定と記録化、記念館や博物館の設置といったことを通じて、現代及び将来の人々に警告を発し再びこのような忌まわしい犯罪が起こらないように努めている。その象徴の一つとして、ベルリンにあるノイエバッヘ（戦争と暴力支配の犠牲者のためのドイツ連邦共和国中央慰霊館）は、堂内中央に「死んだ息子を抱く母」の銅像が安置されているだけのシンプルなものであるが、入口の左右の壁に各国語でこの施設の性格についてのに説明が書かれている。それによると、「ノイエ・ヴァツへはファシズムと暴力支配の犠牲者に対する記憶と追悼の場です」

として、

我々は、戦争で苦しんだ各民族に思いをいたす。

我々は、そうした民族の一員で迫害され命を失った人々に思いをいたす。

我々は、世界大戦の戦没者たちに思いをいたす。

我々は、戦争と戦争の結果により 故郷で、捕われの身で、また追放の身で それぞれの命を落とした罪なき

人々に思いをいたす。

我々は殺害された何百万ものユダヤの人々に思いをいたす。

我々は殺害されたシンティ・ロマの人々に思いをいたす。

我々は、その出自、その同性愛、その病いや弱さゆえに それぞれ殺されていった全ての人々に思いをいたす。

我々は生きる権利を否定され殺害された全ての人々に思いをいたす。

我々は、宗教や政治的信念ゆえに 命を落とさなければならなかった人々に思いをいたす。

我々は暴力支配に抵抗し命を犠牲にした女性たちや男性たちに思いをいたす。

我々は自らの良心を曲げるより死を受け入れた全ての人々の栄誉を讃える。

我々は、一九四五年以降の全体主義独裁者に逆らったために迫害され殺害された女性たちや男性たちに思いを

いたす。<sup>88</sup>

と、戦後のドイツ政府の意識を記している。ここでは、戦争の犠牲者とナチスによる強権支配・弾圧・民族浄化・優性主義などによる犠牲者だけではなく、戦後ソ連支配下のドイツにおける弾圧や強権支配による犠牲者を追悼する場として設定されたものであった。つまり、ここでは加害者としての立場からの問いと、ソ連及び東ドイツを支

配した共産主義者への糾弾という二つの立場からなっている。

その実践が、次世代を担う学校生徒に対する教育<sup>(59)</sup>であり、一般国民に対する社会教育や啓蒙活動であり、さらに外国人に向けたドイツの意思の伝達であろう。社会教育や啓蒙活動のために、ナチス時代と戦争の時代を語る建物や施設などを時代遺跡として修復し復原し再建するとともに、その場を教育や啓蒙や研究の施設として活用している。ヒムラーがその権力を発揮したナチスの警察機構であったゲシュタポは、ドイツ国民を強権と恐怖により支配したが、その施設も活動の場として利用されている。例えば、ケルンのゲシュタポ本拠跡はナチス記録センター<sup>(60)</sup>として独房などの留置場施設が保存され公開されると共に、展示室や資料閲覧室などを設け、展示室ではドイツ国民がいかにヒトラーを支持しナチスの政策を支えていったのか、ナチスが如何に人権を侵害しユダヤ人などを迫害し虐殺していったのかを、資料と写真とビデオで詳細に説明していた。なお、戦後論の観点から、日独の比較を踏まえてドイツの特徴をみると、ドイツが忘却に抵抗するのはユダヤ人虐殺というホロコーストと権力的弾圧施設としての強制収容所、ヒトラーとナチスを支持した国民といった視点についてであって、戦争については余り展示も説明も見ることがない。例えばダンツィヒに親善訪問として訪れていた戦艦シュレスヴィヒ・ホルシュタインが突然無宣告にポーランド軍に艦砲射撃を加え同市を占領するという、まさに騙し討ちによる開戦を行ったことをはじめとする独軍の行動についての論及などはほとんど見たことがない（これは、ポーランドのグダニスクにある第二次大戦博物館の展示とは全く異なっている）。つまり、戦後のドイツが最も重視しているのが、ユダヤ人に対するホロコーストとドイツ人に対する政治弾圧であり、戦争責任論としてみるならば日本との大きな違いがある。したがって、日本とドイツを戦争責任論で比較しても、それ程意味をなさないのではなからうか。

また、ナチスにとっては聖地ともいうべきニルンベルクには、ナチス時代に使われたり造られた施設が残さ

れるとともに、それがどのようなものであったのかを解説する施設として、ナチスとドイツ国民の歴史館<sup>①</sup>が設けられ、如何にヒトラーが政権をとりナチスを率いて国民を弾圧し軍隊を使って近隣諸国を侵略しさらに世界を相手に戦争を行い、ユダヤ人やシンティ・ロマをはじめとする様々な人々を虐殺してきたか、それをドイツ国民はなぜ圧倒的に支持したのか、それに手を貸したのか、それを止めることが出来なかつたのか、といったことを問いかけるように、そこで行われた事実を詳細に且つ具体的に説明している。少なくとも、これらの施設に足を運べば、国民として何を学ぶべきかは理解することが出来る。しかも、その問いかけはドイツ国民に対してのものだけではなく、世界の人々に対するものでもある。

さらに、ホロコーストと呼ばれたユダヤ人へのジェノサイドについても、代表的な記念碑としてはベルリンのホロコースト記念碑「ヨーロツパで殺害されたユダヤ人の記念碑」がある。この記念碑は、記念碑建設を呼びかける市民運動から一六年の年月をかけて建設されたもので、過去の克服と共同想起をめぐる激しい論争の結果として造られたものである。構造的には、大小二七一一個の長方形の石碑のフィールドによる記念碑と、その地下に造られている情報館(情報の場所)の機能をもった記念館とからなっている。もっとも、この石碑のフィールドは「何であるかは徹底的に隠され」ていると<sup>②</sup>されているが、ここを訪れる者が予め「ヨーロツパで殺害されたユダヤ人の記念碑」を知っているからこそその意味を考える機会を持つことが出来るものの、それでなければそもそも記念碑としての役割すら果たせないのではなからうか。ましてや、その地下に設けられている情報の場所という記念館に、長い順番待ちの列に長時間並んで入らなければ理解することは出来ない。確かに、この情報の場所という記念館の展示は、十分に議論され内容的には極めて水準の高いものになっている。その展示は、ホロコーストについての必要最少限度の情報が提供され、特定の事例として虐殺されたヨーロツパ各地のユダヤ人家族の生活の記録、生きて

いた日常を示し、殺害された犠牲者の中で判明している三五〇万人<sup>65</sup>の名前や生没年月日や略歴が読み上げられ、彼らが残していた手紙などの書きものを示し、彼らが殺害された現場（記念碑など）の展示をみながら、殺害されていった人びとや迫害された人々への思いをめぐらせ、彼らと向き合い今何をすべきかを考えさせるように工夫されていることから、基本的には記念碑と記念館はセットで考えるべきであろう。

いずれにせよ、現代の社会であるからこそ、過去の負の遺産に対して加害者として向き合いながら、「アウシュビッツは繰り返さない」というメッセージを送り続けることは重要である。そのためには、ホロコーストの現場を保存し記念の史跡（時代遺跡）として整備し、そこで何が行われたのかを調べ検証しそれを伝えるという取り組みこそ、犠牲者慰霊にとつて重要な仕事となる。強制連行して集合させられた場所や強制収容所に送り出すために使われた鉄道施設、そして収容された強制収容所、収容所内の施設や強制労働の現場、殺害に使われたガス室や死体が焼かれた焼却炉、焼いた跡に残った遺体の灰を埋める穴といったホロコーストにかかわる施設を時代遺跡として保存し記念物として公開していく取り組みは、差別と迫害がなくならない限り続けていくべきであろう。

ベルリンの中心から少し離れたグリューネヴァルトの十七番線史跡（写真2）は、ユダヤ人を強制収容所へ移送する際に使われた鉄道のホームであるが、そのホームには送られた強制収容所の名前が刻まれ、そこで起こったことを想起できるように時代遺跡として保存<sup>66</sup>されている。さらに、ダッハウ強制収容所跡やザクセンハウゼン強制収容所跡といったような、ドイツ国内の強制収容所跡など実際に使われていた施設を修復し復原し再建するとともに、そこに収容所記念館や収容所博物館を設けてそこで何が行われていたのかを歴史的経緯と背景を含めて解説するという、社会教育や啓蒙活動のための施設をも併設し、さらにそこで犠牲となった人々を慰霊する慰霊碑なども建立されている。もっとも、後述のようにこれらの強制収容所は先ず政敵を弾圧するための施設として設けられたもの

であることから、ユダヤ人問題だけに特化させることはできない。ドイツにとつての強制収容所は、ダッハウやザクセンハウゼン強制収容所のようなナチスが行った政治的弾圧装置としての施設であり、ノイエンガメ強制労働収容所のような強制労働のための施設であり、トレブリンカやマイダネーク絶滅収容所のように殺害することを目的とした施設であつたりとさまざまな種類があつた。したがつて、それを残していくというのも、その施設で行われたこと、その施設で犠牲となつた人々のこと、それを行つた関係者のことなどを学問的に解明し、歴史として記していくとともに、その過ちを二度と繰り返さないための取り組みの一つでもある。

このような、実際に使われた施設などを時代遺跡として保存し活用するだけではなく、戦争や弾圧や虐殺で犠牲となつた人々の記憶を記録し慰霊する記念碑を建立して現代及び未来に向けて伝承していくのが戦争記念碑の建立ということになる。この記念碑には、犠牲者の記憶を刻むだけではなく、それを通して思いを記し世に訴えようとする。



写真2 グリュネヴァルト駅の「17番線ホーム遺跡」アウシュビッツへの入口

そこでは、犠牲者が体験したことを記録するだけでなく、それを踏まえて警告を与えるという積極的な意思表示の装置として機能していく。勿論、犠牲者は墓地に埋葬され、記念碑は公園や宗教施設（神社・寺院・教会）、公共の場所などその地域の中心的な地に建立される。このなかには、躓きの石のような犠牲となった人々を偲び思いをめぐらせ不正義を正していく姿勢を示していくものもある。

さらに、身近な教育的または啓蒙的な施設としては博物館や記念館がある。ベルリンのドイツ歴史博物館では、一九一八年から東西ドイツの統一までの展示<sup>(67)</sup>が行われており、ボンのドイツ連邦共和国歴史博物館の展示もナチドイッの崩壊から西ドイツという国家の誕生から東ドイツの崩壊と統合というドイツ連邦共和国の歴史を学ぶことができるようになっていく。

このように、ドイツではさまざまな方法を用いて忘却に抵抗してきている<sup>(68)</sup>。そこには、ワイマール共和国時代のしかもワイマール憲法の下でのドイツ国民がヒトラーを生み出しナチスの一党独裁を認め、共和国を崩壊させて第三帝国を出現させ、ヒトラーと共に第二次大戦を起こし、ユダヤ人の迫害や追放や財産の没収を許し、ユダヤ人の殺戮に目を瞑ってきた<sup>(69)</sup>という、まさしく負の歴史としての「ナチスとドイツ国民の歴史」を繰り返さない、という文脈を共通の認識とする戦後ドイツの歩みがあった。しかし、それが大いに危ぶまれる事件が起こっている。

それは、近年、ナチドイツによる重い過去を背負ってきたドイツから、衝撃的な報道が齎されているからにほかならない。二〇一九年のユダヤ教の祭日である大贖罪日にあたる一〇月九日に、ドイツ東部のハレでシナゴークが襲撃されるという事件が報じられ、さらにAFP<sup>(70)</sup>時事が、一月三日配信ドイツ東部のドレスデン市議会が、「極右の台頭懸念で」「ナチス非常事態」を宣言したと報じている<sup>(71)</sup>からである。勿論、ナチスが公然と擡頭しハーケンクロイスを掲げヒトラーを称讃しているわけではないが、ドレスデンがイスラム嫌悪の反移民団体ベギーダ（西



洋のイスラム化に反対する愛国的欧州人)の発祥の地であることや、九月以降の州議会選挙における極右政党「ドイツのための選択肢(AfD)」が大幅に議席を伸ばしていることなどが危機感の背景にあるのではなからうか。

一方、テューリンゲン州の選挙戦について、BBC News が「ドイツ極右政党、州議会選でメルケル首相の与党下し」<sup>(73)</sup>と報じ、AFP BB NEWS も「独州議会選、またも極右AfD躍進メルケル氏CDUは第三党に転落」<sup>(74)</sup>と報じていたように、メディアはこぞってドイツにおける政治現象に危機感を募らせている。確かに、その危機感をAFPの記事の中でみるならば、敢えてテューリンゲン州のAfDの地元筆頭候補ビヨルン・ヘッケについて、彼はベルリンにつくられたホロコースト記念碑を「恥ずべき記念碑」と評し、ナチス・ドイツが犯した過ちを忘れまいとする戦後のドイツの生き方を全否定している人物として紹介しているように、その危機感はネオナチに対するものより遙かに深刻なもののように思える。

歴史的に見ると、周知の如くナチスによるユダヤ人迫害といった反ユダヤ主義による暴虐は、独りドイツの専売ではなかった。ヒトラーが称えた反ユダヤ主義も、ゲオルク・フォン・シェーネラーとカール・ルエガーを祖にしたものであった<sup>(75)</sup>。そもそも、近代における反ユダヤ主義によるユダヤ人差別の実践は、一八九七年から一九九年に行われた冤罪で処罰されたユダヤ人のアルフレッド・ドレフュス陸軍大尉のやり直し裁判<sup>(76)</sup>からも窺えるが、反ユダヤ主義の風潮は一八五〇年代のドイツのライン地方で勃興<sup>(77)</sup>しており、さらに一九〇〇年のオーストリアのウィーンですでに芽を出していたといわれるように、ウィーンにおけるユダヤ人への迫害・蛮行は、反ユダヤ主義だけではなくヨーロッパ・キリスト教世界における歴史的なユダヤ人蔑視・差別感によるものでもあった<sup>(78)</sup>。

こうしたなかで、ドイツにおける反ユダヤ主義の擡頭を警戒するユダヤ系市民団体である「対反セム主義防衛協会」<sup>(79)</sup>が、一九一九年一月、ユダヤ系市民に警告を発していたように、ナチスが登場する以前からその危険が叫ばれ

ていた。ドイツの敗戦が一九一八年一月の革命によるとして、ナチスは彼らを「十一月の犯罪者」として糾弾するが、ヒトラーはそのなかからユダヤ人を探し出していったように、ナチスの権力掌握はドイツにおけるユダヤ人の運命に大きな影響を齎すことは一般に知られた事柄であった。このため、ナチスによる迫害から逃れるため、多くのユダヤ人はドイツから脱出しようとするが、アメリカをはじめ多くの国はそれを阻止しようとする。このことについて、ヤコヴ・M・ラブキンは「私の国力ナダは、当時、『文明国』を自称する他の大部分の西洋諸国と同様、ユダヤ人移民の入国を禁止し、結局、多くのユダヤ人（教徒）の命をナチスの殺人鬼どもの手に委ねてしまった」と述べているように、大量のユダヤ人犠牲者を生み出した原因の一つが、米加欧の反ユダヤ主義、ユダヤ人排斥があつたことは言うまでもない。

それ故、ニユルンベルク・東京国際軍事裁判やニユルンベルク継続裁判、さらにフランクフルト・アウシュヴィッツ裁判による追求は、戦後のドイツ人だけではなく、ヨーロッパ人への警告としての意義を持っていた。それは、広島や長崎の原爆犠牲者慰霊碑や原爆資料館も同様で、日本人などの原爆犠牲者を慰霊する被害者論的なものではなく、核戦争の恐怖という第三次世界大戦への脅威や、取り分け核兵器を使った人類絶滅への危機に対する現代国際社会に向けた警告という意義を持っているからにほかならない。

だが、このような努力にも拘わらず、現実の世界はそれとは違った事態に曝されている。二〇一九年二月三日のBBC Newsは、「英ロンドンで反ユダヤの落書き、店舗やカフェに」との標題で、二月二八日夜、ロンドン北部の複数のシナゴーグや店舗に、ユダヤ人への差別や排斥を意味する「ダビデの星」と「911」という数字をスプレーペンキで落書きされるという事件を写真入りで報じていた。この記事の中で、この「911」は、二〇〇一年九月十一日のアメリカ同時多発テロをユダヤ人が起こしたテロとする「反ユダヤ陰謀論」を意味するもので、

それは一九三八年一月九日にナチスが引き起こした「帝国水晶の夜」<sup>(33)</sup>を想起するものでもあるとしている。さらに、同日に配信された記事では、「ニューヨーク州でユダヤ教指導者の家を襲撃 日記に反ユダヤ的記載」<sup>(34)</sup>として、一月二八日の夜、ユダヤ教指導者の自宅を刃物を持った男が襲撃して逮捕されたとし、アメリカでも反ユダヤ主義者による憎悪犯罪が増え、ユダヤ人を標的にした無差別殺人事件も起きていると報じていた。

このような、反ユダヤ主義による憎悪犯罪がイスラエル寄りの政策を採り続けているアメリカで起こったことに衝撃をうけるが、さらにそれがヨーロッパにも拡がっていることはさらなる脅威となる。その一例が、イタリアにおける事件であろう。報道によると、イタリア政府がかつてムッソリーニ政権下でイタリアの人種差別法が制定されそれによってイタリア系ユダヤ人が絶滅収容所に送られという負の歴史を踏まえて、この負の警告記念として、ユダヤ系イタリア人で一三歳の時にアウシュビッツ・ビルケナウ強制収容所に送られたが辛うじて生還できたリリアーナ・セグリ氏（一九三〇年九月一〇日生・八九歳）を、二〇一八年一月一九日に終身上院議員に任命したが、その後、彼女は「毎日二〇〇通以上のメールやソーシャルメディアでのDMで反ユダヤ主義や殺害予告などのヘイトスピーチ、民族憎悪のメッセージを受け取っており、身の危険に及ぶことが懸念されることからイタリア警察の保護下に入った」と報じられたからである<sup>(35)</sup>。この記事の中で、イタリア駐在イスラエル大使は自身のツイッターで「今でも欧州ではユダヤ人コミュニティは反ユダヤ主義の脅威に晒されて」と語っているが、実はそれだけではなく、ヨーロッパ社会の内部に流れる反ユダヤ主義は依然として残っているという現実と、さらに現代国際社会におけるイスラエルに対する意識<sup>(36)</sup>を見る必要がある。

ヨーロッパでよく見る情景であるが、ユダヤ人墓地の多くが塀に囲まれ入口には鍵が掛けられている。フィレンツェのシナゴークは、武装した警察官が警備し敷地内に建立されているユダヤ人犠牲者慰霊碑すら直接調査するこ

とも出来なかった。また、ヴェネチアのユダヤ人犠牲者慰霊碑が建立されている元ゲットー跡広場には警察官詰所が置かれている。いずれにせよ、これら僅かな事例でも理解できるように、現在においてもユダヤ人への差別意識や嫌悪感は払拭されているわけではない。このため、宗教的理由もあるが多くの国におけるシナゴーグやユダヤ人墓地をはじめとする施設は、厳重に警備しなければならないという状態にあることの意味を考えなければならないであろう。

戦後正義論は、移行期正義論を生み出し新しい価値観に基づく人権擁護を希求する論理の基礎を築いていったが、それだけでは戦争犯罪や人道に対する罪の発生を阻止することも起こった原因を解明し責任を追及することも出来ないこと、そののみか戦後に創り出されそれに基づき強引にも遡及させて処罰まで行つてまで範を示したにも拘わらず、いつこつに改められないばかりか、さらなる民族差別と迫害すら起こるといった状況にあるなかで、歴史学は何が出来るのかということが改めて問われているように思われる。

歴史学研究として行えるのは、事実を科学的に究明し客観的に分析しその結果を忠実に記録し明らかにして行くことである。取り分け、重要になるのはその責任を追究していくことであるとともに、そこで犠牲となった人々の記憶を記録化し後世に残し、犠牲となった原因や経緯を解明し公開していくことではなかるうか。その記録媒体の一つが、戦争記念碑にほかならない。この戦争記念碑には、さまざまな情報が刻み込まれている。このため、戦争記念碑を分析の中心に据えて行う研究が求められていよう。

## 二、戦争犠牲者とは

本来、戦争犠牲者<sup>(17)</sup>とは、軍人・軍属を含む全ての戦争で亡くなった人や負傷した人、罹病した人と、その遺族な

ど、戦争が原因で命をなくしたり身体や精神を傷つけられたり戦災などにより財産を失ったりした人々を指す用語として用いられるべきであろう。すなわち、この用語は「戦争」と「犠牲者」という二つの要件から成り立っている。後者の「犠牲者」には、「死者」だけではなく「負傷者」と精神疾患を含めた「罹病者」からなっている。しかし、一般的には「死者」を指すが、それは犠牲の極限が「死」であることと、現実的な問題として「負傷」「罹病」「精神疾患」の正確な数値を計るのは困難であることによる。本稿でも、特別なことがない限り「犠牲者」には「死者」を前提に論じていく。

しかし、戦争における死者、つまり「戦争」という行為を原因とした死者だけが「戦争における死者」ではない。それは、「戦争」という「事態」によって死亡した人がいるからで、しかも、それが五六〇万人以上という異常な数に上っている。そもそも、二十世紀の戦争は戦術の変化と兵器の発達によって一般市民、つまり、非戦闘員である一般の民間人が攻撃の対象となったことにより、多くの民間人が犠牲者となっていた。それが、戦術爆撃や原爆による犠牲者であり、抵抗運動などに巻き込まれて虐殺された犠牲者である。これらが、戦後正義論というジェノサイド犠牲者となる。

だが、これだけではなかった。ナチスドイツによるジェノサイドは戦争という行為としてだけではなく、戦争という事態（環境）によりユダヤ人などの特定の民族を虐殺していったからで、しかもそれはドイツがポーランドに侵攻した戦争目的とは全く無関係なものであった。ドイツは、占領後にユダヤ人殲滅を行うが、それは彼らユダヤ人が敵対者であるからではなくユダヤ人であったからでしかない。したがって、占領地におけるユダヤ人の虐殺は戦争目的達成のためではなかった。だが、それでもナチスがユダヤ人を虐殺できたのは、戦争と占領地という条件が揃ったからでもある。つまり、ナチスドイツにおける戦争では、戦争の目的や理由とは関係しない、しかも戦争

という非常事態であったことが条件として殺害されたユダヤ人やシンティ・ロマの存在があることから、彼らをも含めた考えが必要になる。それは、このナチスドイツによるホロコーストと呼ばれるユダヤ人の虐殺というジェノサイドの犠牲者を戦争と切り離して論じることとは、却って問題の本質を切り離すことになるからでもあることから、「戦争犠牲者」の中に含ませる必要がある。したがって、ナチスドイツによる戦争では、戦争に直接関係したジェノサイドと戦争とは関係しないが戦争という条件があって初めて行えたジェノサイドとが並存していたことになる。さらに、この虐殺現場となったナチスドイツとソ連とに挟まれた空間では一九三三年から戦後まで継続的に行われていたスターリン独裁下のソ連による自国民を含む大虐殺があった。しかも、このスターリンによるジェノサイドは、戦争とはかわらない平時下で行われていたのである。したがって、ここでの「犠牲者」を定義するならば、「戦争と国家権力の暴力による犠牲者」ということになる。

確かに、「ナチ政権は戦争のなかで『想像もできなかったことの現実化』、つまり民族全体の殲滅を試みる」<sup>(88)</sup>ことにはなるが、最初のナチス政権の戦争目的は飽くまでも「宏大な植民地の獲得」<sup>(89)</sup>であり、ベルサイユ条約で失った失地回復であった。つまり、リチャード・ベッセルが、「戦争、反ボルシェヴィキ運動、人種主義による大量殺人は密接に結びついていた」とし、ナチス政権の「戦争そのものが人種主義の表現であり、政権はそれを実行に移した。ナチの人種闘争イコール戦争だった」<sup>(90)</sup>とするのは、結果論的な論及でしかない。ナチス政権の戦争目的は、基本的に「東方における生存圏」<sup>(91)</sup>の獲得であり東方植民地の獲得であった。それが、ヒトラーの想定に反してポーランド戦争開始直後、英仏からの宣戦布告にあつて、イギリス制圧を含む対仏戦争である西部戦線への戦域が拡大したに過ぎない。勿論、ヒトラーが世界制覇を実現するための世界戦争を構想していなかったというのではない。スターリンと密約を結びポーランドをソ連と共に侵略したのは、この段階では英仏と戦う準備が出来ていなかった

に過ぎない。それは、英仏も同じで、彼らは宣戦布告をしたものの大規模な作戦を行うことはなかった。いずれにせよ、ヒトラーのポーランド侵略はユダヤ人の絶滅を目的として行ったわけではなく、結果としての問題であった。このように、本論では「戦争犠牲者」の範疇を、「戦争」だけに限定せず、戦争により犠牲となった人々と、国家権力の暴力支配により犠牲となった人々とを加えた、「戦争と国家権力の暴力支配の犠牲者」と定義して用いている。それは、ナチスドイツにおけるユダヤ人の虐殺が戦争と不可分の関係にあつたからにはかならない。

ここでいう「国家権力の暴力支配」には、政敵を抹殺することから、強制収容所・強制労働収容所・絶滅収容所などにおけるジェノサイドではなく、アインザッツグルッペンとSSの武装親衛隊による虐殺から、占領下パルチザンやレジスタンスの抵抗者への弾圧、さらに一般住民の虐殺と多岐に亘る。抵抗運動などに対抗したドイツ国防軍やSSなどによる報復としての住民虐殺には、軍事的理由によるものもあるが（パルチザンの拠点となつている村や供給基地となつていた村など）、単に報復という感情的な虐殺や、ヒトラーの指令という政治的虐殺もあることから、それを敢えて分けて考えることはそれ程意味をなさない。それは、犠牲となった人々の多くが抵抗者とは関係のない子供や婦女や老人であるからで、なかには乳児までがいることから、事実上の殺害だけが目的化された殺人であつたからにはかならない。

それ故、ここで敢えて「戦争犠牲者」の用語の中に、戦争だけではなく「国家権力の暴力支配による」という概念を加えたのは、それが戦争と密接にかかわっている極めて重大な事例があるためである。そもそも戦争は、殺害し破壊するという非人道的・非人間的な行為によつて遂行されるものではあるが、それでも数は少ないが比較的戦争時国際法というルールの下で行われた良識的戦争がなかつたわけではない。この良識的戦争とは、一般の民間人が攻撃の目標とされなかつた戦争、すなわち戦闘員と非戦闘員とが立前上でも明確に分けられて行われた戦争（戦

時国際法違反という戦争犯罪は含まない）をいうことから、一般の民間人が殺戮対象とはならなかった戦争をいう<sup>92</sup>したがって、ここで取り上げるのは、日中戦争における日本軍の戦略爆撃と言われている重慶爆撃<sup>93</sup>や、ナチドイツ占領下のフランスやイタリアやギリシャをはじめとした地域でSSやドイツ国防軍によって行われた住民虐殺といった、戦争犯罪という枠を超えたジェノサイド<sup>94</sup>についてである。

このSSやドイツ国防軍による住民虐殺とは、パルチザンやレジスタンによる抵抗に対する報復として行われた、一般の住民に対する無差別的殺戮を指している。「無差別的」とは、殺害の対象者が容疑・性別・年齢に拘わらずという意味であるため、そこにはゼロ歳児から高齢者までが含まれる。それは、基本的には報復という、戦時下の軍事占領下という特殊な環境の下でなければあり得ない行為によるものであるが、その限りではここでの犠牲者は戦争犠牲者の範疇で捉えることが出来る。

だが、ナチスが支配したドイツでは戦争とは全く拘わっていない一般住民の殺害を目的とした大量殺戮が行われていた。それがドイツ軍占領下で行われたナチスドイツによるユダヤ人の大量虐殺、すなわちホロコーストと呼ばれたユダヤ人に対するジェノサイド<sup>95</sup>にほかならない。このユダヤ人への組織的な殺戮は、ユダヤ人絶滅という政治的目で行われたものではあったが、戦争という因子が直接的な導因でもあった。もともと、ナチスドイツが行ったジェノサイドは、ユダヤ人だけではなく、シンティ・ロマ、ポーランド人、ウクライナ人、ロシア人といった民族的・人種的括りでも行われてもいた。ここで注意しなければならないのは、これらが一九三九年九月一日のドイツ軍によるポーランド侵攻から行われたもので、それ以前では行われなかったことにある。したがって、ナチスドイツにおけるホロコーストの犠牲者とは、戦争犠牲者の範疇で捉えることができる。勿論、ポーランドにおけるユダヤ人の計画的・組織的な虐殺は軍事作戦とは拘わったものではなかった。それは、ナチスドイツの対ポーランド



侵攻はヒトラーのいう東方生存圏の確保という戦略的目で行われたものであって、ポーランドユダヤ人の絶滅が目的であつたわけではない。それは、その後のバルト三国やウクライナ、ソヴィエトへの戦争においても同じであることから、本来的には戦争による犠牲者と国家権力の暴力による犠牲者とは区別されるものであるが、ここでは敢えて両者を「戦争」という概念の中で括つたのは、ナチスドイツはいえそれは戦争という因子がなければ行われていなかったからにほかならない。

もっとも、ナチスドイツが行つたジェノサイドの複雑さは、その対象がユダヤ人だけではなかつたことと、それが戦争とも直接かかわっていないことにもある。ヒトラーが率いたナチスは、一九三三年に権力を握つて先ずはじめに行つたのは、国会議事堂放火事件を理由として共産党議員や社会党議員などを一斉に検挙し収容所に送り込んでいったことや議員の資格を剥奪したことというように、政敵排除による弾圧としての政治的行為であつた。また、民族の血を純粹に保つといった優生学思想により同じドイツ人に対して遺伝病・精神病者・労働能力の欠如者・同性愛者・登校拒否児童・癩病患者などを安楽死させるという手段で抹殺してきたからでもある。つまり、ホロコーストと呼ばれたユダヤ人の大量虐殺は戦争を契機として行われたもので、それより前の弾圧や殺戮は、ナチスが政権を握つてから合法的な手段で政敵を逮捕し拘束して強制収容所に収容したり、安楽死により大量に虐殺することかといつたことは、ヒトラー政権（ナチスドイツ）という括りで行われてきたことであつた。

ナチスが最初に設置したダツハウ強制収容所<sup>96</sup>や、一九三六年に設置されたザクセンハウゼン強制収容所<sup>97</sup>と三十七年七月に設置されたブーヘンヴァルト強制収容所<sup>98</sup>は、ナチスが独裁政権を確立するために権力的暴力支配の手段として共産主義者や社会主義者、自由主義者や聖職者などを政治犯として看做して拘束し政治社会から排除するための弾圧手段として設置されたのであつて、ユダヤ人の絶滅を目的として作られた施設ではなかつた。

ナチスドイツが最終解決としていたユダヤ人の絶滅を機能的に実施するためのシステムが作られたのは、一九四二年一月二〇日のヴァンゼー会議<sup>99</sup>からであったが、この会議によってユダヤ人の絶滅という行為が行われたわけではない。ヴァンゼー会議より前に、既に国家保安部の移動虐殺部隊アインザッツグルッペンとSSの武装親衛隊によってユダヤ人などへの大虐殺が行われていたからで、それは独ソ戦が始まった一九四一年六月二三日以降のドイツ軍占領地域でのことであった。つまり、「一九三九年まで、ナチの政策の基本方針は、ユダヤ人の強制出国」であり、「ユダヤ人の大量殺戮は、ドイツ軍のソ連侵攻直後の一九四一年六月から始まった<sup>100</sup>」もので、戦争と直接繋がったものではあったが、それ自体は戦争行為とは拘わつてはいなかった。つまり、ユダヤ人の虐殺は軍事作戦行動とは無関係に占領した地域で行われた狂気の蛮行でしかない。しかも、それは単にユダヤ人を絶滅するためだけの殺戮でしかなかった。まさに、占領地という平常とは異なる空間において起こされたホロコーストと呼ばれる異常なものであったといえよう。

しかし、アインザッツグルッペンとSSの武装親衛隊による銃殺という虐殺方法は、短時間で大量に殺害するためには非効率的であり、殺害を実施する行為者の精神的ダメージも極めて大きいことから、効率的にユダヤ人を殺害するための手段として一酸化炭素ガス殺が導入され、さらにそれに改良を加え専用の施設とチクロンBを用いて殺害することだけを目的とした虐殺が行われていった。それが、絶滅収容所にほかならない。つまり、ナチスドイツが行ったユダヤ人絶滅という殺人行為は、戦争と占領地下という二つの条件の下で行われたものであったこと、戦前期から行われていたのは反ユダヤ主義によるユダヤ人の国外追放と資産没収であり、優生論による該当ドイツ人の抹殺であり、ヒトラーとナチスに反対した自由主義者から共産主義者・社会主義者・労働運動家といった政敵への拷問や冤罪による弾圧であった。したがって、ナチスドイツにおけるジェノサイドとは、平時下と戦時下とが

複合した関係にあったことになる。

だが、同じ時期に起こったスターリン政府のソビエト連邦という国家におけるジェノサイドは、戦争とは無関係に行われたものであり、しかもその犠牲者はヒトラーのナチスドイツより多かつたように、必ずしもジェノサイドが戦争と不可分の関係にあったわけではなかった。このことは、現在の中国政府が行っているチベット民族やウイグル族、さらに南モンゴル族へのジェノサイドの可能性を示唆するものでもある。そこにおける共通性は、民主国家でなく全体主義国家（共産主義国家）であるという点にあった。その意味では、移行期正義論の考えは間違っていない。

だが、ジェノサイドが全体主義国家における行為という図式で説明することが出来るかという点、必ずしもそうではない。それは、この「ジェノサイド」を国連が定めた人道に対する罪という用語概念にそつてみるという前提であるが、ジェノサイド条約が規定する事項とからすると、第二次大戦中の米英による戦略爆撃やアメリカによる原爆もまたジェノサイドであり、ベトナム戦争におけるアメリカ軍や韓国軍の住民虐殺もジェノサイドであった。特に、ベトナム戦争における米軍や韓国軍による住民虐殺は、ドイツ軍占領下のイタリアやギリシャで行ったドイツ国防軍による住民虐殺と同質のものであることから、ジェノサイドが全体主義国家特有のものであるということにはならない。ソンミ村虐殺事件という米軍の犯罪は、アメリカにおける裁判とどうかたちでその罪が問われたものではあつたが、その結果はニュルンベルク・東京国際軍事裁判（横浜法廷やシンガポール法廷等のB級・C級戦犯裁判）とは余りにも大きくかけ離れたものであつた。とはいへ、それは同じ時期に起こつた韓国軍によるベトナム住民に対する虐殺行為に対して、未だ加害者の処罰や謝罪もないという<sup>⑩</sup>ことからすれば、多少は救われるかも知れない。いずれにせよ、ジェノサイドの問題とは、必ずしも全体主義国家とか民主主義国家とかといった尺度だけ

では測れない問題を内包していることになる。

このことは、一九九〇年代前半頃から一つの研究主題となってきた「移行期正義」論<sup>⑩</sup>が、現代国際政治にとって重要な理論として有効性をもっているとはいえ、多くの限界と重大な欠陥を抱えていることを意味していよう。そもそも、移行期正義が、一党独裁支配・軍事独裁体制・独裁者支配などによる政治体制下から民主制への移行期から、「国内武力紛争が終結して間もない紛争後社会」にも適用されるとするが、いずれもそこで不正義として追求されるのは弱小国家であったり失脚した指導者であったりと、特定の条件が備わっていなければならない。つまり、政権の「移行」や紛争から平和回復といった「移行」を前提とした、極めて限定的な条件の下での「正義」の実現ということになる。さらに、現代までの戦後国際社会をみるならば、「民主制」が「不正義」を阻止する決め手になっているとは限らないことは留意すべきであろう。それでも、全体主義と民主主義との対立関係を軸とする考え方は重要である。

それは、国際社会からの厳しい批判に曝されている、中国の現状が語っているからにはかならない。前述の如く、中国における少数民族に対する政策は、文化的ジェノサイドを含む大きな問題であることは言うまでもない。中国政府が行っている、チベット民族やウイグル族、南モンゴル人への政策は、まさしくジェノサイドであるが、現在の国際社会では全くそれを阻止することも正すことも、止めることも出来ないでいる。このことは、移行期正義が現代国際社会において行われている不正義に無力であることを示しているのではなからうか。

そもそも、移行期正義はニュールンベルグ・東京国際軍事裁判で示された新しい価値観に基づいたもので、それが実現できたのは悲惨な結果に終わった廃墟化した敗戦国日独の国民感情と、戦勝国と敗戦国という政治力学的関係があったからにはかならない。それであるからこそ、ニュールンベルグ継続裁判やフランクフルト・アウシュヴィッツ

ッ裁判を経験している西ドイツにおいてすら、多くの受刑者は刑期を大幅に残して釈放されていたり、起訴もされずに戦後社会を生き抜いた多くのナチ関係者といった状態であったように、終戦直後の僅かな期間を除き遡及法的裁判を受容してはいなかった。

それは、日本でも同様で、サンフランシスコ講和条約が発効すると、一九五二年八月一五日には、この年の六月五日からはじめられていたB C級戦犯受刑者の助命・減刑の署名運動で集められた署名が一〇一二万六八九二通に達したことから、これをフィリピン駐日代表部と日本政府に渡して「受刑者の助命、減刑、釈放、海外服役者の内地送還などを嘆願する」とし、さらに東京都内では八月一日から講和に取り残された戦犯を救い出すとして「戦争受刑者全面釈放百万人署名運動」が始まり、中国関係戦犯釈放につづいて全面的解除運動が展開されてきた。このような国民的な運動を受けて、一九五二年二月九日の衆議院本会議では「戦争犯罪による受刑者の釈放等に関する決議」が可決されている。そもそも、B C級戦犯裁判については、連合国の報復、責任者が逃れ命令に従って実行させられた下級兵士などが処罰されるという日本軍の醜態、不公正・不公平・冤罪といった多くの問題を抱え込んでいた<sup>10)</sup>。なかでも、日本軍の体質的問題でもあるが、戦中の戦争犯罪の責任を命令を下した上官が兵に押しつけるという実態を多くの国民が知ったことが、戦後日本人の反軍意識・嫌軍意識に繋がっていったことは知っておくべきであろう。もっとも、ここでの運動は、あくまでもB C級戦犯に対してであって、A級戦犯に対してではない。

さて、ジェノサイド犠牲者を含む戦争犠牲者に対する歴史学研究にとって重要な仕事は、その事実を究明することと、犠牲者の記憶を記録し後世に伝えていくことにある。移行期正義において、加害者への刑罰は被害者の「失われた尊厳を回復する側面」を持ち、事実委員会が作成する報告書には「犠牲者の氏名」が載せられることから、

犠牲者の「死が国民史の一部」となっていくように、戦争犠牲者が命を絶たれた事実を記録し真相を究明し死者の名前を人類共有のものとして広く伝えると共に、歴史に刻み後世に教訓として伝承していくことであろう。それによつて、戦争犠牲者は死の世界から蘇り平和の礎となつて永遠に生かされていくことになる。それが、戦争記念碑のなかの警告記念碑と呼ばれる記念碑である。この記念碑には、犠牲となつた人びとの記憶を記録化するとともに、その記憶を通してその過ちを正し、現在及び将来に向かつて二度とこのような非人道的で残虐な行為が起らないように訴えが記されている。そのためこそ、犠牲者の記憶を記録しそれを伝える意味がある。

戦争犠牲者の記憶を記録化して社会及び後世に不朽の記憶として伝えるために造られたものが犠牲者記念碑であるが、このなかのジェノサイド犠牲者を慰霊するために建立されてきたものなから、ナチドイツによるユダヤ人虐殺の記憶の記録化、ドイツ軍による住民虐殺の記憶と慰霊、英米連合軍による戦略爆撃犠牲者の記憶について、そのなから数例を挙げて考えていきたい。

### 三、ユダヤ人犠牲者の記憶

まず、ユダヤ人犠牲者についての間接的慰霊碑をみていく。間接的慰霊碑とは、前述のグリューネヴァルトの十七番線遺跡といったような、殺害された場所ではなく強制連行され強制収容所に送られた現場に設けられた記念碑や、躓きの石のようにかつてそこに住んでいた住民がアウシュヴィッツなどで殺害されたことを記した記念碑をいう。イタリアのルツカ県フォルノリ町の平和公園に、一九九九年六月に建立された写真3にあるような自然石の「二一歳でアウシュビッツで虐殺されたリリアーナ・ウルバッツの慰霊碑」とでもいうような碑がある。規模は、高さ一五七センチメートル・横幅上部一七四センチメートル・厚さ二六センチメートル、碑面

正面には、

PARCO DELLA PACE IN MEMORIA DI

LILIANA VRBACH

BAGNI DI LUCCA 19 OTTOBRE 1942

AUSCHWITZ 19 FEBBRAIO 1944

GIUGNO 1999

とある。碑面に書かれているのは、「平和公園 リリアーナ・ウルバッチを偲んで」として、

一九四二年一〇月一九日バーニ・ディ・ルッカに生まれる  
一九四四年二月一九日アウシュヴィッツで死亡

一九九九年六月

と、リリアーナ・ウルバッチは生後僅か一歳半もしないうちにこの世を去っていた。

この碑には、建立者などについての情報は記されていないので分からない。さらに、この碑以外にユダヤ人に関する碑を探すことができなかったので詳しいことは分からないが、通常は、家族とともに収容所に送られることから一



写真3 2歳でアウシュビッツで虐殺されたリリアーナ・ウルバッチの慰霊碑

家はアウシュヴィッツに送られたものと思われる。

イタリアでの強制連行にかかわったものとしては、ポローニヤ市ユダヤ人地区（ゲット）跡記念碑<sup>11</sup>を挙げる事が出来る。この記念碑は、ポローニヤ・イスラエル連合が一九八八年一月六日に建立したもので、ポローニヤ市のインフェルノ通り（地獄通り）で元ポローニヤユダヤ人ゲットがあったところの建物の壁に掛けられている。この碑は、写真4のように長方形壁掛式石板型のもので、規模は縦一〇〇センチメートル・横九六センチメートル・厚さ二・五センチメートルである。

碑面は、詩編と本文とに分かれており、詩編には「次のことがこの時代のために書き記され、新しく造られる民が主を賛美しますように。（詩編一〇二編一九節）」とある。碑には、

この道の一六番地にゲットーのシナゴークがあった。  
一九九三年ユダヤ人が追放されて彼らと共にラビ（律法学者）のサムエル・アルキボルティらの財産も没収された。一九三八年の人種法により、新しいゲットー



写真4 1938年移民法（人種差別法）により国外追放されたユダヤ人迫害警告記念碑



が創設されるが、住民の結束にも関わらず、そこから八三名のボローニヤ出身のユダヤ人がラビ・アルベルト・アブラハム・オルピエートらと共に強制連行された。そして遠いどこかで亡き者にされた。どこなのか、いつなのかは知る由もない。この石の上にこれを記し、我々の心に記憶として残す。

一九八八年一月六日

ボローニヤ・イスラエル連合

とある。この碑には、ボローニヤのユダヤ人ゲッターから八三名のユダヤ人が強制連行されて殺害されたとあるが、その詳細は判っていないと記されている。この碑の記述から、ドイツ占領時において、イタリア人の住民の抵抗にもかかわらず、八三名のユダヤ人がナチスによって強制連行されて殺害されたと読める。このため、建立者はその事実を記すとともに、このような悲劇が二度と行われぬように警告する警告記念碑を建立したのであろう。

ナチスのユダヤ人迫害に、少なからずイタリア人が静かなる抵抗を試みていたが、その一つにフィレンツェ市内にナチスドイツとナチファシストの制圧下でユダヤ人を匿ったアドーネ・ゾーリ一家を讃える記念碑<sup>④</sup>(写真5・1)がある。この碑は、写真5・2にある建物の中央部の入口ドア(現在は、カフェになっている)の横に貼られているもので、壁掛け式石板型、規模は縦五九・五センチメートル・横八〇センチメートル・厚さ二センチメートルである。碑面に書かれているのは、

この家において、ドイツ軍の占領時代に、アドーネ・ゾーリ一家がファシストやナチストに追われていたユダヤ人達を助け救った。その後、フィレンツェの自由・解放のためにも戦った。アドーネ・ゾーリ一家は、息子のジャン・カルロとアンジェロマリアと共に、トリエステ荘において命の危険を伴う拘留と虐待を受けたがそれに耐えた。その後、フィレンツェの町と解放されたイタリアの民主主義活動を担った。



写真 5-1 ユダヤ人を匿ったアドーネゾーリー家を講える記念碑



写真 5-2 ユダヤ人を匿ったアドーネゾーリー家が入る建物、右にある道路を上るとゲシュタポの本部がありそこで拷問を受けたという

## ユダヤ教徒とキリスト教徒の友情

## 抵抗運動 レジスタンス歴史教育機関

である。この碑は、アドーネ父子がナチファシストのユダヤ人狩りに抵抗しユダヤ人を救ったことを讃えるものであるとともに、彼ら父子はフィレンツェの自由と解放のためにパルチザンとしても活動していた。しかも、ナチスに拘束され拷問を受けたもののそれに耐えた、英雄として讃える碑でもある。このため、この碑には「ユダヤ教徒とキリスト教徒の友情」と「抵抗運動」という表記がなされているのであろう。フィレンツェでは、レジスタンス運動が盛んに行われていたことから、市内各所にそれに関係する記念碑が多く建立されている。

この碑文に「トリエステ荘において命の危険を伴う拘留と虐待を受けた」とあるのは、この家からそれ程遠くないところに、ドイツ軍司令部があり、そこに拘禁され拷問を受けた事を意味している。この「トリエステ荘」は、現在司法省フィレンツェ県支局及び県刑務行政事務所となつて使われているが、その扉には写真6の碑<sup>10</sup>が建立されている。この碑は、標題はないが敢えて付けるならば「アドーネゾーリ父子を拷問したフィレンツェのドイツ軍司令部が置かれたトリエステ荘で拘留及び虐待を受けた人々に捧げる碑」とでもなるうが、碑面には、

ピエトロ・カラマンドレイの、憔悴し、苦しみ、命を落としたとしても、決して裏切つてはいけぬ、という言葉が悪名高き旧トリエステの目の前であるここに記す。この言葉は、全ての人々の自由のために、英雄的な犠牲を払った者達の今も生きる記憶である。

フィレンツェ市が、二〇一八年にここにこの碑を建立する

と記されている。

イタリアにおけるユダヤ人問題は、ナチスドイツに協力するイタリアファシスト（但し、イタリアファシストは

必ずしも反ユダヤ主義であったわけではない」と、これに反対する者とナチスそのものに抵抗する者が複雑に絡み合っていた。このため、イタリアとユダヤ人虐殺についてみたとき、イタリアは人種法の問題などはあるものの、それ程大きな問題を抱えてはいなかった。

だが、フランスはかなり深刻な問題を抱えている。それは、パリを占領したドイツとの休戦協定によって対独協力を義務づけられていたヴィシー政権が、一九四二年七月一六日・一七日に二三〇〇〇人のユダヤ人を逮捕し、次いで強制収容所に連行する手助けをしたというヴェル・デイヴ事件を起こしているからほかならない。もっとも、多くのフランス人はドイツのユダヤ人迫害に抵抗していたことから、フランス社会は極めて複雑な状態にあったことになる。

この事件より前、ドイツは一九四一年八月にパリ近郊のドランシー市シテ・ド・ラ・ミュエットにユダヤ人などを一時収容したドランシー通過収容所を設け、アウシュヴィッツなどに送り出していた。この収容所の建物は現



写真6 アドネゾーリ父子を拷問したフィレンツェのドイツ軍司令部が置かれたトリエステ荘で拘留及び虐待を受けた人々に捧げる碑

在はラ・ミュエット団地として使われているが、その一角に、写真7-1の記念碑と写真7-2の輸送に使われた貨車と線路が、これとは別に五基の記念碑が建立され、元収容所に使われていた建物には四基の記念碑板が設けられている<sup>(11)</sup>。写真7のメインの記念碑は、高さ一一三センチメートルの土台の上に設置された石造物で、中央に高さ三一一センチメートルの苦しむ人物像が高さ三六〇センチメートルの支えと幅一一三センチメートル×三の台座の上に置かれ、それを囲むように左右に柱のような壁が設けられている。左(A)の支柱は高さ三三〇センチメートル・横一〇一センチメートル・奥行き一一〇センチメートルの石造で、一九七六年に制作されたもの。

碑面の文字情報を見ると、Aの内側には、フランス語で碑文が書かれているが、それを意識すると次のような意味になる。

一九四一年八月二〇日、五〇〇〇人のユダヤ人がパリで逮捕されこの場所に集められた。ナチスによるユダヤ人の絶滅収容所への待合室ともいうべき、ドランシー収容所の幕開けとなる。

一〇万人程のユダヤ人の、男性・女性・子供・老人が、強制収容所、殆どの人びとはアウシュビッツに送られる前に、この収容所に収容された。

たった、一五一八人が生還しただけで、二五六人は人質として銃殺された。

Bの内側にも、次に様なことが書かれている。

このモニユメントは、ナチスの残酷さの被害者、フランスのユダヤ人殉教者達が証言する。

思いを凝らして、そして忘れないでいて。

見てそして考えて。それは、私の苦しみと比較できる苦しみかどうかを。



写真 7-1 ユダヤ人犠牲者慰霊碑・後方の左右の建物が元収容所の建物

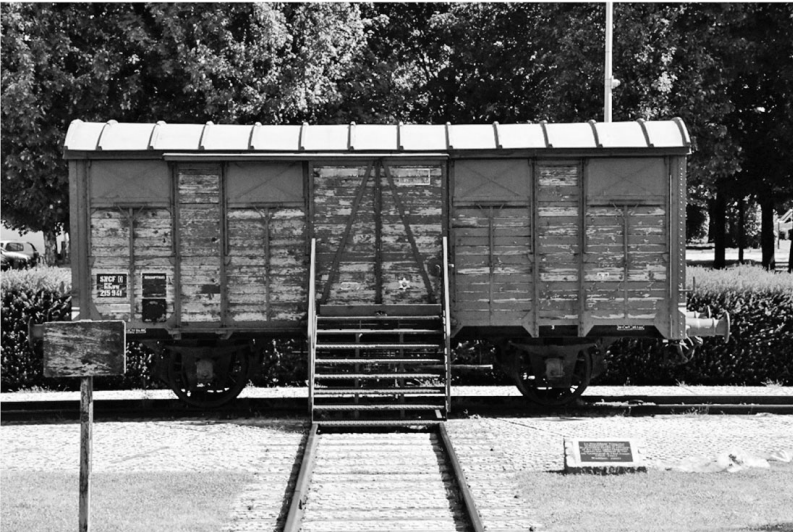


写真 7-2 ユダヤ人の輸送に使われたという貨車と線路

嘆きの声

この収容所は、最初はゲシュタポとSSDの管轄下でフランスの官憲が監督管理していたことから、ナチスの共犯者フランスという事実を消し去ることは出来ない。フランスの微妙な立ち位置が分かる。

この記念碑の後ろの貨車の前に、二基の記念碑がある。その一基は六角形のもので、規模は前部の高さ一〇センチメートル・斜面四五センチメートル・後部高さ三四センチメートル、横七五・五センチメートル・奥行底辺五六センチメートル・奥行き上部一一センチメートルで、正面の斜面には縦三四・五センチメートル・横五〇センチメートルの碑板が埋められているが、そこには、

フランス共和国

「フランス国政府」(一九四〇—一九四四)と言われた事実上の権力の下で犯された人種差別的、ユダヤ人排斥の迫害、そして人間性に反した犯罪の犠牲者に敬意を表し、彼らのことを決して忘れない。

とある。この碑の隣には、同じ六角形(規模は、前部の高さ一七センチメートル・斜面四三センチメートル・後部高さ三四センチメートル、横七六センチメートル・奥行底辺五六センチメートル・奥行き上部一一センチメートルで、正面の斜面には縦三〇センチメートル・横六〇センチメートルの碑板が埋められており、そこには、

ここに、ヴィシー政権によるフランス国が、数千人のユダヤ人、ジプシーや外国人を収容した。ナチス強制収容所に送られた彼ら被収容者達は、殆ど全ての人のびとが、そこで死と出会うことになる。我々はこの記憶を後世に伝え決して忘れることはないであろう。

ユダヤ人学生連合

とある。ここは、フランス人にとって自己批判する場でもあった。

しかし、この記念碑の隣には写真8のようなそれとは違った碑がある。形状は同じ六角形のもので、規模は、前部の高さ二八センチメートル・斜面七六センチメートル・後部高さ五六センチメートル、横一三四センチメートル・奥行底辺九一センチメートル・奥行き上部一七センチメートルで、正面の斜面には縦六九センチメートル・横一〇〇センチメートルの碑板で、そこには、

シャルル・ド・ゴール広場

「何があるとしても、レジスタンスの炎は消えてはならない。そして消えることはないだろう。」

シャルル・ド・ゴール将軍

忘れないでいて

五〇年前に侵略者と戦うために出された様々な招集に応じながら、出身や、様々な意見・信念の違うドランシーの人びとが、ナチスの占領の夜に、自由、国家の独立、そして平和の為に立ち上がった。

ドランシー 一九九〇年六月一八日

とある。自由フランスとしてドイツとヴェシー政権と戦ったドゴールの呼びかけに応じて占領軍たるドイツ軍に抵抗したレジスタンスを讃える碑と考えることが出来る。もっとも、フランスを占領したドイツ軍を占領軍として位置づけることが出来るのかは疑問の余地がある。なぜならば、ドイツに宣戦を布告したのはフランスが先であっ



写真8 ドランシーレジスタンス記念碑



たからで、その限りではフランスは単に敗戦国であつたに過ぎないからだ。

さて、収容所として使用された建物のメイン記念碑から見て右側手前の一階に、写真9のような三基の碑板が貼られている。先ず、一番上の碑板は、縦三五センチメートル・横五九センチメートル・厚さ二センチメートルのもので、そこには、

この場所で、一九四〇年の五月と六月に、ドイツ軍によって捕虜となつたイギリス兵が国外追放される前にナチスドイツの捕虜収容所に収容された。忘れてはならない。とある。

中段の碑は、縦六〇センチメートル・横八〇センチメートル・厚さ二センチメートルのもので、そこには、一九四一年から一九四四年迄強制収容であつたこの場所に、一〇万人のユダヤ教徒またはユダヤ教徒の子孫の男性・女性・子供が、ヒトラーの占領軍によって収容され、それから、膨大な数の人びとの大多数が死に面したナチスの絶滅収容所に送られていった。とある。

さらに、下段の碑板は、縦四〇センチメートル・横六〇・二センチメートル・厚さ一・五センチメートルのもので、そこには、



写真9 ドランシー収容所記念碑三基

ここは、戦争で捕虜となった凡そ一万人のフランス兵の苦しみが始まった。第三捕虜収容所である。この場所の捕虜達は、何年間もナチドイツの捕虜生活を送らされた。忘れない！

一九五一年五月二〇日 セーヌ捕虜戦闘員協会

と、フランス兵捕虜の碑であった。この碑から、この建物はユダヤ人などの通過収容所としてだけでなく、連合軍とフランス軍の捕虜収容所でもあったことが分かる。

この建物の向かい側、つまりメイン記念碑から左側の建物の中に、写真10の縦三〇センチメートル・横五〇センチメートル・厚さ二センチメートルの碑板が掲げられている。そこには、

この場所で、ユダヤ人犠牲者で著名な詩人、マックス・ジャコブが一九四四年三月五日に亡くなった。

とある。これは、躓きの石と同じ性格のもので、著名な詩人のマックス・ジャコブを偲ぶ記念碑であった。

次に、フランスにとって大きな汚点となったヴェル・ディヴ事件についての記念碑を見ていく。そもそも、ドイツ占



写真10 マックス・ジャコブを偲ぶ碑

領下、フランスのヴィシー政権が自らユダヤ人へのジェノサイドに加担したことから、ユダヤ人迫害の記憶を記録化した警告型記念碑が建立されている。かつて自転車競技場があった場所に、ユェロドローム・デイヴェール（大量検挙事件）のユダヤ人の子どものための記念碑」と題した壁型の記念碑A碑（写真11）が建立されている慰霊の空間がある。敷地内には、この記念碑の他に、ここに収容されアウシュヴィッツに送られ虐殺された子供達の像として、高さ一〇四・五センチメートルの女の子の像と、弟が高さ七四センチメートルの男の子の像が、紐が切れて宙づりになっているブランコ（紐の高さは一七〇センチメートル）の像であるが、この空間の周囲に植えられた木の枝には、関係者が吊したであろう虐殺された子供や家族の写真が吊るされ、ここで起こった悲しみについて無言の叫び声を上げていた。この場所は、一九四二年七月一六日と一七日に行われたヴェロドローム・デイヴェール大量検挙事件において、検挙されたユダヤ人が収容された自転車競技場跡地で、ナチドイツの犠牲となったユダヤ人の子どものための慰霊の空



写真 11 虐殺されたユダヤ人の子どものための慰霊碑

間と呼ぶべき所である。ここに建立されている壁型の記念碑は、高さ二八一センチメートル・横幅一〇〇九センチメートル・厚さ二七センチメートルのもので、碑面には、

一九四二年七月一日と二七日に、フランス警察に逮捕され、ドイツ人らによってアウシュヴィッツ・ビルケナウの絶滅収容所に送られる前にヴェロドローム・デイヴェールに収容された子どもたちの名前

として、子供の名前と年齢が刻まれている<sup>(15)</sup>。なお、この碑面の右端の下に六人の子供の名前が刻まれているが、そこには「生還」と刻まれていた。すなわち、ここに名前の刻まれた殆どの子供は、アウシュヴィッツ・ビルケナウ収容所で殺害されたことになる。

また、この碑から百メートルも離れたビルメク駅近くの道路沿いの塀には、このユダヤ人大量検挙事件についての高さ一〇二センチメートル・横幅一八一・五センチメートル・のアクリル板の記念碑B碑（写真12）がある。そこには、

一九四二年七月一日と二七日、ユダヤ人一三二五二



写真 12 虐殺されたユダヤ人の慰霊碑

人がパリ及びパリ郊外で逮捕され、強制収容所に送られ、アウシュヴィッツで殺害された。ここにそびえ立っていたヴェロドローム・デイヴェール(デイヴェール自転車競技場)の中に、子供四一五人、女性二九一人、男性一一二九人が、ナチス占領軍の命令によりヴィシー政権の警察によって、非人間的な環境の狭い空間に詰め込まれた。彼らに救助の手を差し伸べようとした人々が感謝されていますように。忘れないでいてと記されている。

この碑に刻まれている文章をみると、前述の犠牲となった子どもたちの碑と比較するとかなり性格が異なっていることに気づくであろう。それは、両碑ともフランスの負の歴史に向き合うものではあるが、前者は犠牲となった子どもたちへの償いと後悔と自らの罪を表しているのに対して、後者は、ナチスドイツに責任を負わせ、次いでヴィシー政権の罪としてその責任を問い、最後に、良心的なフランス人が彼らを救ったことを記すことにより、僅かではあるが救いを求めていることにあるからだ。確かに、フランス人の中でユダヤ人を助けた人も多い。

それを記録した記念碑が、シヨウ記念館にある。これは写真<sup>13</sup>にあるように、記念館の外の壁に「義人の壁」として刻まれたもので、そこには、

義人達はナチスの占領軍とヴィシー政権によって迫害されていた四分の三のフランスのユダヤ人救出に貢献し、必要不可欠な物質的、道徳的な助けをもたらした。

として、一九六四年に義人の称号を授与された、アリス・フェリエール(ミュラ、カンタル県)とジャン・フルーリー神父(ポワチエ、ヴィエンヌ県)以下の人々の名前とそれを行った場所が記されているように、多くのフランス人がナチスドイツの迫害からユダヤ人を守っていた。

また、A碑とB碑の近くのセーヌ川河畔の公園には、彫刻家のウォルター・スピッツァーと建築家のマリオ・ア

ザグリーの作による犠牲となったユダヤ人家族を描いたのではないかと思われる銅像C碑（写真14）がある。銅像の規模は、中央の大人の像が九センチメートル、子供が五センチメートルのもので、高さ二〇センチメートル・横幅三〇センチメートル・奥行き一四四センチメートルの石台上に載せられている。その石面には、

フランス共和国

フランス国政府（一九四〇—一九四四）と言われた事

実上の権力の下で犯された人種差別的なユダヤ人の排斥と迫害、そして人間性に反した犯罪の犠牲となった人々に敬意を表す。彼らのことを決して忘れないために。

といったようなことが記されている。<sup>18)</sup> いずれの記念碑も、ユダヤ人虐殺という非人道的行為を批判し負の遺産として認識することによってこのような蛮行が二度と起こらないように警告するというものであった。

だが、これら三つの記念碑は形状が異なるというだけではなく、同じ警告型記念碑ということにはなるもの、そ



写真 13 ユダヤ人を匿った人達の記念碑・ショウ記念館壁

の内容はかなり異なったものになる。それはB碑のようにナチスドイツに占領され支配された被害者の立場での碑と、A碑のようにユダヤ人の悲劇を自らの問題として認識して過去に向き合っている碑、ヴィシー政権に責任を求めながらも過去の過ちに向き合いながらそこにかかわったフランス人の顔がないもの、人類共通の負の歴史として認識するC碑といったように、さまざまな立場からのものがあり、それを読み取るのはその碑を見る側の問題となろう。

フランスと同じように、ドイツ軍占領下でユダヤ人絶滅政策に加担したイタリアにも、それを負の歴史として受けとめ二度とこのようなことが起こらないように警告すると共に、そこで起こった事実を記録するという現代を生きる人々の責務としての記念碑が建立されている。ここでは、三つの事例からイタリアの特徴を考えてみる。

まず、ローマの元ユダヤ人ゲット跡にある記念碑であるが、それは、一九四三年一月一日早朝に三六〇名のSS行動部隊がユダヤ人の住居に押し入り彼らを強制連行して絶滅収容所に送って殺害するという事件<sup>10)</sup>に関するもの



写真 14 虐殺されたユダヤ人の慰霊碑

である。これに関する碑を、三つ紹介する。まず第一が、かつてのユダヤ人ゲットーの入口があった場所の近くの建物の壁面に貼り付けられた、ローマにおけるユダヤ人強制連行の記念碑<sup>⑭</sup>とでも称するべき碑である。形状は、壁掛け形の縦一一二センチメートル・横七八センチメートル（厚さ測量不能）の石板型で、碑文には、一九四三年一月一六日にローマで激しいユダヤ人狩りが行われ、二〇九一人のローマのユダヤ人が強制収容所に連行され亡くなった、イタリア全体では、約六〇〇〇人が犠牲となった、と記されている。この碑板の下に、縦三三センチメートル・横九七センチメートル（厚さは測量不能）の壁掛け形石板が掛けられているが、それは「絶滅収容所で亡くなった新生児慰霊碑」とでもういふべきもので、その碑面には、

彼らは未だ、人生を始めてさえいなかった。ナチスの絶滅収容所で亡くなった新生児達を偲んで、市当局は記念日にこれを設置する。二〇〇一年一月  
とある。<sup>⑮</sup>

第二は、二〇一〇年に建立されたもので、家族全員が絶滅収容所に送られ虐殺された人の記念碑<sup>⑯</sup>である。形状は、石板型の縦九一センチメートル・横一一九センチメートル・厚さ三センチメートルの壁掛形記念碑で、碑面には、一九四三年一月一六日に逮捕されレジナ・ユエリ刑務所に収容され、ティブルティーナ駅からアウシユヴィッツに送られ家族全員が虐殺された、とある。

第三は、同じ元ユダヤゲットーにあるローマ・ユダヤ人学校であるヴィットリオ・ボラツコユダヤ小学校の壁面に掲げられている碑で、それはこのユダヤ人学校からナチスによって連行され殺害された児童の慰霊碑<sup>⑰</sup>である。その碑板は、縦六四・五センチメートル・横一〇三センチメートル・厚さ二センチメートルの壁掛け式石板型のもので、その碑面には「永遠に記憶する」として、連行されたユダヤ人学校の一一二人の児童はナチスの絶滅収容所で



殺害された、と刻まれている。

これらの碑の特徴は、飽くまでも客観的にここで起こったことを記録しそれを社会及び後世に伝えようとするものであることだ。サロ政権下であったとはいえ、このユダヤ人の逮捕、強制連行、アウシュヴィッツでの強制労働と殺害は、飽くまでもナチスドイツによるものでイタリアには直接的責任があつたとはいえない。この時のユダヤ人逮捕について、大澤は「ローマで捕らえられた一千名以上のユダヤ人はアウシュヴィッツへ向け移送され、その五日後には彼らの八〇パーセントがガス室で殺害され……生き残ったローマ在住のユダヤ人は、たったの十五名だけだ」とするが、このナチスとの関係については「ナチスのユダヤ人狩りと強制移送は、期待とは異なって、全体的に効果が上がらなかつた……ローマ市のユダヤ人八千人のうち半数を超える四千五百人以上が、教会、修道院に保護され助かっている」としているように、ナチスドイツとイタリア人はもとよりイタリアファシストもユダヤ問題についてはかなり考えが異なっていた。

また、高橋進もナチスが占領した時にユダヤ人種とされたのは四万三〇〇〇人であったが、「このうち約七〇〇〇人が殺害された」と犠牲者の割合を一六・三パーセントとしていた。確かに、ムッソリーニ政権下のイタリアで人種法が制定されたが、それはナチスドイツとはかなり違ったものであつた。一九三八年九月五日勅令第一三九〇号「ファシズムの学校における人種の防衛のための措置」や、同年一〇月六 七日のファシスト大評議会における「人種宣言」、さらに同年一月一七日の勅令第一七二八号「イタリア人種の防衛のための措置」を見る限り、ナチスの人種法のような徹底的なユダヤ人排斥といったものにはなっていない。このようなイタリアのユダヤ人観とイタリア社会におけるユダヤ人の存在感の小ささに加えて、ユダヤ人の一斉検挙・強制移送がナチスドイツによる軍事占領下で起こったことが背景としてあり、比較的ユダヤ人犠牲者が少なくて済んだといえよう。

一方、フイレンツェ中央駅構内の16番線入口の線路上には、写真15にあるような「ユダヤ人をアウシュヴィッツに送り出した16番ホーム記念碑」として、砕岩造形モニュメントと碑石型の記録碑が建立されている。規模は、モニュメントの岩が一箇の厚さが七五センチメートル・横一八〇センチメートル、台形形碑石Aが高さ前五・五センチメートル・高さ後一五・五センチメートル・横一五一センチメートル・奥行き四〇センチメートルで碑板は縦四〇センチメートル・横一五二センチメートル、碑石Bが高さ一八・五センチメートル・横一九センチメートル・奥行き二五センチメートルで碑板が縦二一・七センチメートル・横一五センチメートル・厚さ〇・二センチメートルである。碑石Aの碑板には、

このプラットホームから、数百人のユダヤ人の男女・高齢者・子どもたちが、鉄製の貨車に乗せられてアウシュヴィッツのガス室と焼却炉に向けて出発した。この記念碑は、無辜の人々の命を取り戻そうとするものではないが、同じ過ちを二度と起こさないようにする



写真 15 「ユダヤ人をアウシュヴィッツに送り出した 16 番ホーム記念碑

決意のもと、この事実を忘却させないようにするために建立するものである。永遠の記憶として残すために。

一九四三年一月九日 ユダヤ暦五七〇四年八月一日

二〇一三年一月九日 ユダヤ暦五七七四年九月六日

と記されている。碑石Bは、この碑の建立に関する記録が書かれているが、それは、

フィレンツェ・ロータリークラブ 二〇一三年一月八日

財政的には、ロータリークラブフィレンツェが行ったプロジェクトである

トスカナ州・フィレンツェ県・フィレンツェ市後援

フィレンツェ信用金庫協賛

フィレンツェ文化財・文化活動省・観光省

フィレンツェユダヤ人協会

フィレンツェ芸術アカデミー

劇団ディンバルコ協会

大型駅株式会社・ブランデンステイオーネ株式会社

イタリア国鉄協賛

とある。

つまり、これは二〇一三年一月八日に、フィレンツェ・ロータリークラブのプロジェクトとして経費的な負担を担い、これにトスカナ州・フィレンツェ県・フィレンツェ市が後援し、フィレンツェ信用金庫が協賛、さらに、フィレンツェ文化財・文化活動省・観光省、フィレンツェユダヤ人協会、フィレンツェ芸術アカデミー、劇団ディ

ンバルコ協会、大型駅株式会社・ブランドンステイオーネ株式会社、イタリア国鉄が協賛したとあることから、ヨーロッパ的な建碑の形と言えよう。

このフィレンツェにおけるユダヤ人の強制連行もアウシュヴィッツにおける虐殺も、フィレンツェ人はもとよりイタリア人には責任はない。したがって、ここでの建碑は、この場所において起こったナチスドイツが行った非人間的な蛮行を非難すると共に、このような悲劇が二度と起こらないように「願」う祈りの目的で造られた、呼びかけの碑でもある。この碑の特徴は、事件が起こった日付を、キリスト教暦とユダヤ教暦とを併記したことで、ここに建立者のイタリア人とユダヤ人との連帯感を示しているよう。しかし、碑文はイタリア語でしか書かれていない。一般的には、虐殺されたユダヤ人を追悼する慰霊碑には、現地語とヘブライ語とが併記されることが多いことから、この碑は飽くまでもここで起こった事実を記録しそれを世界と後世に伝えるための記念碑と位置づけることが出来る。

ドイツやフランスで見る限り、ユダヤ人の鉄道移送はそれ程人目につかないところで、家畜のような扱いで行われていたが、フィレンツェのようなメインのホームを使って行われることは少ないことから例外的なことのようにも思われる。この記念碑もここで起こった歴史的事実を述べるとともに、このような悲劇が「二度と起こさない」との「希望」をもって、「この事実を忘れないために」且つ「永遠の記憶として残すために」ここに碑を建立すると記していた。この碑文の特徴は、二二世紀に入ってからのものであること、そこには「ナチス」も「ドイツ」も記されていないことにある。それは、一九四五年迄の歴史と責任を追求するというものだけではなく、一九四五年以降の戦後、絶え間なく続いている大量殺戮・人権蹂躪・民族迫害に対する警告にあるように思える。いずれにせよ、ここで起こった事実を後世に伝えると共に、現代社会に対してもこのような犯罪的行為の非を訴える警告碑の役割

を果たしている。

勿論、ユダヤ人の強制連行・虐殺という蛮行をそのまま受け入れざるを得なかった国もある。ドイツ軍占領下のギリシャでその事例を見ると、ギリシャ北部、アルバニアとの国境の近くに位置するイオアニナの街中に、写真16のようなこの町のユダヤ人が強制連行され絶滅収容所に送られていったことを記録する記念碑<sup>16)</sup>がある。その碑とは、一九四四年三月二五日にこの町からナチスドイツによって絶滅収容所に送られた一八五〇人のユダヤ人犠牲者を慰霊するためのもので、形状は金属製壁式、規模は前部が高さ二五二・横九七センチメートル・厚さ二二センチメートル、後部が高さ二三〇センチメートル・横九二・五センチメートル・厚さ二二センチメートル、ジョルジョ・クイアラス作で一九九四年にイオアニナ市によって建立されたものである。イオアニナ市民は、ナチスドイツによって犠牲となった元の住民に想いを致し、非情の死を遂げた人びとの冥福を祈るとともに、二度とこのような過ちを繰り返さないように警告を発していた。

また、アルタ市内には写真17にあるようなユダヤ人犠牲者の慰霊碑<sup>17)</sup>がある。この碑は、アルタ市の城壁入口手前に建立されたもので、かつてユダヤ人居住区であった場所に建てられていた。これは一九四四年三月二四日にナチスドイツによって強制収容所に送られ虐殺されたアルタ城内に住んでいたユダヤ人犠牲者を祀る石造の慰霊碑で、



写真 16 ナチスドイツによって絶滅収容所に送られた 1850 人のユダヤ人犠牲者慰霊碑

机は上部が厚さ八センチメートル・横一五〇センチメートル・奥行き五〇センチメートル、脚部が高さ四五・五センチメートル・横一三五センチメートル・奥行き五〇センチメートルに碑文を刻む縦三六センチメートル・横一二六センチメートルの碑板が詰め込まれ、後ろの本枝の燭台が描かれている碑板は、縦九〇センチメートル・横一六〇センチメートル・厚さ一〇センチメートルのものである。碑板には、ギリシャ語で「ナチの収容所で命を落としたアルタ出身の三二四人のギリシア系ユダヤ人たちが偲んで」といった内容のもので、歴史的事実だけを淡々と刻んだものである。建立は、アルタ市とアテネのイスラエル中央委員会による。

この碑の前の机の上には、石造のトーラーが置かれ、そこには「二度とないように」と、人類共通の願いが刻まれていた。この碑も、ここに住んでいるギリシヤ人住民にとって、かつてナチスドイツが行ったユダヤ人の強制連行には責任はないものの、彼らの蛮行は人類史上の負の遺産でありその誤りは糾弾されてしかるべき事柄で



写真 17 ナチスによって強制収容所に送られ虐殺されたアルタ城内に住んでいたユダヤ人犠牲者慰霊碑

もあることから、アルタ市民とイスラエルの連携による建碑により、その事実を記録し後世に伝えるという意味でこの碑の持つ意味は大きいといえよう。だが、イスラエルの現状とギリシャとイスラエルの関係をみると、この碑の持つ意味は極めて複雑なものがあるように思われる。

ここで起こったことの責任は、被占領者でしかなかったアルタ市民にとって、彼らを救えなかった責任は問えない。当事者としてではなく、その地で起こった忌まわしい出来事という意味において、負の歴史を背負わされるギリシャ人とは何かを改めて考える必要がある。

このように、ここではユダヤ人に関するイタリア・フランス・ギリシャから、間接記念碑としての事例を挙げて、そこにかかわる犠牲者の記憶の記録化の現状をみてきた。ここでは、建碑とその国家・国民・社会との関係とともに、現在の状態も見ていく必要がある。されに、ユダヤ人のホロコーストについては、その現場の記憶がどのように記録化され継承されてきたのか、そしてそれがどのように活用されているのかを見る必要がある。現在、最も有名な施設がアウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所であるが、それは一つに慰霊施設（写真18は中央慰霊碑）であるというだけでなく、強制収容所のなかで最も復原・整備された施設であり、ポーランド政府の施策もあるが徹底的にホロコースト教育の場として機能していることからでもある。それが出来た理由の一つに、施設が完全に破壊される前に保存運動が起こったことから辛うじて残されたことにある。それは、多くの施設が戦後の混乱の中で破壊されたり、難民収容所や刑務所といった他の施設に再利用されたことにより大幅に改造されたりしたからであるが、それだけではなく、残らなかつたりした背景の一つには、3・11東日本大震災の被災地で、津波被害の凄まじさを後世に残し警鐘を鳴らしていくために残そうという取り組みに対して、その辛い記憶を忘れないとする思いから取り壊されていったように、絶滅収容所などもまた収容者たちの思いから多くが取り壊され、人びとの記憶

から忘れ去られてしまったものもかなりあった。もっとも、絶滅収容所の中には写真19のトレブリンカ絶滅収容所跡<sup>18)</sup>のように、敗戦前にナチスの手にとって完全に破壊された収容所もあり、残されている記録は多くはない。それでも、多くの絶滅収容所が造られたポーランドにおいては、ポーランド政府の努力によるものではあるが、かなりの収容所が復元され慰霊施設兼教育施設として活用されている。

このような、ポーランドにおける取り組みはあるものの、ポーランドにもフランスと同じような負の歴史が残っている。その一つが、イェドヴァブネ虐殺事件にほかならない。これは、イェドヴァブネという小さな町で、一九四一年七月一〇日に起こった、ユダヤ人がポーランド人住民によって虐殺されるという事件を指している。ここで殺害されたユダヤ人は、町の郊外に連行され、ある小屋に押し込められて焼き殺されたという、ポーランド人によるユダヤ人虐殺のことを言う。ユダヤ人は、火に焼かれて殺害されたことから、遺体の識別が殆ど出来ないため、現在慰霊碑が建っている場所にそのまま埋められているという。したがって、



写真 18 ビルケナウ強制収容所跡の犠牲者慰霊碑



ポーランド政府の国家記銘院による調査でも正確な犠牲者数が分かっていないという。写真20はイエドヴァブネの町からやや離れた所の慰霊墓地に建立された慰霊碑<sup>(13)</sup>であるが、形状はコンクリート製長方形型で、規模は本碑が高さ一七六センチメートル・横一一八センチメートル・奥行き六〇センチメートル、正面の碑板の木片は縦一二二センチメートル・横八〇センチメートル・厚さ四センチメートル、右面の木片は縦三八センチメートル・横五〇センチメートルである。文字は、ポーランド語とヘブライ語で記されている。碑面には、

一九四一年七月一〇日、この場所で、イエドヴァブネとその近郊に住んでいたユダヤ人と共生者は、男も女も子供も、生きたままに焼かれた。ユダヤ人の記憶として。

とある。この碑には、誰が彼らを殺害したかは敢えて記してはいなかった。

イエドヴァブネは、虐殺事件で有名になったが、それはイエドヴァブネだけの問題ではなかった。実際はこの地域



写真 19 トレ布林カ絶滅収容所跡に建立されている慰霊碑

の複数の村落でも、同様のポーランド人によるユダヤ人の虐殺が行われていたからである。写真21は、イエドヴァブネからはそれ程遠く離れてはいないボンソシユ村の郊外に、ここで虐殺された二五〇人のユダヤ人犠牲者の慰霊墓地<sup>21)</sup>がある。形状は、ダビデの星と燭台を用いた典型的なユダヤ式墓碑で、規模は燭台が高さ九〇・五センチメートル、碑石は高さ二三七センチメートル・横一一一・五センチメートル・厚さ一三・五センチメートル、ダビデの星は縦九六・五センチメートル、碑板は縦六四センチメートル・横八一・五センチメートル・厚さ一・三センチメートル、台座一段目が高さ一二センチメートル・横二一八センチメートル・奥行き二二・五センチメートル、台座二段目は高さ三センチメートル・横二七七センチメートル・奥行き二七七センチメートルであった。碑板には、

一九四一年六月、殺害された二五〇人のユダヤ人の亡骸がここに埋葬された。彼らの記憶として。

とある。ここでも、誰が殺害したのかは書かれていない。対立を想起させるのではなく、飽くまでも和解を前提とし



写真 20 イエドヴァブネで虐殺されたユダヤ人犠牲者慰霊墓地の慰霊碑

た歴史記憶にとつては、重要な考えであろう。

このイェドヴァブネ虐殺事件とボンソシュ村虐殺事件は、実際に起こった事件の一部でしかないことから、この問題はポーランドにおける反ユダヤ観にかかわったものとして捉えなければならぬといえよう。少なくとも、この地域周辺の集落ではこのようなユダヤ人の虐殺が起こったからで、ここで挙げた二つの集落だけを特殊化して考えるべきではない。だが、比較的ユダヤ人には好意的であったポーランド人が何故に、虐殺という無差別殺戮を行つてたのかということ問い直す意義は大きい。それは、現在のヨーロッパ各地で起こっている移民排斥運動はもとより、そもそも各国に見られる反ユダヤ主義乃至反ユダヤ感情が未だに社会的な風潮になっているからにほかならない。ナチスのホロコーストに対する研究は、独りドイツに限定して行うべきものではなく、ヨーロッパにおける反ユダヤ主義・反ユダヤ感情として捉えていかなければならない。

さらに、ユダヤ人犠牲者については、ホロコーストという余りにもシヨッキングが犯罪的行為であったこともあり、



写真 21 ポンソシュのユダヤ人虐殺犠牲者慰霊墓地

当事国であるドイツはもとより、日本をはじめ多くの国の研究者が研究課題として取り上げかなりの成果を上げている。だが、シンティ・ロマなど、マイノリティーの人びとの悲劇は殆ど調べられていない。ユダヤ人虐殺と同じように他のマイノリティーの人びとのジェノサイド犠牲者について明らかにして行くことが、今後の課題である。これは、現代のヨーロッパにおける移民排斥運動の問題だけではなく、現代における抑圧と差別と虐殺を受けているのは、依然として国家を持たない民であることで、なかでもパレスチナ人問題はナチス支配下のポーランドの状況、とりわけガザ地区はワルシャワに造られたユダヤ人ゲットーを再現しているようにみえるからでもあり、それは現代的問題でもあるからにほかならない。

#### 四、ドイツ軍による住民虐殺犠牲者の記憶

占領軍としてのドイツ軍に対して、多くの国でパルチザンによる武力抵抗運動がおこっていた。戦後、彼らは英雄として讃えられ、そこで斃れた者を慰霊する記念碑が建立されていく。

抵抗運動では、多くの犠牲者が出る。このため、抵抗運動による勝利を記念する記念碑でも、基本的にはそこで斃れた犠牲者の功績を讃え慰霊する。イタリアのピアチェンザ市には、門柱型の写真<sup>22</sup>レジスタンス運動記念碑がある。これは、高さ三四六センチメートル・横三五三・五センチメートル・奥行き一三七センチメートルのもので、碑の左の柱の内側に、「レジスタンス運動で命を落とした人々へ 一九七六年四月二十五日」と刻まれている。

この記念碑は、アーティストのセツラ・ウイリアム氏が手がけたもので、依頼はアンピからのものであった。この碑には、建立の詳細が記録されていないので、ウイリアム氏に聞いたところ、建立は碑に刻まれているように一九七六年四月二十五日で、その日が解放記念日であったことから式典も行われたという。



写真 22 ピアチェンザパルチザン記念碑



写真 23 1943-45年のナチスの犠牲となった人びとを偸ぶ記念碑

パルチザンの記念碑では、彼らの英雄的行為を讃えるとともにそこで犠牲となった人びとを慰霊するために、犠牲者の名前などが記録されていくものであるが、この碑にはそれが無い、極めて特異なものであるともいえる。もともと、ピアチェンザ市には抵抗運動それ自体を讃える記念碑はある。それが、写真23にある一九四三 四五年のナチスの犠牲となった人びとを偸ぶ記念碑である。この碑は、二〇〇五年一月二十七日に建立された金属ステンレス製の板状型のもので、規模は翼部が高さ三七二センチメートル・横

七一・五センチメートル、碑柱が高さ三七二センチメートル・幅二九センチメートル、三角形土台各辺がそれぞれ一六五・五センチメートル・二二二・五センチメートル・一八九・五センチメートルである。そこには、抜き文字で「一九四三 一九四五年ナチス収容所連行被害者追悼公園」として、ナチスの手にかかつて亡くなった抵抗者への想いが刻まれている。

パルチザンによる抵抗運動は、ドイツ軍による報復としての住民虐殺を誘発する。ナチスによるユダヤ人などへの虐殺とは異なり、それはドイツ国防軍による戦争犯罪行為でもあった。ドイツ軍占領下における地域住民は、一方で抵抗者としてパルチザンに身を投じて反独武力抵抗活動をしている者と、それを支援する者、それとは距離を置いている者などさまざまであるが、犠牲となるのはそれとは無関係に悲劇が襲ってきた人々であった。ここで、一九四四年七月四日に九七人の罪なき民がドイツ軍によって虐殺された、イタリアのメレート村虐殺事件を事例に、その問題についてこの村に建立されている慰霊碑を基に見ていくことにする。

この事件は、現在のアレツォ県カヴリーリア町メレート・ヴァルダルノ村で起こったもので、村の近くに駐屯していたドイツ軍の兵士をパルチザンが殺害したことから、その報復としてドイツ軍が村を襲撃して村の九六人の男とそれを止めようとした司祭一人が銃殺されたことで、村内にはこのメレート村虐殺事件に直接かわる八基の記念碑（便宜的に㊿から㊿と表記、これとは別の補助的なものが二基ある）と、これとは関係していない第一次大戦の記念碑とがある。この慰霊碑を手掛かりに、メレート村虐殺事件を検証してみる。まず、第一次大戦の記念碑と㊿の慰霊碑は、第一次大戦記念公園と呼ばれている公園にあるが、村を襲ったドイツ軍は村の男たちをこの公園に集め、それから四つ集団に分けて銃殺していた。

まず、男たちが集められた第一次大戦記念公園には、二基の慰霊碑がある。一つは、写真24のメレート村第一次

世界大戦戦死者慰霊碑<sup>27)</sup>で、中央碑板には「メレート村の戦死者へ 一九一五年〜一九一八年」と、上部碑板には、中尉エルミニ・ジオバッキノ以下三五名の名前が、右側碑板には「一九四〇年〜一九四五年」として第二次大戦にかかわる戦死者カミーチ・リヴィオ以下四名と、行方不明者マッティニー・リーノ二名の名前が刻まれている。これは、どこにでもある一般的な戦争記念碑である。この記念碑には、第二次大戦の犠牲者は刻まれてはいるが、それは飽くまでもイタリア軍兵士として従軍し戦死した者で、虐殺の犠牲者もパルチザンとしての犠牲者も刻まれてはいない。

もう一つの記念碑が、写真<sup>25)</sup>にある㊦の一九四四年七月四日メレート村虐殺犠牲者慰霊碑<sup>28)</sup>である。形状は、石及び鉄製モニュメントと金属製碑板のもので、規模は石及び鉄製モニュメント(高さは測量不能)が、碑文を掲げるためのモニュメントは高さ二七三センチメートル・横二〇五センチメートル、金属製碑板が縦一七〇センチメートル・横三七センチメートル・厚さ三センチメートルである。文字情報は、碑板左にアルティニー・ピエトロ以下三四名の名



写真 24 メレート村第一次大戦戦死者慰霊碑

前が、以下、碑板中央にデ・カローリス・エットレ以下三四名が、碑板右にムニヤイ・ジュゼツペ以下二九名、合計で九七名の名前が刻まれているが、さらに碑板右下に解放戦争戦死者としてナヴァリツィー・パスクアーレの名前が記されている。これは、事件とは関係しない追記である。

この慰霊碑のある公園の隣にあたるサンタ・クリステーナ教会裏の壁面に、写真26にある⑧のメレート村虐殺犠牲者慰霊碑が貼り付けられている。この碑は、構図的には碑板の上に掛けられているピエタ絵画と一対になったものである。この碑板には、

ここに、残虐なドイツ人によって、一九四四年七月四日に機銃掃射を受けて焼かれた九七人の罪なき犠牲者たちを偲ぶ。それは、ある者にとっては哀れみを誘う記憶であり、ある者にとっては永遠の汚名である。虐殺三十周年を記念してここに捧げる。

一九四四年　メレート　一九七四年

と、虐殺三十周年記念に掲げられたものであった。なお、



写真 25 1944年7月4日メレート村虐殺犠牲者慰霊碑



この絵画に描かれているのは、イエスの亡骸を前に悲しむ聖母マリア（ピエタ）の姿である。それは、この広場に村の男たちが集められ、そこでグループに分けられ別々に虐殺されたからであろうことから、敢えて教会の中ではなく、教会の裏の壁に貼り付けられたのであろう。虐殺は、四箇所（但し、後述のように数名が別の二箇所で殺害されている）で行われたことから、そこで殺害された犠牲者の名前を刻んだ慰霊碑が建立されている。

この慰霊碑<sup>㉞</sup>が、メレート村虐殺犠牲者慰霊碑の横で且つサンタ・クリステイーナ教会裏の壁面に掲げられているのは大きな理由があった。それを語るのが写真<sup>27</sup>にある㉝のドン・フォンデッリ司祭慰霊碑<sup>㉞</sup>である。この碑は、㉝と㉞の碑から少し離れた道路沿いにあるサンタ・クリステイーナ教会の左の外壁に掲げられたもので、縦八〇センチメートル・横六六センチメートル・厚さ二・五センチメートルの長方形石板型のものである。この碑面に書かれているのは、

一九四四年七月四日、信仰のクリスマによって、彼に励まされた九六人の犠牲者と共に、ドイツの擽猛さによって殺されたフィーリオ村出身のジョヴァンニ・フォンデッリ司祭は、そのような形で彼の英雄的な犠牲を完遂



写真 26 1944年7月4日凶暴なドイツ人により虐殺されたメレート村犠牲者 97 名の慰霊追悼碑

した。彼は、メレートで熱心に一九年間教区司祭を務め、神として故郷への真の愛情を持った、輝かしい模範の人であった。

(彼の行為に感動した)

フィエーゾレ教区の司教及び司祭

とある。フォンデッリ司祭は、ドイツ軍が村の男たちを集め銃殺しようとするのを自らの身体を張って止めようとしたが、果たされず他の住民と同様にドイツ軍に殺害された。ドイツ軍に対して身体を張って止めようとする行為、すなわち自らが犠牲となって住民を救おうとして却って犠牲となった司祭は、イタリア各地の虐殺の現場でよく見られた行為でもある。しかし、ドイツ軍はそのような司祭を、住民より先に殺害していた。

メレート村では、一九九九年に虐殺事件五五周年を記念して、写真28にあるような①の石造式慰霊碑をサンタ・クリステーナ教会前の広場に建立している。この石造に埋め込まれた金属製碑板には、「メレートは忘れてはいない。虐殺五五周年 一九四四年七月四日 一九九九年」と記さ



写真 27 ドン・フォンデッリ司祭慰霊碑

れている。

この教会から少し離れた所に、第一の虐殺現場となった、かつてのベッチ脱穀場がある。そこに、写真29 1・写真29 2にあるようなカヴリーリア町が㊦のメレート村虐殺現場ベッチ脱穀場犠牲者慰霊碑<sup>㊦</sup>を建立していた。この碑は、煉瓦積みみの低い塀に埋め込まれたもので、規模は長方形壁掛式石板型の縦六〇センチメートル・横八〇センチメートル・厚さ二センチメートルのものである。この、碑面には、

カヴリーリア町「ベッチ脱穀場」

ここでナチスの軍隊によって一九四四年七月四日、次の人たちが虐殺された。

バルディ・ガブリエツロ グイド・バルシメツリ

以下合計二四名(省略する)

町当局 二〇一五年七月四日

とある。ここで、バルディ・ガブリエツロ以下二四名が銃殺されたとして、事件の日付と犠牲者となった人びとの名前を刻み、そこで何が起こったのか、彼らがなぜ死ななければならなかったのかを、この僅かな一文で表現していた。



写真 28 1944年7月4日虐殺五十年忌石像碑



写真 29-1 メレート村虐殺現場ベッチ脱穀場虐殺現場と慰霊碑



写真 29-2 メレート村虐殺現場ベッチ脱穀場犠牲者慰霊碑

ここで銃殺された人は、塀が低かったことと、塀の後ろが崖になっていことから、銃撃された人は塀の後ろ側に斃れたため、崖から落とされ、さらにナチスの軍隊は落とされた人びとの身体にガソリンを掛け焼き払っていた。

次に、第二の虐殺現場となったのがロツシー二脱穀場で、そこに写真30の㊦ロツシー二脱穀場犠牲者慰霊碑が建立されている。そこには、

カヴリーリア町「ロツシー二脱穀場」  
ここでナチスの軍隊によって一九四四年七月四日、次の人たちが虐殺された。

ビンデッリ・ルイージ(以下二三名省略)  
次に、第三の虐殺現場に建立されているのが、写真31にある㊧のベニーニ脱穀場犠牲者慰霊碑<sup>㊦</sup>である。そこには、

カヴリーリア町「ベニーニ脱穀場」  
ここでナチスの軍隊によって一九四四年七月四日、次の人たちが虐殺された。

バルトリーニ・エリオ(以下二〇名省略)



写真 30 ロツシー二脱穀場犠牲者慰霊碑

マセットで殺害された者 モレツリ・ジョバン  
ニ・バツティスタ（以下三名省略）  
カザローネで殺害された者 マリオッティーニ・  
アゴステイーノ

町当局 二〇一五年七月四日

とある。この碑によると、ここではバルトリーニ・エリオ  
以下二〇名が銃殺され、これとは別に、マセットでモレツ  
リ・ジョバンニ・バツティスタ以下三名が、さらにカザロー  
ネでマリオッティーニ・アゴステイーノが殺害されたこと  
ある。つまり、この周辺で二四名の人がナチスの軍隊によっ  
て殺害されたことになる。

写真31 2から分かるように、この碑の上部に縦二二セ  
ンチメートル・横四一センチメートル・厚さ二センチメー  
トルの長方形壁掛形碑石板と、右横に銅製のマリア像が  
ある。マリア像については意味は分からないが、碑板には、  
憎しみが火を付け、人が焼かれたこの場所で、今もキ  
リスト者の慈悲によって灯されている愛の炎が燃えて  
いる。



写真 31-1 ベニーニ脱穀場犠牲者慰霊碑

とある。

この碑から、ホテルの庭を通って村の外に向かつて進むと、第四の虐殺現場に建立されているのが、写真32にある⑧のメラーニ脱穀場犠牲者慰霊碑<sup>32</sup>である。この碑に書かれているのは、

カヴリーリア町「メラーニ脱穀場」

ここでナチスの軍隊によって一九四四年七月四日、

次の人たちが虐殺された。

アルティーニ・ピエトロ（以下二名）

町当局 二〇一五年七月四日

である。

ここに示した⑧⑨⑩の四基の犠牲者慰霊碑は、二〇一五年七月四日にカヴリーリア町によって建立されたものであるが、そこに記されている犠牲者は、⑧ペッチ脱穀場犠牲者慰霊碑は二四人、⑨ロッシーニ脱穀場犠牲者慰霊碑は三人、⑩ベニーニ脱穀場犠牲者慰霊碑は二四人、⑪メラーニ脱穀場犠牲者慰霊碑は二人の合計九三人である。つまり、殺害された「九七人」とは、①の一九四四年七月四日メレート村虐殺犠牲者慰霊碑に記載されている犠牲者と、⑧の犠牲者の名前は記されていないが「九七人」とだけ書かれているメレート村虐殺犠牲者慰霊碑による数であることから、その差の四名については誰の遺体であったかが分かっていないことになる。なお、③のドン・フォンデッリ司祭慰霊碑に、「彼に励まされた九六人」の犠牲者とあることから、九七人のなかにドン・フォ



写真 31-2 ベニーニ脱穀場犠牲者慰霊碑

ンデッリ司祭もはいつている。この答えは、後述の共同墓  
地にあった。

ここで、記念碑に刻まれている碑文から、建碑にかかわ  
る特徴を見ることにする。⑧の慰霊碑は、虐殺三〇周年の  
一九七四年に建立されたものであるが、そこで用いられて  
いる表現は、「残酷なドイツ人」と「虐殺」であった。⑨  
の碑板は建立の日付が記載されていないので分からないが、  
そこでも「ドイツの獰猛さ」によって罪のない住民が「殺  
された」と表記されていた。⑩の石造は、虐殺五五周年と  
して一九九九年に建立されたものであるが、そこには「ナ  
チス」も「ドイツ」もなく、「メレートは忘れてはいない」  
とだけ記されているだけであった。さらに、戦後七〇年を  
過ぎた二〇一五年に建立された、⑪⑫⑬の虐殺犠牲者慰  
霊碑は、カヴリーリア町によって建立されたものではある  
が、そこでは「ナチスの軍隊」によって「虐殺された」と  
されている。表記で消えたのは、「ドイツ」であった。現  
在の独伊の関係から、その全ては「ナチス」にあるとの論  
理であったと理解できよう。しかし、この虐殺には「ナチ



写真 32 メラーニ脱穀場犠牲者慰霊碑



「ス」は直接かかわってはいない。かわるのは、ヒトラーの指令で、一人のドイツ人に対して一〇人の敵国人という報復の数であつて（これはほぼ実行された）、報復そのものではない。ここでの住民虐殺を行ったのは、まさしくドイツ国防軍兵士であつたからだ。つまり、イタリアにとつてこの責任を「ドイツ」にするのではなく、「ナチス」に押しつけることは重要な政治的手法とでもいえる。それは、サントナン・ディ・スタツエーマ村虐殺事件に対する独伊の和解の論理が「EUの兄弟」<sup>16)</sup>にあることを踏まえるならば、ここでの和解の意味も理解できよう。もつとも、それは虐殺の被害者遺族の意識を考慮しなければならない。そこで、この事件の犠牲者であつた遺族の意見を聞いてみることにした。

実は、このベッチ脱穀場犠牲者慰霊碑を調査しているときに、偶然に犠牲者遺族の一人である、ゲイド・バルシメツリさんの娘であるジーナ・バルシメツリさん（写真<sup>33</sup>）に出会い、銃殺された時の模様と、銃で撃たれ崖下に落とされた父親の遺体を探しにいったこと、遺体を運び埋葬し



写真 33 ジーナ・バルシメツリさん

たことをはじめ、当時の状況を詳細に聞くことができた。<sup>(注)</sup>グイド・バルシメツリ BALSIMELLI GUIDO さんは、

⑤ 慰霊碑に名前が刻まれているベツチ脱穀場で銃殺された人物である。

ジーナ・バルシメツリさんによると、彼女は事件当時は一二歳（一九三二年二月一日生まれ、メレート生まれのメレート育ち）で、父親のグイド・バルシメツリさんは炭坑夫でバルベリーノに住んでいたという。写真<sup>29</sup> 1にあるように、ベツチ脱穀場の広場に連行された一団は、後ろが崖になっている高さの低い塀の前に立たされそこで銃殺された。殺害現場は現在も残っている煉瓦積みのもので、この塀の後ろが高い崖になっている。この塀に慰霊碑板が貼り付けられている。父親のグイドさんも、この塀の前に立たされ機関銃で顔を撃たれ塀の後ろの崖下に落とされて死亡した。この時、ジーナさんは父親が撃たれて後ろの崖下に落ちるのを見たという。このため、ドイツ兵が引き揚げていった時に父親の遺体を取り出すことができたという。ドイツ兵は、銃殺し崖下に落とした遺体にガソリンを撒き、火を付けて焼いたが、父のグイドさんの遺体は、幸いにも遺体が重なり合った下にあつたために焼かれなかったという。この虐殺で、母方の父親筋の叔父が二名、母方の二三歳と二九歳の弟の二名、叔父一名と従兄二名も殺されたという。

ジーナさん一家は、この広場で住んでいたが、ドイツ人によつての家は焼かれてしまった。ドイツ軍が来たとき、子どもたちは二階に逃げた。母親が、マットレスの下に隠してくれたという。

村に入ってきたドイツ兵は、男を中心に連行し、公園の真ん中に集め、そこから四つのグループに分けて連行していった。この場所は、農園の作業場であつた。幸い、ドイツ軍が来たときにワイン樽に入って隠れた二〇歳の青年が助かっている。男たちが集められた時は、強制収容所に送られるものと考えていたが、実際は殺されてしまった。女と子どもたちは残されたが、一五歳の子どもは殺された。首を切られて殺された人もいたという。

このような体験をしたジーナ・バルシメツリさんは、次のような考えを語っていた。当時、ドイツ軍はこの村の周辺に駐屯しており、住民とは特に問題は起こっていなかった。平穏な関係であったが、山岳に潜んでいたパルチザンがドイツ軍駐屯地を襲撃して一〇名のドイツ兵を殺害したことから、その報復（ドイツ軍は、殺害されたドイツ兵一名に付き一〇名を殺害するという報復ルールに従っていた）として無辜の民が殺された。

そもそもパルチザンは、ドイツ軍が来る前に山に逃げ、さらに、救援にも来なかったという。パルチザンがドイツ軍の駐屯地を襲撃するまでは、村民とドイツ軍との関係は平穏であった。パルチザンが一〇名のドイツ兵を殺害しなかったら、この事件は起こらなかった。「パルチザンの行き過ぎた行動がこの事件を引き起こした」、「最初にパルチザンが仕掛けたことが原因」、「パルチザンは我々を助けずに逃げてしまった」、そもそも、「この村には助けて来なかった」という。もっとも、この時「パルチザンはボローニヤの戦いに出かけていたので救援に来なかった」とも言われてもいると付け加えている。真意は分からないが、遺族の感情はかなり複雑なものがある。

ドイツ人については、それほどの感情はないが、パルチザンに対しては強い怒りを持っているという。殺された人達は「正当な戦争」で亡くなったのではなく、単なる報復によることから、「やるせない」気持ちがある。「その原因をつくったのはパルチザンだ」という想いはあるとも語る。

さらに、「今でもドイツ人を見ることは出来ない」が、「しかし、戦争だったから仕方がない」という気持ちだ。「戦争は何があってもすべきではない、愚かなこと」で、「中国人も北朝鮮も戦争をやりたいがっているようだが、戦争には反対だ」と熱っぽく語っていた。

毎年、慰霊碑のある広場で式典を行うが、ドイツ人が来たこともなければ、公式に来たこともないという。ドイツ軍は、藁を敷き、ガソリンを撒いて遺体を焼いた。この焼かれた遺体のなから家族が身内の遺体を探し

出し自分たちで手押し車を使って共同墓地に運んでいった。ジーナ・バルシメツリさんも、未だ子供であったため叔母さんと助け合って共同墓地に埋めたという。

ここに記したジーナ・バルシメツリさんの話は、今まで行ってきた犠牲者の遺族や関係者への聞き取りにおける証言内容とは大きな違いはない。イタリアはもとより、ギリシャで行った犠牲者や関係者の意識をみると、愛国主義的理由や反独的考えからパルチザンの運動そのものは支持するが、戦略的にも大きな意味を持っていない散発的な抵抗——戦略的ではないドイツ兵の殺害——で、しかもそれによって無関係の住民が報復によって殺害されることが分かっている状況下で行うテロ行為に対しては、多くの場合犠牲者の理解を得ることはできないようだ。勿論、それがナチスの戦略であることは言うまでもないが、それによって犠牲となった被害者の遺族の感情はそれほど単純に割り切れるものではないであろう。もっとも、このメレート村虐殺事件の特徴は、殺害の対象が成人の男であったところにある。ドイツ軍の報復による虐殺は、対象の村を村ごと消滅させるといった、徹底的な殺戮にあることから、サンタンナ・ディ・スタツエーマ村虐殺事件やマルツァボット虐殺事件、サン・パンクラツツイオ集落虐殺事件といったように、男が山に逃れ女・子供・老人しかいない村や集落を襲い、皆殺しにするといった殲滅的な虐殺とは異なっている。それは、このドイツ軍はこの村の住民が一〇名のドイツ兵殺害にはかわっていないと判断していたからではないかと思われる。それだけに、このメレート村虐殺事件は戦争犯罪と言っただけではなくジェノサイドとしての重い犯罪性を感じる。

さて、ここで殺害された犠牲者は、遺族等の手によって、村の共同墓地に埋葬されている。メレート・ヴァルダルノ村営共同墓地には、写真<sup>34</sup>にあるメレート村虐殺四〇周年記念碑<sup>④</sup>が建立されている。この碑は一九八四年に建立されたものであるが、形状石碑と金属碑板と煉瓦製台座からなり、規模は碑石が高さ一七七センチメートル・横

三〇センチメートル・厚さ一〇センチメートル、金属製碑板は縦三〇センチメートル横二〇センチメートル・厚さ〇・二センチメートル、台座は高さ二センチメートル・横一〇四センチメートル・奥行き一〇三センチメートルで、碑面には、

ナチスによる殺戮四十周年記念

一九四四年～一九八四年

とある。この碑の疑問は、通例ではこのような象徴的な慰霊碑の周囲に關係する墓碑が建立されるものであるが、ここではそうっていないことだ。したがって、この慰霊碑の周囲には特別の式典などが行えるようなスペースもないので、それを意図して造られているようにも思われない。

この墓地に埋葬されている犠牲者の墓石を数例挙げてその特長をみると、まずガイド・バルシメツリさんの墓は写真35のような団地式の墓<sup>18)</sup>で、四十周年慰霊碑からかなり離れた所にある。その碑面には、

バルシメツリ・ガイド	四一歳
カミーチ・アツテイリオ	六九歳
カミーチ・ディーノ	三四歳



写真 34 メレート村虐殺 40 周年記念碑 (メレート村公営墓地)

カミーチ・ジュリオ<sup>一部別離推測</sup>

二九歳

マッタシーニ・ヌーマ（推測） 五〇歳

一九四四年七月四日に殺害される。

と記されている。ガイドさんの証言の通り、親戚など身内が纏めて埋葬されていた。さらに、「ここでの表記であるが、「ナチス」も「ドイツ軍」も書かれず、さらに「虐殺」という強い表現を用いずに「殺害」に近い表現が用いられていた。これは、ガイドさんの証言にあつたように、被害者遺族の複雑な気持ちを表現したもののように思われる。

さらに、写真36のパストリーニ・イヴァン<sup>墓</sup>は石柱付き墓碑で、写真付きの石箱型のものである。そこに書かれているのは、

パストリーニ・イヴァン

一九三三年五月二七日生

一九四四年七月四日死去

であった。そこには、虐殺されたことどころか、何故死んだのかすら書かれていない。イタリア人の、和解への意識の一端を垣間見る思いがする。



写真 35 ガイド・バルシメッリさんの墓

だが、このメレート村虐殺事件の非人道性は次の慰霊碑によつて明らかになる。写真37はメレート村虐殺犠牲者身元不明者合葬墓<sup>(註)</sup>である。これは、形状が十字架付き墓碑で、十字架が縦二七センチメートル、墓碑は高さ一五二センチメートル、墓石は高さ二〇センチメートル・横一八二センチメートル・奥行き二五八センチメートルで、墓碑に高さ四三センチメートル・横五四センチメートルの半円形彫刻が備えられている。そこに、縦八センチメートル・横七センチメートルの楕円形写真プレートが二七個付けられている。この写真プレートは、ここに埋葬された人の生前の写真で遺族が捧げた者であるが、ここに埋葬されているのはアルティエーニ・ピエトロ以下三一人であることを考えると、四名は遺族がないのか写真が手に入らなかったのかもしれない。前述の、殺害された人の数と人名が刻まれている人の四名の差とは、この写真のない四名のことを指しているのではなからうか。

この碑面に刻まれているのは、

共に痛みと死を経験することによって兄弟愛に結ばれ



写真 37 1944年7月4日に虐殺された身元不明者の合葬墓碑



写真 36 パストリーニ・イヴァン墓

た彼らは、一緒に復活と栄光の時を待つ。

アルティニー・ピエトロ

以下三名(省略する)

一九四四年七月四日

である。アルティニー・ピエトロ以下三名は、遺体の識別が出来ないほど壊されていた。それは、ドイツ兵が、死体にガソリンを掛けて焼いたからで、犠牲者の家族はその遺体の山から自分の身内を探し家に連れて帰り、墓地に埋葬したのであった。このため、遺体の識別が出来ないほど損傷している遺体は、身元不明者として処理されたのではなからうか。

次に、写真38がサンタ・クリステイーナ教会の壁に掲げられていた慰霊碑に刻まれていたがドン・フォンデッリ司祭の墓である。この墓は、高さ一〇八センチメートルの十字架付き墓石で、碑文は司祭と一緒に殺害されたジーノ・ベニーニの妻のものであった。碑面には、

表面

一九年にわたり、メレートMelegnanoの教区司祭であったドン・ジョヴァンニ・フォンデッリは、その行動と命をかけて神への信仰を示し、一九四四年七月四日彼の小教区民のために、彼らとともに殺害された。その死は、教区司祭の愛の生ける象徴として昇華された。妹(若しくは姉)が、その子ども達と共に、司祭と一緒に虐殺された愛する夫のジーノ・ベニーニを偲ぶ。



写真 38 ドン・フォンデッリ司祭の墓



## 裏面

良い羊飼いは、彼の羊のために命を捨てる。(福音書より)  
とある。

このように、占領軍による住民虐殺は何もナチドイツ軍特有のものではない。戦後のベトナム戦争や中越戦争はもとより現在の中東紛争まで、およそ戦争というものにはつきもののような行為でもある。その犠牲となるのが、一般の民間人であり、子供や老人という戦争に全くかわらない人びとであった。例えば、前述の一九四四年八月一二日にドイツ軍部隊はサンタンナ・デイ・スタツツエーマ村を襲撃し、村の住民五六〇人を殺害するという虐殺事件を起こしたが、その時一九四四年七月三日に生まれた生後僅か二〇日のアンナ・パルディーニが殺害されていた。<sup>(85)</sup>

ドイツ軍が占領していたギリシャでもバルチザンによる反独抵抗運動が激しかったが、その一つとして、一九四三年一〇月三日、ギリシャ北部のリギヤーベス村という小さな山村で、ドイツ軍に指示された司祭が村人を教会に集めてミサを行い、そのミサを終えて教会から出てきた住民を、教会を包囲して待ち構えていたドイツ兵の銃撃によつて全員が殺害されたりギヤーベス村虐殺事件<sup>(86)</sup>がある。この虐殺事件の犠牲者については、村の教会の横の広場に建立されている慰霊碑に、殺害された人びとの名前と年齢が書き記されている。それをみると、犠牲者は九六人(内、二人は他の村の人)で、子供(一歳から九歳)は三五人と全体の三六・五パーセントを占めていた。しかも、その年齢構成を見ると、一歳が二人・二歳が二人・三歳が四人・四歳が四人・五歳が九人・六歳が三人・七歳が七人・八歳が一人・九歳が三人となっていた。住民虐殺が如何に残酷なものであったかを、この数字からも見るこ

が出来よう。それであるからこそ、ジェノサイド条約が結ばれ、戦時法による違法性が法的に定められている。しかし、現実には戦時占領下では殆ど守られることはなく、さらに行為者はもちろんのこと指揮官などの責任者を含めて罰せられることは殆どない。

一般の民間人を報復として、見せしめとして虐殺するという行為が人々の心に深い傷を負わせるものであるかを、次の碑文が語っている。この碑文は、写真39にあるギリシャのスピファリー・ムシュツイツァ村の山奥にある虐殺現場に建立されている高さ二〇四センチメートルの舞台式石積石板型の碑石⑤に貼り付けられた縦七〇センチメートル・横七一センチメートルのもので、そこには、

ここは、神聖な場所である。泣き叫ぶ聲と、涙、そして血で、塗りつぶされ、苦しめられた場所である。

ここには、肉体はない。あるのは、ただ、宙を飛ぶ、人間の霊魂だけである。

その霊魂は、純粋無垢である。悪意など、微塵もない。

その霊魂は、芽を吹く花びらのようである。



写真 39 スピファリー・ムシュツイツァ村虐殺犠牲者慰霊碑

ギリシヤには、月桂樹の王冠と共に、しっかりと立つ。

この、自由への犠牲は、常に、永久のものである。

いつの日も、永久のものである。

一九四三年七月二五日

とある。ここでの虐殺とは、村を襲撃したドイツ軍から逃れるため険しい山を登り、ほとんど人の住んでいない山頂近くで、逃れた住民が殺害されるという事件であった。殺害現場には一軒の羊狩りの家族が住むだけで、しかもそこは舗装もない狭い急坂の砂利道を二〇分近く登っていかなければならない場所であった。そこまで逃れた住民達を追い掛けて、ドイツ軍は住民を殺害していったのであった。

勿論、報復による虐殺は、ドイツ軍だけが行ったものではないからこそ、その防止が大きな課題となっていく。例えば、住民を巻き込んだ地上戦となった沖繩戦では、一般住民が殺害の対象ともなっていた。「沖繩県史」は、「米兵による日本兵や住民への残虐行為も頻発した」として「バックナー中将が戦死した六月十八日とその翌日および翌々日にかけては、近くで約六〇人の民間人が洞窟から押し出され射殺されている」と書いている。また、「糸満市史」も、「沖繩戦で唯一といえる米兵による大量虐殺事件が国吉で起こったとされている。バックナー司令官戦死への報復ともいわれているが、日本兵を狙ったものなのか、住民を巻き込んだ無差別虐殺事件なのかは他に証言が少なく不明である」と記している。少なくとも、ベトナム戦争で米兵が殺害したベトナム（南ベトナム民族解放戦線の兵士）の耳を削いで、それを戦利品として持っている写真が公開されていたが、このような蛮行は既に沖繩戦の米兵に見られたことでもあり、戦時国際法の遵守は戦後正義論にとって重要な課題でもある。いずれにせよ、このような戦場における非人間的な蛮行は、ドイツ軍や米軍といった特定の軍隊としてみるべきものではなく、

より一般的な問題として理解していかなければならない。

## 五、空襲犠牲者の記憶

戦争犠牲で短時間で大量の死傷者がでるのが、空襲であり、その極限が核爆弾という大量破壊兵器を使用した空爆である。そこで犠牲となる人は、戦争に直接・間接に関係する者だけではなく、全く無関係な者までも巻き込んだものになる。それは、前述の住民虐殺にみたように、その犠牲者は幼児や子供から老人まで、たまたまその時、その場所に居たという理由で、死亡した人達であった。したがって、その死については全く責任も因果もない。それを決定づけているのは、偶然であった。したがって、この人達の死、死者に死の責任を負わせてはならない。

兵庫県姫路市手取山に、写真40のような太平洋戦全国戦災都市空襲死没者慰霊塔<sup>⑧</sup>がある。これは「この塔は先の大戦で空襲の犠牲となられた方々の慰霊に資するため、全国からの浄財により一九五六年（昭和三十一年）一〇月二六日に建立された<sup>⑨</sup>」もので、第二次大戦中に米軍による空襲で被災した都市は「都・九九市・一二町、戦災犠牲者は、死没者が五〇万九八〇〇人、罹災者が九五



写真 40 太平洋戦全国戦災都市空襲死没者慰霊塔

五万一一〇〇人であったという。<sup>⑧</sup>

この碑は、姫路市長岩見元秀以下の被災都市市長により結成された太平洋戦全国被災都市空爆犠牲者慰霊協会によって一九五六年に建立されたものである。それは、一九五二年四月二八日サンフランシスコ平和条約の発効により「漸く国家主権を回復することができた」ことから、政府は戦歿の軍人軍属に対する敬弔と遺族への慰藉を行ったにもかかわらず「身に何等の防備なくして無慙なる空爆のなかに敢なく非業の死を遂げた幾多の無辜の市民については全くこれを顧みるところがなかった」ため、「被災都市空爆死歿者の慰霊」と復興を記念するために、一九五二年五月一七日に建碑建立が決議したとある。その意図するところは、「太平洋戦争における不幸なる空爆犠牲者の霊が暖かい同胞愛に抱かれて眠る安息の場であり戦争の悲惨なる真相を知らしめる記念塔であり更に今一つには戦争というものは生ける者も死せる者もこの悲劇に見舞われ国破れて山河ありとは雖もかくも荒廃を来しその復興はかくも難行苦行をもたらすものであることを後世に伝え洋の東西を問わず生きとし生けるもの強く相携えて戦争防止への最善を致すべきであることを訓え」るものであって「この慰霊塔に詣る者の聲は世界の隅々へまで平和の祈りの聲として響き伝わることを念」じて建立されたものである。<sup>⑨</sup>

空襲による罹災は、犠牲者の慰霊と罹災者による復興を伴うが、日本政府はそのいずれにも補償をしていない。なかでも空襲犠牲者は「身に何等の防備なくして無慙なる空爆のなかに敢なく非業の死を遂げた」者であること、その多くは戦争に直接関係しない子どもや老人たちであった。

被災都市とそこでの慰霊について、函館市を事例に見ていく。この慰霊塔には、被災した都市ごとの罹災概要を刻んだ縦六二センチメートル・横三七センチメートルの石板型の碑石がある。この慰霊塔右壁のなかに、函館市があるが、そこには、

## 函館市

被爆年月日 昭和二十年七月十五日以降五回

死傷者数 五〇名

罹災人口 三、〇〇〇名

復興担当者 市長吉谷一次 前市長宗藤大陸

元市長坂本寿一

と刻まれている。北海道の玄関口であった函館市は、戦中、連絡船との関係もあり米軍の激しい空爆を受けていた。このため、函館市内にはその犠牲者を祀る慰霊碑が建立されている。

函館市内の浄土宗称名寺境内に、写真41にあるような四基からなる慰霊碑がある。まずメインとなる中央の慰霊碑をみてみると、碑銘が「第二次世界大戦函館空襲被災地戦災者慰霊碑」と刻まれた、一九八九年七月一日に第二次世界大戦函館空襲を記録する会によって建立されたもので、形状は台座脚付石板型、規模は碑石が高さ一八一センチメートル・横九二センチメートル・厚さ一九センチメートル、脚右が高さ一九センチメートル・横一三・五センチ



写真 41 第二次世界大戦函館空襲犠牲者慰霊碑

メートル・奥行き四五・五センチメートル、脚左が高さ一九センチメートル・横一三・七センチメートル・奥行き四五・五センチメートル、台座上台が高さ一五センチメートル・横一三六センチメートル・奥行き七六センチメートル、台座中台が高さ三三センチメートル・横二二センチメートル・奥行き六五・五センチメートル、台座下台が高さ一六・五センチメートル・横二三六・五センチメートル・奥行き七五・二センチメートルである。碑面は、正面と裏面に碑文と建碑記録などが刻まれている。碑面正面には、

第二次世界大戦末期昭和二〇年(一九四五)七月一四・一五の両日アメリカ艦隊機動部隊の戦闘爆撃機グラマン・コルセア五〇余機により主要攻撃目標であつた函館港内や津軽海峡航行中の船舶は爆撃を受けて八五隻が沈没や破壊され多数の犠牲者が出ました。市内では駒止町、天神町、旅籠町、船見町、鍛冶町、松風町、若松町、大森町、海岸町等の民家が空襲を受け、家屋一六九棟、戸数三八四戸余を焼失。破壊家屋も多数にのぼり、多くの死傷者を出しました。特に駒止町、天神町、旅籠町、船見町、鍛冶町地区は函館空襲最大の被災地で老人と子ども等二三人が爆弾や機銃掃射を浴びて犠牲者となり、また多数の負傷者を出し三八四戸が全半焼しました。この戦争・空襲による悲惨な歴史的事実を想起して函館における空襲犠牲者の霊を慰め、軍縮を希求し、平和を守り抜く誓いを堅持いたしたく、有志者一同が称名寺住職須藤仙師御高配を頂いて、戦災跡地を見下ろすこの境内に記念碑を建立しました。

と、裏面には、

この碑は日本国憲法第九条「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」条文を遵守し、真の平和を願う五三六名の浄財によって建立されました。

## 戦災者氏名

## 西部地区方面

伊藤ミネ 刈田利雄 嶋崎ユキ 木村武弘 佐藤タケヨ 工藤平次郎 小池長五郎 伊藤  
 【小泉】 北村 ママ 高橋染物屋 高橋撰司息 長谷部 ママ 長谷部 息 長谷部 息  
 釣 一郎 釣 妻 釣 母 米澤チヤ母 米澤啓子娘 米澤千鶴子娘 米澤千恵子娘  
 高橋 ママ

戦災者の証言により記載しました

## 建立協力者発起人

須藤隆仙 福島憲俊 藤島明子 福沢昭然 加賀栄治 望月一正 永井康人 島 余慶  
 藤原恵明 黒崎敏雄 浅利政俊 東 吉雄 伊藤 勇 木村匡武次 松住竹松 小山千代  
 菅 ミサ 谷 ヒサ 剣持富弥

平成元年（一九八九）七月十四日

第二次世界大戦函館空襲を記録する会

施工者 (有)黒崎石材店

削除されたものと思われる

である。

この碑の特徴をみていくと、空襲の経緯と被災状況を記し、次いで、「函館空襲最大の戦災地で老人と子ども等



「三人が爆弾や機銃掃射を浴びて犠牲」となり、「多数の負傷者を出し三八四戸が全半焼」したという。この表記は、戦後正義論とも関わるものであるが、一般的には空襲を行う兵士は高い高度からの爆撃であることから被爆する人びとのことは直接見ていないという免罪符的な扱いをされるが、米軍による都市空襲では機銃掃射がなされているように、都市を破壊すると言っただけではなく住民を直接狙った殺戮が行われていた。特に、艦載機による空襲では、爆弾だけではなく無防備な住民を見つけて殺戮するという、ナチスドイツのSSの銃殺隊が行ったユダヤ人の殺戮と何らかわらない行為であったことは理解しておくべきであろう。このような状態で被災した函館市民は、敗戦国という現実を踏まえ、「この戦争・空襲による悲惨な歴史的事実を想起」して、函館における「空襲犠牲者の霊を慰め」、「軍縮を希求し、平和を守り抜く誓いを堅持」するとある。このように、この慰霊碑でも基本は被害者論と反戦平和論が貫かれていた。さらに、この碑を特徴付けているのが裏面で、そこには、建碑の目的が憲法第九条の遵守にあり、それこそが「真の平和を願う」ものであるとしているところにみられる。

この碑の右側に置かれているのは、この碑が反戦平和を世界に訴えることを意図していることから、碑文の内容を英訳したもので、内容的には日本語よりも米軍に対する記述は穏やかになっている。また、左に置かれている碑は、一九四五年七月一日と一五日に犠牲となった米兵のための慰霊碑である。この慰霊碑は三基の一対のものであることから、建立者は単に函館市民の犠牲者を慰霊するというだけではなく、戦死した米兵を慰霊するとともに、戦後日本の平和主義を遵守し世界平和を訴えるためのものといえよう。

英文碑の裏側に貼り付けられたようになっている碑板（写真42）が、北海道空襲による津軽海峡、噴火湾、陸奥湾船舶犠牲者の記念碑である。この碑は、二〇一一年八月一五日に建立されたものであるが、設置場所がなかった

ためか英文碑の裏面に貼り付けたものと思われる。碑板の大きさは、縦七六センチメートル・横六〇・五センチメートル・厚さ五センチメートルである。碑面には、

北海道空襲による津軽海峡、噴火湾、陸奥湾船舶犠牲者の碑

一九四五年七月一日・一日、第二次世界大戦

末期に函館・青森を中心とした津軽海峡、噴火湾、

陸奥湾において、米軍機の攻撃により艦艇・汽船・

機帆船上で犠牲となられた人は多い。その犠牲者

を悼み、艦艇名・汽船名・機帆船名と犠牲者数を刻み、その歴史を後世に伝えたい。以下はその船名と犠牲者

数である。

翔鳳丸四八人、飛鷹丸三一人、津軽丸一三四人、松前丸一八人、第二表青函丸二六人、第三青函丸七一人、第四青函丸五四人、第六青函丸三七人、花咲丸一人、乾国丸一人、第二北拓丸二人、興洋丸一人、永徳丸一人、俊丸四人、第六十七忠洋丸一人、第四十三北興丸一人、平野丸五人、神栄丸一人、第三星丸三人、明神丸一人、第二神威丸一人、鷹丸三人、温州丸三人、下総丸三人、大征丸七人、千鳥丸（第十三大栄丸）か一人、第十一孝栄丸二人、永保丸二六人、第六日鮮丸三五人、第一菊丸一人、正祐丸一人、幸丸一三人、第四十三忠洋丸一人、第九多聞丸一人、阿波丸五人、興隆丸一人。



写真 42 北海道空襲による津軽海峡、噴火湾、陸奥湾船舶犠牲者の碑

以下は、海軍艦艇と特設艦艇である。橘一四〇人、柳二一人、第二百十五号海防艦一人、第二百十九海防艦一九四人、第二十四号掃海艇一五三人、豊国丸一三五人、第十八栄徳丸二人、朝洋丸二人以上、第二朝洋丸二二人、第二号明治丸六人以上、千歳丸七人、黒崎二人、第三京仁丸七人以上。

空襲から六六年、この海域に現在も津軽丸、第三青函丸、第四青函丸、第二百十九号海防艦などが海底で船体を横たえ、多数の犠牲者が静かに眠っている。

犠牲者の冥福を祈り、日本国憲法に則り、これを堅持し永遠の世界平和を守り抜く決意を、心に込めて誓いの碑とした。

二〇一一年八月十五日

函館空襲を記録する会

とある。この碑によると、一九四五年七月一日・一日に行われた津軽海峡・噴火湾・陸奥湾に対する米軍の攻撃による船舶犠牲者は、漁船を含めた民間の船舶で五五六人、海軍艦艇で六九二人以上であったという。米軍は、本州と北海道を繋ぐ船舶輸送を遮断するためにその輸送手段を攻撃し、そこで犠牲となった二四八人以上の冥福を祈るとともに、憲法第九条を「堅持」して「永遠の世界平和を守り抜く」決意を込めて「誓いの碑」を建立するとある。ここでも、建碑の主眼は非武装と恒久平和主義にある。それは、戦後日本の特徴といえよう。

さらに、本碑の右横に、不自然に置かれているのが、写真<sup>43</sup>にある「札幌鉄道郵便局函館郵便室職員殉職者慰霊碑」である。この碑も函館空襲を記録する会によって二〇〇一年九月二三日建立されたものであるが、形からするとともにとは別の所に立っていたものを何んらかの事情によりこの場所に移設したものであると思われる。碑の形状は、脚付飾り石板型で規模は碑板が高さ六一センチメートル・肩の高さは五八センチメートル・横七六センチメートル・

厚さ七センチメートル、脚は左右とも、高さ一五センチメートル・横一二・五センチメートル・奥行き二二センチメートルである。碑面には、

慰靈碑

一九四五（昭和二十年）七月十四日 函館空襲の際函館駅、棧橋構内で勤務中の札幌鉄道郵便局函館郵便室職員殉職者名

牧野佐助 山内健吉 大高龍蔵 増田  
金造 荒川孝宣 佐々木光男 渡辺正  
雄 渡辺才助

西村一郎 森田健蔵 竹内幸太郎 小田三太  
増田孝太郎 山田仁太 山崎定一 河越寅五郎 三上健司  
空襲中大湊通信隊と通信中重傷・死亡した函館無線電信局職員殉職者名  
岡本直枝

とある。青函連絡船を使つての郵便輸送をする関係から、函館駅と棧橋で勤務していた札幌鉄道郵便局函館郵便室職員の二三人と函館無線電信局職員一人が殉職していた。

二〇〇一（平成十三年）九月二十三日

函館空襲を記録する会建立



写真 43 札幌鉄道郵便局函館郵便室職員殉職者慰靈碑

青函連絡船が米軍の格好の攻撃対象になっていたことから多くの犠牲者がでていますが、それだけではなかった。箱館山登山口の広場に、写真44にあるような高さ七二〇センチメートル・幅六四センチメートル・奥行き一八二センチメートルの碑と、高さ一八〇・五センチメートル・横五一七・五センチメートル・厚さ四六センチメートルの殉職者芳名碑板を掲げる石壁、そして高さ九三センチメートル・横一一二・五センチメートル・奥行き三三五センチメートルの献花や焼香用の祭壇からなる「青函連絡船殉職者慰霊碑」がある。ここに埋め込まれている銅板（縦六二センチメートル・横二二六・五センチメートル）には、「昭和二〇年二月二七日に勝浦沖で殉職した栗原茂以下二一人」「昭和二〇年三月六日青森港内にて殉職した浜田朋二郎以下七六人」「昭和二〇年七月一四日空襲により殉職した遠山博以下三四九人」「昭和二九年九月二六日十五号颱風にて殉職松山賢二以下三五二人」と「昭和四三年一月二日加藤清作」「昭和三七年九月二四日首藤美津雄・斎藤隆吉の合わせて七八九名の、戦災だけではなく通常業務における殉職者の名前が刻まれている。この碑の裏に埋め込まれている石碑板には、青函連絡船の歴史は明治四一年三月七日に青森から函館に向かって出港した比羅夫丸から始まり、爾来、北海の荒波や風雪、怒濤のなかで職務を全うしている中、一九四五年の二月に第九青函丸が、三月には第五青函丸がともに不慮の事故により沈没して八八名の殉職者を出し「更に七月敵機の攻撃により翔風飛鸞津軽松前丸等の客



写真 44 青函連絡船殉職者慰霊碑

船と第二第三<sup>(被爆)</sup> 第六青函丸の貨物船は次々に撃沈され三百五<sup>(被爆)</sup> 名の職員はよくその部署を守り従容として職に殉じた」と、職員の功績を称え、この碑を建立すると記されている。この碑は、一九五三年八月二四日に青函連絡船殉職者功績顕彰会によつて建立されたものであった。

これは、日本国有鉄道(国鉄)によるものであるが、民間企業の職場による空襲犠牲者の慰霊碑の事例として、一九四二年四月一八日の最初の東京空襲(ドーリットル空襲)での犠牲者を祀る慰霊碑をみてみよう。東京品川区南品川の日蓮宗顕本法華宗別格山鳳凰山天妙国寺の墓地に、東京初空襲で被害を受けた東亜製作所の殉職社員の慰霊碑がある。それが、写真45の「東京空襲犠牲者東亜製作所職員殉職者之碑」である。この碑は、正面に「殉職者之碑 陸軍中将長谷川治良謹書」と刻まれ、左面には「昭和十七年四月十八日殉職 畠山則章 今野貞雄 佐藤幸雄 高橋岩次郎 小島重雄 清野以勢越 鈴木清志

和田実 依田千楚子 黒木竹夫 笹昭一 菊地正男 浅黄広造 松田国雄 土田忠男 薄木三弥」と一六名の殉職した社員の名前が記されている。この碑の建立者は、裏面に「昭和十八年四月十八日建之 株式会社東亜製作所社長 斎藤源作」とある。開戦二年目で、未だ余裕があつた時期の建碑であつた。

この東京空襲の犠牲者を祀るのが、墨田区横網二丁目にある横網町公園内の東京都慰霊堂であるが、その右横に「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念す



写真 45 東京空襲犠牲者東亜製作所職員殉職者之碑

る碑」（写真46）がある。これは二〇〇一年三月に東京都によって建立されたものであるが、その説明板に、

第二次世界大戦で、東京は、昭和一七年四月一八日の初空襲から終戦当日の昭和二〇年八月一五日に至るまで、アメリカ軍の度重なる空襲により甚大な被害を受け、大方が非戦闘員である多くの都民が犠牲となりました。

こうした東京空襲の史実を風化させることなく、また、今日の平和と繁栄が尊い犠牲の上に築かれていることを次の世代に語り継ぎ、平和が永く続くことを祈念するための碑を建設しました。

この碑の建設に当たっては、「東京の大空襲犠牲者を追悼し平和を願う会」の呼びかけにより、多くの方々から寄附が寄せられました。

斜面を覆う花は生命を象徴しています。碑の内部には東京空襲で犠牲になった方々のお名前を記録した「東京空襲犠牲者名簿」が納められています。

平成一三年三月 東京都



写真 46 東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑

とある。このモニュメントは土屋公雄の作になるもので、作品名は「記憶の場所」という。東京空襲の犠牲者は、まさに「大方が非戦闘員」であった。三月一〇日未明の無差別爆撃により、罹災者は一〇〇万人をこえ、推定一〇万人もの人びとが犠牲となった。そして、戦中、東京は「一〇〇回以上もの火の雨にさらされ、市街の六割を焼失」したという。つまり、これは一般の無辜の民に対する無差別殺戮でありまさしく大虐殺ではない。

東京と同じように激しい空襲を受け多くの犠牲者を出していた横浜市では、市内の三ツ沢公園内に、写真47にある



写真 47 横浜市戦没者慰霊塔

横浜市政没者慰霊塔<sup>⑧</sup>が建立されていた。これは、典型的な日本の警告記念碑で、基本的には被害者論的立場からの反戦平和主義をうったえるものである。この慰霊塔は一九五三年三月に「横浜市慰霊塔」として建設され、一九九五年一月一日に改修されたものである。その改修説明碑は、「恒久の平和を願って」と題し、「戦後五〇周年を迎えて、更なる平和への願いを込めて慰霊塔を改修」するとある。塔の形状についても、左右二本からなる柱は、左が途中で折れているのは「先の大戦ではらった大きな犠牲と破壊を表し」、右の柱は「新生日本が将来にむかって発展する姿」を表しているという。そして、この記念塔建立の目的を「諸霊の御冥福を心からお祈りし、戦争の悲しさを忘れることなく、恒久の平和を念じたい」とする。つまり、この慰霊塔は、「西南戦争から第二次世界大戦までの戦争犠牲者」の「霊を安置」するとともに、「悲惨な戦争」により「大きな犠牲と破壊」の代わりに獲得し



た「平和」を「恒久」なものになるように「願う」というところにある。この考えは、日本各地の戦後の記念碑や慰霊碑にみられる論理で、静かな平和主義とでもいうべきものといえよう。この「更なる平和」という表現こそ、戦後日本人の平和観を表している。少なくとも、この戦後五〇周年の時までの日本は平和であった。日本人の平和観は、この慰霊塔の直ぐ横に建立されている横浜市遺族会が一九六九年一〇月に建立した高さ四四二センチメートルの頂きに鳩を乗せた「平和記念塔」(写真48)にも見ることが出来る。

日本と同様に、連合軍による戦略爆撃を受け全土が廃墟化したドイツの場合は、日本とは異なる慰霊の仕方をしていいる。英米連合の戦略爆撃の標的とされた歴史的な文化都市であり無防備都市であったドレスデンは、一九四五年二月一三日と一四日に英国空軍のランカスター爆撃機により、一四日・一五日は米軍のB17爆撃機によって、三三〇〇トンの炸裂弾と焼夷弾が投下され、町の中心は潰滅し、二二七〇〇余名の人が犠牲となった。この空襲で犠牲となった人びとを慰霊するドレスデン・ハイデ墓地の空襲犠牲者墓苑の最も奥まったところに、高さ三三三センチメートル・横七一三センチメートル・奥行き八三・五センチメートルのドレスデン空襲犠牲者慰霊碑(写真49)がある。この慰霊碑は、各種の記念碑が建てられた参道のようなものを通していかなければならない構造になっている。入口には、ナチス支配に抵抗して亡くなった犠牲者を慰霊し、次いでナチスが犯した多くの犯罪的行為に想い



写真 48 平和記念塔

をめぐらせ、そこで犠牲となった人びとへの想いをめぐらしたうえで、はじめて空襲犠牲者の慰霊碑にたどり着く。

つまり、ドレスデンでの犠牲者は、ナチスに虐殺されたユダヤ人とは異なり、ナチスの支配とナチスドイツが行った戦争に何らかのかわりを持っていない無過失責任の罪なき者ではなく、全く無関係であったわけではなく、ナチスを支持しヒトラーを讃え戦争を起こした責任を背負った、罪なき犠牲者であったことを理解した上で慰霊しなければならぬとしているように思える。

ドレスデンとともに「空襲の恐ろしさを示す記念碑的な都市」といわれたハンブルグ空襲の犠牲者も悲惨な状況の中で死んでいった。ハンブルグ空襲とは、墓地の説明板によると、一九四三年七月から八月の夜間爆撃における「ハンブルクの火炎嵐」によって、三六九一人が死亡したとある。爆裂弾と焼夷弾による無差別爆撃が、いかに凄まじいものであったかをハンブルグ空襲は教えている。このハンブルクのオールズドルフ墓地の中に、ハンブルグ空襲犠牲者墓苑がある。そこには、空襲の記憶を伝えこの悲惨な歴史



写真 49 ドレスデン空襲犠牲者慰霊碑

を記録し死者を弔い生者にかかわる悲劇が起こった原因を問いながら、二度とこのような過ちを繰り返さないようにするための警告記念碑として、慰霊堂（写真50 1）の中に写真50 2のような三途の川渡りともいうような石像と、この慰霊堂から四方に空襲で亡くなった人々を埋葬する無縁墓地が造られている。このため遺族は、しかるべき場所写真51のように墓碑を置き、身内の霊を弔っている。

だが、この米英連合軍による都市への戦略爆撃は、日本とドイツという敵国に対してだけ行われたものではなかった。

英国の首相であったチャーチルは、指揮下の英国空軍デザートコアフォースに中立国であったサンマリノ共和国への空爆を命じ、一九四四年六月二六日、英国軍機はサンマリノ共和国に二六三発の爆弾を投下して六三名を死亡させた。このため、戦後、サンマリノ共和国は英国政府に国際法違反として訴えたが、チャーチルは罰せられることもなく、一九六一年になってやっと英国政府がその違法性を認め、八万ポンドの賠償金をサンマリノ共和国に払うことで決着することになる。

それを記す記念碑が、二基ある。その一つが、サンマリノ共和国のロープウェイ駅前広場に建立された、写真52の母子像である<sup>(1)</sup>。空襲から避難する母子を描いたもので、この像は、銅像が高さ二〇センチメートル、台座が高さ三・五センチメートル・横六一センチメートル・奥行き三六センチメートル、台座は高さ七六センチメートル・横七〇センチメートル・奥行六七センチメートルで、そこには中立国に対する国際法違反により六三人が死亡したと書かれている。

もう一つが、城壁の壁に貼り付けられたように写真53にあるような爆弾の形をした記念碑である<sup>(2)</sup>が、この爆弾記念碑の右下の壁に嵌まっている縦二八・五センチメートル・横二四二・五の碑板に、一九四四年六月二六日に空襲



写真 50-1 ハンブルク空襲犠牲者慰霊堂



写真 50-2 三途の川渡り像

五〇周年記念を迎えるにあたり、それまでの対英交渉の経緯を記しこの爆弾記念碑と碑板を建立したと記されている。

中立国への空襲としては、スイスのシャフハウゼン空襲がある。戦争中、連合国空軍はスイスの中立を無視してかなりの数で領空を侵犯したりしていたが、空爆も行っていった。一九四四年四月の朝、米軍機がシャフハウゼンを空爆し多くの犠牲者がでた。この犠牲者を祀るため、森林墓地のなかに空襲犠牲者墓<sup>(18)</sup>死（写真54）が造られている。そこには、両手をたれ啞然とした表情で跪く母の石像（像が高さ二三四センチメートル・横幅六八センチメートル・奥行き一一〇センチメートル、高さ三二センチメートルの台座）が建ち、石像の右腕側から空襲で亡くなった人々の石板型墓碑が二六基、その間に壁式の碑石（高さ一〇四センチメートル・横六一六センチメートル・厚さ二八センチメートルと、高さ九二センチメートル・横三四九センチメートル・厚さ二八センチメートルの二基の碑石）がある。この碑面には、米軍が誤って空爆したと記されている。



写真 51 合葬墓と墓碑石

空襲は、さまざまな悲劇を生み出す。写真55は、この空襲で四歳で亡くなったエステル・グルーベルの墓碑石であるが、彼女の墓碑石の前に両親のものであろうか一基の墓碑石が置かれている。そこには、両親の名前と生年と没年が刻まれていた。母のフランチェスカは一九一六年生まれで二〇〇四年に没し、父ロベルトは一九一五年生まれで二〇一〇年に没している。母は八八歳、父は九五歳、つまり、長寿の家庭なので、空襲さえなければ彼女は未だ健在であつたらう。それは、両親の無言の抗議を墓碑が叫んでいるようにもみれる。



写真 52 サンマリノ空襲犠牲者慰霊碑



写真 53 爆弾型サンマリノ空襲 50 周年平和祈念碑



写真54 シャフハウゼン森林墓地内空襲犠牲者墓苑

空襲による犠牲者については、被爆地点やメインとなる場所に慰霊碑が建てられるが、虐殺犠牲者と同様に遺族は身内の遺体・遺骨を公営墓地など家族とともに葬ろうとする。遺族が建立する遺族の気持ちを率直に表現したものもあるが、エステル墓のように却って残された親の気持ちが痛いほど感じるものもある。

イタリアのフィレンツェのリツフレリ墓地に埋葬されているフィレンツェ空襲犠牲者の墓をみていくと、遺族が身内の死をどのように受けとめているかを知ることが出来る。それが、戦後の和解のための重要な手掛かりとなろう。一九四四年三月一日の



写真55 4歳で亡くなったエステル・グルーベル墓

空襲で死亡したカルラ・プルナーリの墓は、棺型蓋石板型のもので、規模は縦七センチメートル・横七六センチメートル・厚さ二・五センチメートルのもので、碑面には

CARLA PRUNARI

NATA IL 30・11・1918

UCCISA DA BOMBA NAMICA

IL DI 11・3・1944

LA MADRE STRAZIATA QUI POSE

と記されている。この記述から、一九一八年一月三〇日に生まれたカルラ・プルナーリは、二六歳の若さで死亡していたことになる。その死について、「敵の爆弾によって殺された」と、無防備都市のフィレンツェを空爆した連合軍に怒りを込め、さらにそのやりきれない気持ちを「悲しみでスタスタにされた母がここに埋葬する」と記す。

イオラ・ピアンキ IORA BIANCHI の墓は、棺型蓋石板型で縦六六センチメートル・横七六センチメートル・厚さ二・五センチメートルのもので、そこになくなる少し前のものではないかと思われるタイルに焼きつけた写真（縦一六・六センチメートル・横二一・五センチメートル）と、厚さ一三・五センチメートル・横七〇センチメートル・奥行き一〇センチメートルの献花台付きのもので、そこには沢山の花が飾られており、今も遺族が参拝している情景が浮かんでくる。彼女は、一九一九年一〇月五日生まれであることから、一九四四年三月一日の空襲で亡くなったのは二五歳であった。その碑面には、

キリストの平和を頑なまでに信じ望んでいた、イオラ・ピアンキは、若き華やかさの内に、猛烈な飛行機による攻撃のもと、悲劇的に命を落とした。心に命、希望、愛を宿しながら。一九一九年一〇月五日生まれ、一九



四四年三月一日歿

とある。連合軍はイタリア解放を旗印に空爆を行うが、そこにはドイツ軍は殆ど居らず、圧倒的多数のイタリア人市民しかいなかった。このため、遺族は「猛烈」な飛行機による攻撃により、「悲劇的」な死を遂げたうら若き娘の無念さを、碑面に記していた。

激しい空襲に見舞われたパルマ公営墓地であるパルマ・ヴィレッタ墓地にもそこで亡くなった多くの空襲犠牲者の墓がある。そもそも、この墓地には、イタリア軍戦死者慰霊堂からケファロニアでドイツ軍によって虐殺されたイタリア軍兵士の慰霊碑、パルチザン犠牲者の慰霊碑と墓碑をはじめとする歴史的墓碑が多くあるが、ここでは民間人の空襲犠牲者についてだけを見ていくことにする。

この墓地は、大まかな区分けがなされているが、そのなかに写真56にあるような民間人の戦争犠牲者墓が複数ある。そこには、壁の上部に「戦争が原因で、亡くなった人々」や、「民間犠牲者に捧ぐ」といった言葉が添えられ、多くの空襲犠牲者などが纏めて葬られている。

この墓碑群のなかに、縦二七センチメートル・横五二センチメートルの写真付き棺蓋型のオツピチ・エルヴィオの墓（写真は一七センチメートル・横一三センチメートル）があるが、そこには、

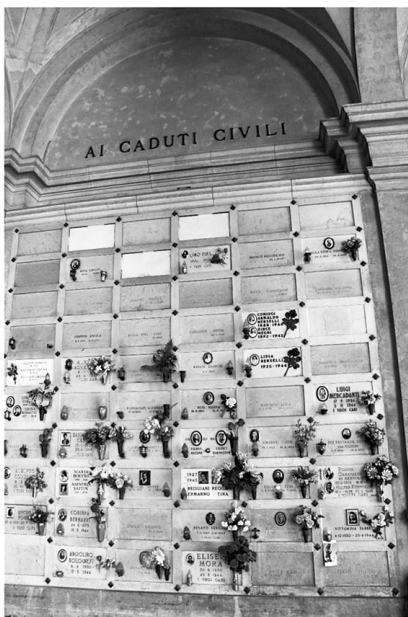


写真 56 民間犠牲者墓

OPPICCI ELVIO 8・10・1908 25・4・1944

とだけ記されている。彼は、一九〇八年一月八日生まれであることから、一九四四年四月二五日の空襲で死亡したときは三六歳であった。

同じ四月二五日の空襲で死亡したオルランディーニ・リーナの墓は、写真付き棺蓋型縦二七センチメートル・横五二センチメートルのもので、写真も縦二二センチメートル・横九センチメートルの写真がついているが、そこには、

ORLANDINI RINA 25. 4. 1944

とだけ書かれているだけであった。

ヴィットリーナ・ファツプリの墓も、形状と規模は同じで写真が縦一三センチメートル・横一〇センチメートルと若干違つが、記載内容は、

VITTORINA FABBRI 4・12・1920 25・4・1944

とあるだけである。

だが、ガヴァッツォーリ・エルザ墓は亡くなった娘を思う母の気持ちが書かれていた。埋め込み文字式写真付き棺蓋型の墓碑は縦二七センチメートル・横五二センチメートルと同じもので、中に縦一三センチメートル・横一〇センチメートルのエルザの写真が付けられており、そこに

GAVAZZOLI ELSA

24・3・1923 25・4・1944

LA TUA MAMMA

と記されていた。つまり、エルザは一九二三年三月二四日に生まれたことから空襲で亡くなった四月二五日は二二歳になったばかりであったことから、不憫に思う気持ちから「あなたのお母さんより」の一文を書き加えていたのである。

同じ四月二五日に亡くなったペリリストリ・パルミエラとビンビ・コルネリアの合葬墓は、

PELLISTRRI PALMIRA 17-7-1866 25-4-1944

BIMBI CORNELIA 22-5-1893 25-4-1944

と、氏名と年没の年月日だけで、空襲の日付が分らなければ二人の死因は分らない。

記載内容については、墓碑石の規模にもよることから、それだけで判断することは出来ない。それよりも、文章がないことが却って空襲の悲劇性を物語っている場合もある。次のラツファイニー・リナルドとラツファイニー・アルベルトとラツザリ・ドメニカの合葬墓も、身内が一度に亡くなるという空襲の悲劇性を物語っている。墓碑の形状・規模・写真はほぼ同じものであるが、そこには、

RAFFAINI RINALDO 1934 1944

RAFFAINI ALBERTO 1932 1944

LAZZARI DOMENICA 1907 1944

とある。ラツファイニー・リナルドは二〇歳、ラツファイニー・アルベルトが二二歳と兄弟であろう。ラツザリ・ドメニカは三七歳であった。

身内しか分からない墓碑石として、一九四四年五月二日に死亡したアルベルティーナ・ポレットティとロゼッタ・パイニーの墓は、

ALBERTINA POLETTI 2 5 1944  
 ROSETTA PAINI 2 5 1944  
 と、死亡した日にちが分からない。

同じ五月二日に死亡しているウンベルト・パイニーとレンツォ・パイニーの墓も、

UMBERTO PAINI 2 5 1944  
 RENZO PAINI 2 5 1944

とあるだけだ。民間人犠牲者墓には、身内しか分らないものも多い。

無防備都市であり歴史的な文化都市であったフィレンツェでも、戦時下であったことが連合軍の空襲により身内を失うという悲劇を生んだことに対する住民の怒りが表現されていたが、ドイツ軍占領下の普通の戦時下都市であったパルマでは、戦時下・占領下ということで住民の意識に大きな違いがあったのではなからうか。

パルマの郊外に、一九四四年五月二日の連合軍による空襲を逃れ避難していた防空壕に爆弾が落ちて、そこに避難していた子供や老人が犠牲となったことから、その近くに写真<sup>57</sup>にあるような慰霊碑が建立されている。

鐘楼型の石造で、十字架を載せる尖塔部が高さ二二四センチメートル、碑石を填める腹部が高さ一〇八センチメートル・横一〇一・三センチメートル・奥行き一〇一・三センチメートル、これを載せる台座が高さ七八センチメートル・横一七〇センチメートル・奥行き一七〇・五センチメートル、全体を支える土台が高さ三七センチメートル・横二二二センチメートル・奥行き二二二センチメートルである。

この台座の正面に、

ALLE VITTIME

DEL BOMBARDAMENTO AEREO

2. 5. 1944

DEL CORNOCCIO

と、「一九四四年五月二日の空襲犠牲者に捧げる「コルノキオ」と刻まれ、腹部の四面に犠牲者芳名碑板がありそこに名前と年齢が刻まれている。この四面の芳名碑板の上段に、「正面から左回りに」あなた方のために、あなた方とともに、我々はより長く生き続ける」と刻まれ、それぞれその下に芳名板が着いている。

正面の芳名板には、

VALENTI ADALGISA VED	BERNARDI ANNI	66
BERNARDI EVGENIO	"	47
BERNARDI DINA IN	FINETTI	" 33
FINETTI MAVRIZIO	GIORNI	20
FINETTI GIVLIANO	ANNI	8
FREDDI FERDINANDO	"	60
• • •		
SCARICA ANGELA VED	CAVAZZINI	" 72



写真 57 1944 年 5 月 2 日の空襲犠牲者慰霊碑

CAVAZZINI LODOVICO	"	48
MEDIOLI LVISA IN CAVAZZINI	"	46
CAVAZZINI APTEMISIA	"	21
...		
CAVAZZINI DARIO	"	60
SACCANI CELINA IN CAVAZZINI	"	30
...		
BONAZZI CAROLINA IN BONI	"	51
BARONI GIOVANNI	"	31
ATTI CAMILLO	"	56
とある。これを日本語で表記すると、次のようにならう。		
ヴァレンティ・アダルジーザ(ベナルディの未亡人)		六六歳
ベナルディ・エウジェニオ		四七歳
ベナルディ・ディーナ(フィネッティ家の)		三三歳
フィネッティ・マウリツィオ		生後二〇日
フィネッティ・ジュリアーノ		八歳
フレッディ・フェルディナンド		六歳
...		

スカリカ・アンジェラ (カヴァッツイーニの未亡人)	七二歳
カヴァッツイーニ・ロドヴィーコ	四八歳
メディオーリ・ルイーザ (カヴァッツイーニ家の)	四六歳
カヴァッツイーニ・アルテミジア	二一歳
カヴァッツイーニ・ダリオ	六〇歳
サッカーニ・チェリーナ (カヴァッツイーニ家の)	三〇歳
ボナッツイー・カロリーナ (ポーニ家の)	五一歳
バローニ・ジエヴァンニ	三一歳
アッティ・カミット	五六歳

この慰霊碑は、家族ごとに分けられて表記されているようだ。最初のベナルデイ家は、祖母ヴァレンティ・アダ  
ルジーザ (ベナルデイ家の嫁で夫を亡くした未亡人) や八歳のジュリアーノと生後二〇日のマウリツィオなど六名  
が爆死していた。但し、フェルディナンドとの関係は不明。以下、カヴァッツイーニ家は同家の未亡人アンジェラ  
と息子のロドヴィーゴ、彼の嫁のルイーザと娘のアルテミジアの四名が、別のカヴァッツイーニ家はダリオとチェ  
リーナの二名 (但し、上記のカヴァッツイーニ家との関係や二人の関係は不明)、関係は分からないがポーニ家に  
嫁にいったボナッツイー・カロリーナ以下三名と、合計一五名の名前が刻まれている。左面は、ロマーニ・アッティ  
リオ六六歳以下一五名、年齢では一九歳から六六歳まで、裏面ではアツレグリ・アリエツラ四三歳以下一六名、一

八歳から五五歳、右面では、ラツファイ二家に嫁いだフォンターナ・ヴェルジニア六七歳以下一五名で、年齢的にはパイニー・ロゼッタ四歳やマレーナ・ルイーザ九歳から六七歳であった。

ここでの犠牲者は、連合国空軍の空襲ということから攻撃目標は駅であると判断し、そこから離れたこの場所にあった防空壕に避難したという。そこに、爆弾が直撃して悲劇が起こったのであった。このような、偶然の結果として起こった悲劇と同じようなことが、一九四四年一月二〇日にミラノで起こっている。

それは、ミラノ市内にあるフランシスコ・クリスピ小学校で、一月二〇日、よく晴れた午前一時半頃、空襲警報が鳴ったので、教員は生徒に外に出て地下の防空壕に入るように誘導した。そこに爆弾が落ちて、一八四名が死亡したのであった。ここで証言をしてくれた写真<sup>64</sup>(一三三頁)にあるグラツイエツラ・キサルベルテイ(当時七歳)さんは、教員に家に帰れと言われたので途中まで帰ったがやはり皆がいた方がいいと思ひ戻ろうとしたときに被弾したという。教員がなぜ彼女を家に帰そうとしたのかは分からないが、教員と一緒に避難していたならば彼女もこの犠牲者の一人に加わっていたことになる。人に運命の微妙さを実感させられた。

犠牲となった人達の遺体は、近くの墓地に埋葬されたが、破壊された学校の、防空壕があつた場所でもある現在の地の土地をミラノ市が提供したことから、ここに慰霊碑を建立し、犠牲者の遺体を埋葬することになった。それで作られたのが写真<sup>58</sup>の小さな犠牲者慰霊碑である。この記念碑は、一九五二年に制作されたものであるが、支柱は、高さ五二センチメートル・横幅は六九・五センチメートル・奥行きは六〇センチメートル、上の石屋根部までの高さは五六三センチメートルある。左右の支柱の幅は二〇センチメートルある。これが、高さ八四・五センチメートル・横四九〇センチメートル・奥行き五八〇センチメートル、これが二段式の土台(高さ八三センチメートル・横六五〇センチメートル・奥行き六六〇センチメートル)に載せられている。中央にあるのは死神の像が聖職者の



像かは分からないが、死者を神に捧げる形をした、高さ三〇センチメートルの銅像が立っている。

この慰霊碑の右の柱に、米軍の爆撃機が向かっている像と「1941」の年号が、左の柱には爆撃機が爆弾を落として戻っていく姿と「X 20」の月日が描かれている。

この慰霊碑の下の地下に、ここで亡くなった児童などの遺骨を納める慰霊堂が設けられている。慰霊堂の入口の上に、縦五八・五センチメートル・横八二センチメートル・厚さ三センチメートルの碑板があり、そこには、「人々は、この場所にあった学校内で、教師たちと共に戦争で殺された二〇〇人の子どもの死を嘆き悲しむ。一九四四年一月二〇日」と刻まれている。

慰霊堂に入ると、写真59のように正面にイエスの像を描いた祭壇があり、そこには「そして私はあなたを兄弟として愛するように言った」と書かれている。祭壇の規模は、高さ三〇センチメートル・横一八六センチメートルで、キリスト画は縦一三三センチメートル・横一七二センチメートルのものであった。左右の壁面に犠牲者の墓(写真60)



写真 58 小さな犠牲者の慰霊碑



写真 59 慰霊堂内の祭壇と納骨墓

があるが、これは高さ二六三センチメートル・横三八九・五センチメートル、框は厚さ二センチメートルで、そこに墓碑が縦八基、一二列、墓碑には番号がついているが、左が1から96、右が97から192とある。したがって、墓は一九二基（一九二番は、ヴィットリア・コンテ四歳であった）ということになる。中央の手前には犠牲者の写真（写真61）が置かれているが、これは全体が縦五八センチメートル・横七二・五センチメートル・枠は一センチメートル、



写真 60 墓碑



写真 61 犠牲者の遺影

写真の部分は縦四七・五センチメートル・六一・五センチメートルである。この慰霊堂の霊に対して、慰霊碑の傍にある聖チアラ修道院（写真62）の司教が毎日祈りを捧げているという。

墓碑は、六歳で亡くなった一〇二番のエドアルド・ゴレッツチの墓で、縦二七センチメートル・横二七センチメートル・枠は幅が五センチメートル・厚さ二・二センチメートルの正方形のもので、碑面には、



写真 62 聖チアラ修道院

EDOARDO

GORETTI

ANNI 6

とある。いかにも、六歳という年齢に、不憫さを感じる。遺影についてみると、形は顔写真と氏名が書かれたもので、一番上の列が、やや大きい写真であるが、小学校の教員であろう。それが一五枚ある。その下の段からが亡くなった児童ということになるが、一列に一七枚、それが一〇列あり、さらにその下に五枚の児童の写真がある。つまり、この遺影には、一九〇枚の教員と児童の写真があるということになる。つまり、ここに埋葬されている犠牲者で、遺影のない人がいたことになろう。

この慰霊碑には、写真<sup>63</sup>にあるように、毎週日曜日に生き残った人と関係者、さらにミラノ市役所の職員が集まり、献花や掃除などを行っているという。慰霊碑が存在することとは、そこで起こった事件が風化していないということ、つまりその社会で存在しているということを意味していよ



写真 63 ボランティアとミラノ市役所の人たち

う。

空襲犠牲者とは、戦争犠牲者のなかでもっとも弱い立場の人たちのことでもある。だが、その多くは日本とドイツの一般の人びとであったことから、戦後、長い間、不問に付されていた。甚大な被害を出した一九四五年三月一〇日の東京大空襲について、初めて一般に全体像が示されたのは、早乙女勝元の『東京大空襲 昭和二〇年三月一〇日の記録』(岩波書店・一九七一年)であった。それは、戦争責任論がとねえられる中で加害者論ではなく被害者論的な立場での議論になることに対する警戒感があったこと、その多くが戦勝国であり戦後国際社会を主導する米英であったことから、この問題と正面から捉えることが困難であったことにある。しかし、そこで犠牲となった人びとは、圧倒的に子供や老人という弱者であったことは、戦争加害者論を以てしても不問に付すことは許されないのではなからうか。さらに、イタリアの例でもあるように、空爆を行い多くの民間人を殺傷したのは、イタリアを軍事占領していたドイツと、ドイツの力により支配していたイタリアファ



写真 64 中央の女性がグラツィエラ・キサルベルティさん

シストの支配からイタリアを解放したという、米英の空軍機であったことから、それを公然と批判することが出来ないという、戦後、辛うじて戦勝国となったイタリアの微妙な国際政治的立場の問題にもかかわっていた。このイタリアの微妙な政治的立場は、連合軍による攻撃で犠牲となった人びとの墓標や慰霊碑の文言に表されていく。その意味で、イタリアにおける空襲犠牲者の慰霊碑や墓碑の持つ歴史的価値は極めて高いといえる。しかも、それは戦後の和解を考えるときに、遺族等の関係者の微妙な感情を把握しておくことは重要な意味を持っていることから、さらに掘り下げて研究をしていく必要がある。

## むすび

本論では、戦後国際秩序の基本とも言うべき戦後正義論に基づく世界人権宣言とジェノサイド条約を締結して新しい国際秩序を築き上げようとしてきた戦後の国際社会が、その目指していた理想とは大きくかけ離れたものになってきたというよりも、戦中よりもさらに悪い状態になってきているという現実を前提として、それであるが故に改めて戦後の理想に立ち返って終戦直後に築いた戦後正義論を実現させるための理論を形成するための前提を築くために、戦争犠牲者論の必要性を論じてきた。

しかし、本稿では紙幅の関係から、この問題を考えるためには最も重要なテーマとなる、ナチスドイツによるユダヤ人の虐殺と、ドイツ軍による住民虐殺、連合国の戦略爆撃による住民虐殺という三つの犯罪行為に限定して戦争犠牲者論の視点からその概要を述べるに留めざるを得なかった。ここで分析の主題を一般民間人に対して行われた三つの犯罪に限定して提示したのは、これらの犯罪行為の内容を明らかにするためではなく、戦争犠牲者論からの戦後正義論へのアプローチの仕方を述べるためのものであった。

ここで、ホロコースト、ドイツ軍の住民虐殺、連合軍の空襲によるジェノサイドという三つの視点から戦争犠牲者の概論を述べたのは、戦後正義の基となるユダヤ人虐殺と、戦争犯罪としては殆ど裁かれることがなく且つ多くが一般的には知られていないドイツ軍による住民虐殺、そして戦後その可否を含めて全く問われることがなかった米英空軍による民間人の大量虐殺という三つの犯罪的行為が、戦後正義論にとって最も重要な柱であるからにほかならない。それであるが故に、これをより詳細に分析していく必要がある。

最後に、まとめとして戦後正義論において重要な考えである移行期正義論についての考えを述べておきたい。本論でも述べたように、移行期正義の致命的な欠陥は、「移行期」という大前提にある。移行期正義の大きな役割は、権力者や為政者、独裁者などの権力を独占している者が、敗戦や革命といった大きな権力構造の変化後に、それまで行ってきたジェノサイドなど人道に対する罪や人権侵害に対しては、処罰されるといふ国際的なルール化を果たすことによって、そこでの過ちを防止するところにある。しかし、そこでは権力移譲がなされない国家やなされていない国家などにおいては無力であることと、そもそも、移行期正義で処理できたものが極めて少ないという問題を抱えている。つまり、現実に行われている重大な人権侵害や血統的遺伝子的な民族消滅、文化的ジェノサイドなどに対しては、何ら有効な方法になり得ていないからでもある。

このよつな現状にもかかわらず、平井新は、現在の移行期正義は「体制移行と平和移行という従来のな『移行』」類型のみならず、確立した民主体制における植民地や先住民統治などのポストコロニアルな歴史的不正義見直しの実践規範としても機能<sup>⑧</sup>させていくべきであるとす。この考えは間違つたものではない。だが、それよりも現在現実的に起こっている少数民族への人権侵害からホロコースト的圧迫、さらに民族浄化のような露骨な同化に如

何に対処していくかを考えることの方が重要ではなからうか。さらに、現実が起こっている現代の植民地的支配状況下での少数民族支配——しかもこれはある意味では「歴史的不正義」ともいえる長期間に及ぶ不正義——に如何に対処していけるのかを論じるべきではなからうか。勿論、移行期正義の目的は、人道主義の立場から人権侵害や虐殺といった犯罪的行為に対する適切な処罰や償いや謝罪を通じて、台湾で実現しているような、加害者と被害者の和解を実現し、社会が維持する正義の機能を維持し、平和な社会を形成することにあることから、この考えそのものは大きな意味を持っているためこの考えを否定するものではない。

戦後正義論の立場から、移行期正義論をめぐる問題のなかで注目したいのが、日本における移行期正義の問題である。これについてフローニンゲン大学のクリストファー・K・ラモントは「ニュールンベルグの成果が受け継がれてその後の国際裁判で判決が下される際の『基準』となった」が「東京裁判の影響はそれに比してかなり希薄」で、その一因にA級戦犯を合祀している安倍晋三首相の靖国神社参拝を挙げて、それがアジアにおける「不安定化要因になっている」と論じている点である。それは、A級戦犯を英霊として合祀している靖国神社に首相が参拝するということは、国家として彼らを処罰し戦後正義論を確立させたニュールンベルク・東京国際軍事裁判を全否定することであるからにほかならない。

なお、本論では、飽くまでも戦後正義論を考える前提として踏まえておかなければならない問題について三つの視点から論じてきたが、そこでは今まで見落とされてきた戦争犠牲者の立場から論じたことから、基本的には被害者論的な論究を中心に展開することになった。だが、それは加害者としての立場からの追究を放棄すると言つことを意味するものではない。日本でもドイツでも、戦争を主導した責任とともに、戦時下における戦争犯罪を含む違法行為の責任は問われなければならない。とりわけ、日本の参戦はそれまで欧州大戦であった戦争を世界戦争にま



でに拡大させたことから、厳密には第二次世界大戦は一九三九年ではなく一九四一年となり、その責任は日本にある。つまり、日本の戦争責任は中国への侵略戦争であつた日中戦争と、世界戦争となつた太平洋戦争という二つの戦争についてとなろう。さらに、戦争犯罪やジェノサイドでいえば、満洲や中国における七三一石井部隊の問題や三光といわれる日本軍による住民虐殺、シンガポールにおける華僑肅清といわれるジェノサイド<sup>10)</sup>、フィリピンのパターン半島における死の行進と呼ばれた米兵捕虜の扱いから、泰緬鉄道における強制労働や捕虜虐待など、負の歴史として事実のを解明しそれを記録し再びそのような過ちを繰り返さないための教訓として後世に伝えていくことは当然にして行つべきであることは言うまでもない。それであるからこそ、これらを含めた戦争犠牲者論の立場からの追究が求められてくるのではなからうか。

ここで用いた翻訳文は、研究協力者の翻訳に一部手を加えたもので、したがって、訳文については筆者の責任による。翻訳は、イタリア語は大阪芸術大学小川光生特任教授、ポロランド語は常磐短期大学安井教浩教授、ギリシア語はコルフ大学クリストス・ザンパコラス博士、フランス語はコーディネーターの中込圭氏による。

ポロランドのイエドバブエヤボンソシユのユダヤ人虐殺犠牲者慰霊墓地やトレブリンカ絶滅収容所での調査は、元ポロランドユダヤ人協会会長のピョートル・カドリチク氏の協力により行うことが出来た。

取材にに応じていただいた、メレート村虐殺犠牲者の調査に際しては貴重な体験とこの事件についての考えを語って頂いたジーナ・バルシメツリさんや、ミラノの小さな犠牲者慰霊碑の調査では空爆と時の模様や犠牲者への思い、その後の慰霊碑に関することなどの情報を提供して頂いたグラツイエツラ・キサルベルティさんとゴルラ・ドマーニ協会副会長のフランコ・トルテ氏をはじめミラノ市役所のジョヴァンナ・コラーチエ氏やボランティアの人びと

に感謝の意を記しておきたい。

本稿は、基盤研究（A）「世界史的視点からの国民国家における戦争記憶の記録化と戦後社会の構築に関する研究」（課題番号一七H00929平成一九年度～平成三二年度）の成果の一部である。

本稿で用いた史資料のなかで、科学研究費による調査により収集したものについては、調査し収集した日付（戦争記念碑などの「もの」史料は、修復・破損・移築などがあるため、調査した日付が重要であるため記載するのが基本原則）を記載し、その一部は、科学研究助成報告書として掲載したものについては報告書の書名及び収録の頁数を記載した。また、その調査については、次に記載した①から④の科研費の年度の経費を用いて実施したものである。なお、本稿で記したもののなかには、科研費以外の経費により調査し収集したものもあるが、ここに記すのは煩雑なので省略した。また、科研費により収集した資料情報は科学研究助成報告書以外に戦争記念碑資料情報データベースを構築しそれを通じて提供する予定である。

- (1) 基盤研究（A）「近代日本における戦争記念碑と戦没者慰霊についての地域社会学的研究」（二〇〇二年度～二〇〇五年度・課題番号一四二〇一〇三五）
- (2) 基盤研究（A）「近代日本の戦没者慰霊に関する総合的研究」（二〇〇六年度～二〇〇九年度・課題番号一八二〇二〇二二）
- (3) 基盤研究（A）「現代的及び世界史的視点からみた日本の戦没者慰霊に関する総括的研究」（二〇一二年度～二〇一五年度・課題番号二四二四〇二二六）
- (4) 基盤研究（A）（一般）「世界史的視点からの国民国家における戦争記憶の記録化と戦後社会の構築に関する研究」（二〇一七年度～二〇二〇年度・課題番号一七H〇〇九二九）

註

- (1) 宇佐美誠「移行期正義 解明・評価・展望」(『国際政治』第一七二号)。
- (2) 台湾における二二八事件と白色テロに関する公文書や聞き取り調査を基にした真実委員会による事実調査やその結果の報告書による公開、講演会や学術研究会から、全国各地の主要な場所や地域における二二八和平記念碑の建立、国立二二八国家纪念馆や台北二二八纪念馆などの設置、さらにかつての軍事法廷や監獄を歴史史跡として修復・復元させて設けられた新北市の景美國家人権博物館や緑島の緑島人權文化園元緑島監獄博物館の設置といったような、台湾政府と遺族や被害者などの事件関係者を中心とする民間ボランティアなど官民挙げての取り組みは、移行期正義の模範的な事例と言える。
- (3) 黒田清彦「スペイン 歴史の記憶に関する法律」(『南山法学』第三二巻第一号、所収) 参照。
- (4) 加藤伸吾「スペイン 『歴史記憶法』 の成立過程 (2004～2008)」(『外務省調査月報』二〇〇八年・第四号、所収) 参照。
- (5) 野口健格「スペインにおける『歴史記憶文書センター』と『歴史記憶回復協会』の現状と課題 歴史の記憶へのアクセスは憲法上の保護の対象になるか？」(『中央学院大学法学論叢』第三〇巻第一号、所収) 参照。なお、フランコ独裁政権時代に政治的な弾圧を受けて処罰されたり不法に処刑されたり暗殺されたりした共和国派の人々の名誉回復を促す機関としてのサラマンカの歴史記憶文書センターでの調査は二〇一三年二月二十五日に、レオンの歴史記憶回復センターでの調査は二〇一三年三月二二日に行った。詳細は、『戦争記憶の記録化と戦歿者慰霊』(二〇一二年)二〇一五年度科学研究助成報告書、基盤研究(A)、課題番号二四二四二二〇二六、研究代表者檀山幸夫、二〇一六年三月)を参照。
- (6) 湯山智之「国際司法裁判所・ジェノサイド条約適用事件(ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア・モンテネグロ)」(『立命館法学』第三三五号)。
- (7) ジョゼフ・E・パーシコ著、白幡憲之訳『ニュルンベルク軍事裁判』上巻・原書房・二〇〇三年、五頁。
- (8) 同上、下巻・三三三頁。
- (9) 同上、下巻、三三九頁。

- (10) 本稿でいう犠牲者とは、戦争が直接的乃至間接的な原因で死亡した人びとと、重大な負傷・疾病を蒙った人々を指す用語として用いているが、特定の場合を除き通常は主に死亡者を指している。
- (11) 日清戦争では、『忠魂霊名簿 上中下巻(酬四恩会・一八九六―一八九七年)』をはじめ、『福島県従軍者名簿(福島県従軍者表彰会・一八九七年)』、『明治廿七八年戦役第二師団従軍名鑑(仙台広告社・一八九四年)』といった従軍者・凱旋者を含めた顕彰録が出版され、戦死者は国民や県民などの共通の記憶として記録化されていく。
- (12) アンネット・ヴァインケ著、板橋拓己訳『ニコルンベルク裁判 ナチ・ドイツはどのように裁かれたのか』(中央公論新社・二〇一五年、三頁)。
- (13) 同上、四頁。
- (14) ナチドイツのホロコーストを全面的に否定している歴史的修正主義研究会はこのトレプリンカ裁判について、『試訳：トレプリンカ裁判 J・グラーフ』(<http://revisionist.jp/treblinka/05.htm>)と題する試訳を掲げて批判している。
- (15) ヨッヘン・フォン・ラング編、小俣和一郎訳『アイヒマン調書 イスラエル警察尋問録音記録』、岩波書店・二〇〇九年、「訳者あとがき」二九四頁。
- (16) United States Holocaust Memorial Museum.  
(<https://encyclopedia.ushmm.org/content/ja/article/john-demanjank-prosecution-of-a-nazi-collaborator>)
- (17) アンネット・ヴァインケ著、板橋拓己訳『ニコルンベルク裁判 ナチ・ドイツはどのように裁かれたのか』、中央公論新社・二〇一五年、二八頁～二九頁。
- (18) 宇佐美、「移行期正義 解明・評価・展望」、前掲、四三頁。
- (19) 同上、五五頁。
- (20) 二〇一四年八月一日及び二〇一九年九月二日調査収集。詳細は、前註(5)の科学研究助成報告書を参照。
- (21) ニュルンベルク裁判では、ナチドイツの犯罪性を具体的に示すために、『ナチ強制収容所』という記録映画が、いわゆる証拠方法として初めて「上映された(前掲、『ニコルンベルク裁判』、六七頁)。
- (22) ここで掲げられた犠牲者の遺体の写真の説明には、犠牲者二八三人の遺体の多くはDNA分析で判明したとあり、虚

殺犠牲者は行方不明者を含めて八三七三人とある。

- (23) 掲げられている写真は、一九九四年五月、ルワンダの教会前の惨状が描かれている。
- (24) ヴォルフガン・ベント著、斉藤寿雄訳『第三帝国の歴史 画像でたどるナチスの全貌』(現代書館・二〇一四年、二八一頁)。リチャード・ベッセル著、大山晶訳『ナチスの戦争 1918-1949 民族と人種の戦い』(中央公論新社・二〇一五年、二三八頁)。
- (25) ヴォルフガン・ベント、『第三帝国の歴史 画像でたどるナチスの全貌』、前掲、二八〇頁。
- (26) ベッセルは、ソ連軍の捕虜となった者は三三四万九〇〇〇人で、「二〇年以上囚われたままソ連からドイツに戻らなかった」(「ナチスの戦争」、前掲、二四四頁)と述べている。
- ドイツ各地に建立されている戦死者慰霊碑をみると、そこには「未だ帰ってこない人々」といった表記で、ソ連抑留者の名前が刻まれている。例えば、イスマニングの第一次・第二次大戦戦死者慰霊碑には、一九四〇年以降の戦死者の名前が刻まれているが、最後にソ連に抑留されたであろう兵士が生死不明者として名前と生年月日が刻まれている(詳細は、科学研究助成報告書『世界の戦争記録と戦死者慰霊』平成一八年度〜同二二年度科学研究補助金・基盤研究(A)課題番号18202021「近代日本の戦没者慰霊に関する総合的研究」、研究代表者檜山幸夫、九一頁〜九七頁、を参照されたい)。
- (27) ジェームズ・バクー著、申橋昭訳『消えた百万人 ドイツ人捕虜収容所、死のキャンプへの道』、光人社、一九九五
- (28) リチャード・ベッセルは、戦後、かつてのドイツ東部地域であった東プロイセン・ボンメルン・シュレジュンからの追放されたドイツ人は五六万五〇〇〇人、これにチェコスロバキア・ハンガリー・ユーゴスラヴィア・ルーマニア・バルト三国から追放されたドイツ人を加えると二二〇〇万人の人々が郷里を追われたとし、その移動により「二〇〇万人以上が命を落としている」と述べている(「ナチスの戦争」1918-1949、前掲、二六三頁)。
- (29) ジョン・キーガン著、滝田毅・大木毅・剣持久木・義井みどり訳『タイムズ・アトラス 第二次世界大戦歴史地図』、原書房・二〇〇一年、二〇四頁。
- (30) ドイツ各地に建立されている戦争犠牲者の墓地の中で、この東方からの避難民で犠牲となった人々の墓石と慰霊碑があ

- る。例えば、キールのアイヒ公園墓地の中の戦争とテロ支配の犠牲者墓苑に、東欧から避難した民族ドイツ人犠牲者の十字架型墓碑と十字架の慰霊碑がある。二〇一九年二月一八日調査収集。
- (31) 実際には、日本特別掃海隊として朝鮮戦争に米軍に従軍した中谷坂太郎が戦死し一八人が負傷している(城内康伸。昭和二十五年 最後の戦死者、小学館、二〇一三年、三頁)。つまり、中谷が「戦後初めての『戦死者』となった」(一九三九頁)ことになる。
- (32) ヱイクトル・カルポフ著、長勢了治訳『スターリンの捕虜たち ソ連機密資料が語る全容』、北海道新聞社・二〇〇一年、二三頁。
- (33) 二〇一三年二月一日調査収集。
- (34) 終戦時の在満邦人は一五五万人で、敗戦に伴う一般邦人の死亡者数は約一七万六〇〇〇人であったという(満洲開拓史刊行会編『満洲開拓史』、一九六六年・四三七頁)。
- (35) 旧ソ連時代の公文書が公開されたことによって、シベリア抑留者に関する実態がかなり詳細に分かってきた。前註(32)『ヱイクトル・カルポフ』『スターリンの捕虜たち』、参照。
- (36) ジョン・キーガン、『第二次世界大戦歴史地図』、前掲、二〇五頁。
- (37) ヱイクトル・ザスラクスキー著、根岸隆夫訳『カチンの森 ポーランド指導階級の抹殺』、みずす書房・二〇一〇年。J・K・ザヴォドニー著、中野五郎・朝倉和子訳『消えた将校たち カチンの森虐殺事件』、みずす書房・二〇一二年。
- (38) これは、一九五〇年初めに「人民解放軍が西康(デンコ、デルゲ、リラチエ)」を侵略し、一〇月七日「張国華將軍の指揮下に四万の軍隊が六か所で長江を渡り、これに「八千五百人程の武装したチベット人」が抵抗した(ロラン・デエ著、今枝由郎訳『チベット史』、春秋社・二〇〇五年、三三四頁)が、圧倒的に優勢な中国軍の下に降伏させられた。一九六〇年に、インドに亡命していたタライ・ラマ十四世はダラムサラに亡命政府を樹立し、祖国復興運動を行っている(同上、三三三頁)。
- (39) 宇佐美、『移行期正義』、前掲、四三頁。
- (40) ピエール・アントワヌ・ドネ『チベット 受難と希望』、『雪の国』の民族主義、岩波書店・二〇〇九年、一六七頁

）一六八頁。

- (41) ツェリン・オーセル著、ツェリン・ドルジエ写真、藤野彰・劉燕子訳『殺劫 チベットの文化大革命』、集広舎・二〇〇九年、参照。
- (42) 例えば、ツェリン・オーセル／王力雄著、劉燕子編訳『チベットの秘密』（集広舎・二〇一二年）を参照。
- (43) <https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2019/11/post-13418.php>。
- (44) 一八時二分配信 <https://www.fiji.com/fc/article?k=2019111700311&g=inf>。
- (45) 二〇一九年一月二六日 <https://www.bbc.com/japanese/50554897>。
- (46) 楊海英『墓碑なき草原 内モンゴルにおける文化大革命・虐殺の記録』、岩波書店・二〇〇九年。
- (47) 楊海英『続 墓碑なき草原 内モンゴルにおける文化大革命・虐殺の記録』、岩波書店・二〇一二年、二四頁。
- (48) 宇佐美『移行期正義』前掲、五五頁。
- (49) リチャード・ベッセル、『ナチスの戦争』前掲、二七〇頁。
- (50) 同上、二七一頁。
- (51) アンネット・ヴァインケ、『ニルンベルク裁判』前掲、八七頁。
- (52) 山口定「二つの現代史 歴史の新たな転換点に立って」(粟屋健太郎・田中宏・広渡清吾・三島憲一・望田幸男・山口定著『戦争責任・戦後責任 日本とドイツはどう違うか』、朝日新聞社・一九九四年、二四一頁)。
- (53) 望田幸男『戦争責任・戦後責任 問題の水域』(同上、九頁)。なお、このなかで「日本では、日本国籍をもつ戦争犠牲者遺族への援護法」が制定されたが「今日、外国国籍をもつ、かつての植民地や占領地域の被害者たちは、ほとんど補償の対象からはずされてきた」(八頁)とあるが、戦後法は日本国籍を持った戦争犠牲者を対象としたものではなく旧軍人軍属に対するもので、同じ日本国籍を持った日本人でも一般市民の犠牲者には適用されていない。そもそも、これは本稿の執筆目的の一つであるが、戦争を起こした国家の国民に対する責任を果たしてこなかったのが日本という国家であることを先ず見落とすべきではない。それが、戦後の戦争責任論争が国民的意識から乖離した原因の一つではなからうか。
- 戦後、見捨てられ差別された満洲などからの引揚者から原爆被災者を侵略戦争の手先として切り捨て、放射能の子孫への

影響を危惧した社会から迫害され差別されていた被爆者といった、戦後の日本社会の暗闇の問題だけではなく、それら戦争犠牲者の記憶を記録することもしなかつた歴史学界の姿勢も問い直す必要があるのではなからうか。

戦後日本社会は、国内的にさまざまな矛盾を抱え込んできた。その一つに原爆の被爆者に対する差別があるが、さらにより大きな深刻な状況にあったのが、原爆孤児の問題であった。それは、この原爆孤児の存在はもとより、彼らが置かれた過酷な状況を初めて共同通信の長澤克治が活字にして報じるまでは広島島の原爆資料館すらも把握していなかったほど、戦後社会からも見放されていたからにはかならない。彼ら原爆孤児は、通常の戦災孤児というだけではなく、放射能の影響を蒙った原爆被爆者であったこと、両親が爆死したり被爆して孤児になったこと、親戚縁者から疎まれ社会的にも孤立していったことなど、原爆孤児としての苦難を味わいながら、戦後の殺伐とした混乱の中で人生を歩まざるを得なかつた。残留放射能の影響に怯えながら、社会から見放され、孤独の中で生きて行かざるを得なかつただけではなく、彼らの存在そのものが知られていなかつたという、戦後の政治や運動や援助活動や学問までもが無策であつたことから、より悲惨な状況に追い込まれていたからでもある。もっとも、孤立していた彼らも、現在は原爆孤児の自助組織「あゆみグループ」をつくって支え合っているという。原爆孤児のことを初めて報じた記事とは、長澤克治「家族のかたち 聞き書き・原爆孤児が歩んだ七三年」1～6（『中日新聞』二〇一八年八月三日二頁・八月五日二頁・八月六日二頁・八月七日二頁・八月八日二頁・八月十一日二頁）である。この長澤は、広島島の被爆と小児癌化学療法の先駆者である日系二世のワタル・ウォルタ・ストーの生涯を描いた『小児科医ドクター・ストウ伝 日系二世・原水爆・がん治療』（平凡社・二〇一五年）を著わしている。

(54) リチャード・ベッセル、『ナチスの戦争』、前掲、二六〇頁。

(55) 防衛庁は、自衛官の殉職者について、隊内の施設に慰霊施設を設けて殉職者を祀っているが、中央の施設としては二〇〇三年九月一日に敷地内に自衛隊殉職者慰霊碑を建立しメモリアスゾーンを造っているという（毎日新聞「靖国」取材班。靖国戦後秘史 A級戦犯を合祀した男」、毎日新聞・二〇〇七年、一三〇頁）。

(56) 収録は、『朝日新聞』の二〇〇六年五月三日・一頁、二〇〇七年五月二日・五頁、二〇〇八年五月三日・一四頁、二〇〇九年五月二日・三頁、二〇一五年五月二日・一頁、二〇一六年五月三日・七頁、二〇一七年五月二日・五頁、二〇一



八年五月二日・七頁、二〇一九年五月三日・一三頁。

(57) 広島市のホームページによる (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1554427499638/files/01.pdf>)。

(58) 二〇一九年一月二日に確認した際は、第一次大戦休戦記念日にあたる戦死者慰霊日に捧げられた花環が九輪置かれていること、以前にはみられなかった婦人警備員が参拝者が銅像に触れることを警戒するような見張りをしていたこと、入口手前左の壁に掲げられていた説明板がなくなっていたという、大きな変化が見られた。

(59) その一つの事例として、ヴォルフガング・イエーガー、クリステイーネ・カイツ著、中尾光延監訳、小倉正宏・永末和子訳『世界教科書シリーズ14 ドイツの歴史【現代史】ドイツ高校歴史教科書』（明石書店・二〇〇六年）をみると、ドイツが如何に過去に向き合い、自らの過ちを見つめ、過去を克服しようとしているのかを理解することが出来る。また、筆者が二〇一〇年三月九日に訪ねたエッセンでは高校生がナチス支配の時代の街の歴史を調べそれを評価しそれを踏まえた将来に向けた考え方を、市内の商工会議所の建物を使って市民に向けて発表するといった、実践的な取り組みもある。その際、筆者が聞いたのは、今では一般的になっている躰きの石の運動についての発表であった。

(60) 二〇一四年八月一九日調査収集。

(61) 二〇一四年八月二二日調査収集。

(62) この論争については、米沢薫『記念碑論争 ナチスの過去をめぐる共同想起の闘い「1988〜2006年」』、社会評論社・2009年を参照。

(63) アンドレア・シユタインガルト、ルディ・マレク・ドウチュケ、ハンス・ハルター、クラウス・ハルトウング、ヴァルフガング・フーパー、レナテ・キユーナスト、ギユンター・シユボウスキ、ミヒヤエル・ゾンマー、マンフレート・シユトルベ、クラウス・ヴォーヴェライト著、池澤夏樹訳『ベルリン 記憶の場所 を迎える旅』、昭和堂・二〇〇六年・ii頁。

(64) 米沢、前掲、四〇三頁。

(65) 同上、三七二頁。

(66) 例えば、ベルリンからユダヤ人が強制収容所などに移送され屢時に使われたグリユーネヴァルト駅の二七番ホームが、

「17番線ホーム遺跡」として残されている。ここにある記念碑の説明板に、一九四一年一月から一九四五年二月に移送され殺害されたベルリンの五万人以上のユダヤ人を記念してとある。二〇一九年八月二五日調査収集。

- (67) 二〇一三年八月一〇日調査収集。
- (68) 二〇一四年八月一七日調査収集。
- (69) 岡裕人。忘却に抵抗するドイツ人 歴史教育から「記憶の文化」へ、大月書店・二〇一二年、参照。
- (70) ロバート・ジエラテリー著、根岸隆夫訳『ヒトラーを支持したドイツ国民』、みすず書房・二〇〇八年、二頁。
- (71) AFP「時事」、一〇月九日二時二八分配信。 <https://www.afpb.com/articles/biz/3248756?pid=21728023>
- (72) AFP「時事」、一月三日一時二六分配信。 <https://www.afpb.com/articles/-/3252876>
- (73) 二〇一九年一〇月二八日 (<https://www.jbc.com/japanese/50204669>)。
- (74) 二〇一九年一〇月二八日一四時五九分配信 (<https://www.afpb.com/articles/-/3251726>)。
- (75) 村瀬興雄の「アドルフ・ヒトラー」(中央公論新社・一九七七年)によると、ルエガーが「大衆をつならせるために行なった反ユダヤ的なデマゴギーは、若いヒトラーを反ユダヤ主義者に仕立てあげる重要な原因の一つになっていた」(一九頁)とし、ヒトラーの「わが闘争」のなかの反ユダヤ主義の論旨は「ほとんどシエーネラーそのままである」(七二頁)という。なお、ユダヤ人に対する集団虐殺(ボグロム)も、一八八一年のロシア皇帝アレクサンドル二世暗殺を切っ掛けにロシア民衆が起こしたユダヤ人迫害(四三頁)の一つであった。ヒトラーやナチスによるユダヤ人迫害から大虐殺を、彼らだけに矮小化すると本質を見間違っことになる。
- (76) ヘルルト・マック著、長山さき訳『ヨーロッパの100年 何が起き、何が起きなかったのか』上巻、徳間書房・二〇〇九年、二八頁。
- (77) 村瀬、『アドルフ・ヒトラー』、前掲、九頁。
- (78) 同上、七九頁〜八六頁。
- (79) モルデカイ・パルディール著、松宮克昌訳『キリスト教とホロコースト 教会はいかに加担し、いかに闘ったか』、柏書房・二〇一一年、四一頁。この書の中で、その起源を、「ユダヤ人憎悪は神聖視されたがゆえに致命的結果をもたら

- すものになった」が、そこで表される反ユダヤの教えは「嫌悪と憎悪とを生むユダヤ観、ユダヤ人観をキリスト教圏の魂に創り出した」(同上、四九頁)としている。
- (80) 芝健介。ヒトラーのニルンベルク 第三帝国の光と闇。吉川弘文館・二〇〇〇年、二三頁～二四頁。
- (81) ヤコブ・M・ラフキン『トーラの名において』、前掲、一一頁。
- (82) 二〇一九年二月三十一日四時二分配信。https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20191231-50953882-bbc-int。
- (83) この「帝国水晶の夜」事件について、ヴォルフガング・ヘンツは「立法・行政機構によるユダヤ人少数派への差別の国家的な行動が、あからさまな暴力への転換したことを画している」(『第三帝国の歴史』、前掲、一五一頁)と位置づけている。
- (84) 二〇一九年一五時五四分配信。https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20191231-50953884-bbc-int。
- (85) https://news.yahoo.co.jp/byline/satohitoshi/20191110-00150340/。
- (86) トーラーの教えを守り抜こうとするユダヤ教やユダヤ人のなかには、ヤコブ・M・ラフキンのように「現在のイスラエル国は『ユダヤ国家』でも『ヘブライ国家』でもなく、はっきりと『シオニスト国家』として認識されるべきである」(ヤコブ・M・ラフキン著、菅野賢治訳『トーラーの名において シオニズムに対するユダヤ教の抵抗の歴史』、平凡社・二〇一〇年、二二頁)とする考えもある。
- (87) 西村明は、本論でいう戦争犠牲者を、「軍人・軍属など戦闘により亡くなった広い意味での戦死者(戦病死者も含む)に加え、空襲・沖縄戦・原爆等により亡くなった非戦闘員である戦災死者を含めた、戦争により亡くなった死者全体を指す」用語として「戦争死者」と表現している(西村明『戦後日本と戦争死者慰霊 シズメとフルイのダイナミクス』、有志舎・二〇〇六年、三頁)。もっとも、西村の視点は、「戦争死者の慰霊」を宗教学的な方法からアプローチしようとするもので、そこには「戦死者と戦災死者とともに視野に含めることによって、靖国問題に終始しがちな慰霊をめぐる問題にたいして、新たな視点を提供」(同上、四頁～五頁)するといった目的を持ったものである。
- (88) リチャード・ベッセル、『ナチスの戦争』、前掲、一一三頁。
- (89) 同上、一一三頁。

- (90) 同上、一二三頁～一三三頁。
- (91) ヴォルフガング・ベント、『第三帝国の歴史』、前掲、一七六頁。
- (92) この場合、戦場などで一般住民に対して行った犯罪行為は、軍法会議などでの処罰対象となるため国内法で処罰されることから、ここでの対象からは除外される。したがって、一般の民間人を殺戮の対象とはしなかった戦闘員のみで戦争とするならば、日本の場合では戊辰戦争・箱館戦争・西南戦争といった内戦や、日清戦争・北清事変・日露戦争・日独戦争がそれに該当する。世界的には、総力戦となった第一次大戦以前の戦争となる。なお、日清戦争において起こった旅順口虐殺事件（詳細は拙稿「中国人大量虐殺に於ける戦争犯罪行為の意識問題」(『史叢』第一七号・所収、参照)の主たる対象者は清国軍敗残兵であるためこの範疇に入る。
- (93) 筆者が二〇〇四年二月二十九日に重慶市で行った日中戦争に関する記念碑調査(合わせて国共内戦や中ソ紛争にかかわる史蹟や記念碑・記念館などの調査を行った。詳細は、王鉄軍「中国に現存する日本関係の戦争記念碑・墓碑と中国の記念碑・烈士慰霊」『近代日本における戦争記念碑と戦没者慰霊についての地域社会的研究(上)』平成一四年度～同一七年度科学研究補助金・基盤研究(A)(1)課題番号一四二〇一〇三五、研究成果報告書、研究代表者檀山幸夫、所収、参照)における重慶爆撃犠牲者記念碑としては、犠牲となった一般住民の慰霊碑を探すことは出来なかったが、次の日本軍の重慶爆撃で殉職した消防士の記念碑を探すことは出来た。この碑は、「重慶市消防人員殉職記念碑」として重慶市各界建碑委員会によって中華民国三六年八月一九日に建立されたもので、形状は台座付き蒲鉾形、規模は碑石が高さ五三三センチメートル・横一九〇センチメートル・厚さ一一六・五センチメートル、台座が高さ二二三・八センチメートル・横一九〇センチメートル・奥行き一一五センチメートルであった。この碑は、戦後間もない一九四七年に国民政府時代に建立されたものであるが、摩耗と剥離という自然劣化と人民政府により碑面がセメントで塗り潰されているため、全体の正確な文字情報は不明である。
- 碑面には、七七事変後に「倭寇肆虐轟炸頻仍全市計遭空襲六次火場達二百九十六処当時消防人員本服務精神奮不顧身不眠宵旰竭力搶救或被彈炸死或塌屋傷(不明)難長員計八十一員名与前方抗戰將士壯烈犧牲者無或稍殊其功甚偉勒諸於石以誌不朽亦其宜也」とあり、左面には参議会・商会・总工会・銀行公会・錢業公会・婦女会・漁会・教育会などの団体と唐毅

以下三六名の発起人と李湖丞以下五名の監修者に石工の名前が刻まれ、裏面は「(不明)本市消防先賢職名列左」とまでは判読できるが多くが剥離とセメントで塗られているため文字は判読できない、右面は「抗戦殉職人員姓名列左」として分隊長徐剣以下七七名(一部摩耗などにより不明)の名前が刻まれている。この碑によると、日本軍による重慶の爆撃は六回行われ、その際に二九六箇所<sup>1)</sup>に火災が発生し、その消火作業にあたった消防士八一名が犠牲となったとあるが、市民の犠牲者についての記載はない。

なお、副碑として一九九二年に重慶市市中区人民政府によつて建立された説明碑がある。その碑は、形状は台座付き石板型で、規模は碑石が高さ七六・五センチメートル・横一一センチメートル・厚さ二センチメートル、台座は高さ六四センチメートル・横一一センチメートル・奥行き二六・二センチメートルで、正面には「重慶市市中区文物保护单位重慶消防人員殉職紀念碑 重慶市市中区人民政府 一九九二年 四月二十七日公布」と刻まれている。

(94) 本稿で「ジェノサイド」とするのは、一九四八年二月九日に国連総会で採択されたジェノサイド条約「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」の第二条(定義)を基にしている(つまり、条約は、「集団殺害 ジェノサイド」(第三条(a))という行為が、平時か戦時であるかを問わず「国際法上の犯罪」(第一条)と規定し、次いで、第二条で、その行為の目的が「民族的、人種的、民族的又は宗教的集団を全部又は一部破壊する意図をもつて行われた次の行為」として、(a)集団構成員の殺害、(b)集団構成員に対して重大な肉体的又は精神的な危害を加えること、(c)全部又は一部に肉体の破壊をもたらすために意図された生活条件を集団に対して故意に課すること、(d)集団内における出生を防止することを意図する措置を課すること、(e)集団の児童を他の集団に強制的に移すこと、としている。ミネソタ大学人権図書館 <http://hrlibrary.umn.edu/japanese/Ja1toppg.htm>) が、これはナチドイツや日本軍の犯罪行為を前提に起草されたものであることから戦後国際社会における犯罪行為をも踏まえるために、「集団殺害」の範疇を国民・人種・民族・宗教の破壊と並び、民族的・宗教的な抹殺をも含ませた、まさしく民族としての存在を否定するあらゆる行為をも含ませるべきであると考えられる。つまり、混血による血統の断絶、言語の消滅、宗教の変質を含める破壊、文化の破壊をも含めて用いている。

(95) 『ホロコースト・スタディーズ』、前掲、七頁。

(96) ダッハウ強制収容所では、一九三三年から解放される四五年までに二三ヶ国から、およそ二五万人が収容され、約七万

人が死亡したという(マルセル・リュビーター著、菅野賢治訳『ナチ強制・絶滅収容所 18 施設内の生と死』、筑摩書房・一九九八年、一一頁～一二頁)。尚、ダッハウ収容所については、同書、九二頁～一二三頁を参照。収容所の調査は二〇一四年八月二日と二〇一八年一月二九日、収容所で死亡した人々の墓地(二箇所)の調査は二〇一五年八月五日に行った。

(97) ザクセンハウゼン強制収容所跡は、歴史史跡として残され、一部の施設は復原されて博物館的な機能を持たせているが、中央には記念碑が、周囲には慰霊碑等が建立されている。二〇一〇年三月四日調査収集。

(98) プーヘンヴァルト強制収容所は、強制収容所跡と元SS親衛隊の施設、死亡した人達が集団埋葬されている無名者集団墓と、プーヘンヴァルト鐘楼記念碑、収容所博物館がある。この調査には、ハレ大学のマンフレド・ヘットリング教授の専門的知見による教唆を受けるとともに、同教授の運転とティノ・シエルツ博士の案内により実施できたもので、両氏に大変お世話になった。二〇一三年八月一六日調査。この記録は、前註(5)『戦争記憶の記録化と戦死者慰霊』を参照。

(99) マイケル・ペーレンバウムは、この「ヴァンゼー会議が、ユダヤ人に対する『戦争』の転換点となった」(マイケル・ペーレンバウム著、芝健介訳『ホロコースト全史』、創元社・一九九六年、二二三頁)と述べている。この会議におけるハイドリヒの立ち位置について、ロベルト・ゲルヴァルトはこの会議に於いて「ハイドリヒの提案の目的は、ユダヤ人問題の全局面における、SSの全面的な決定権を主張することであった」とし、その結果「ヴァンゼー会議は、最終的解決に関するハイドリヒの全面的権威を明白にした」(ロベルト・ゲルヴァルト著、宮下領夫訳『ヒトラーの絞首人ハイドリヒ』、白水社・二〇一六年、三三三頁～三三四頁)と論じている。

この施設は、現在歴史的施設として博物館として機能している。入口には、この館で、一九四二年一月に悪名高いヴァンゼー会議におけるヨーロッパユダヤ人問題の最終的解決が話し合われその段取りが決められたことと、国家社会主義ドイツ労働者党ナチスの暴力支配の結果として亡くなったユダヤ人の仲間を記念してこの施設を残す、といったことが書かれた、縦五センチメートル・横八四・五センチメートル・厚さ二センチメートルの銅板が掲げられ、この建物を保存し公開する目的を記している。展示は、建物に関する概略から、ドイツにおける歴史的な人種差別とユダヤ人に対する敵意、ワイマール共和国時代における反ユダヤ主義、一九三三年から三九年までのナチスによる人種差別的な政策とユダヤ人へ

の迫害、ドイツ占領下での行動範囲(行為)の自由裁量の余地)、ヨーロッパのユダヤ人を大量殺戮した方法、ヴァンゼー会議の記録(文書)や生き延びた人の記録、アドルフヒトラー以下のホロコーストの主導者達の写真と解説、フランスのバリにおけるユダヤ人の強制連行をはじめとするドイツ占領下のユダヤ人の迫害や国外追放、強制収容所と絶滅収容所などのコーナーに分けて、如何にユダヤ人やシンティ・ロマをはじめとする人々を迫害し虐殺してきたのか、そのことについてこの館で行われた会議が果たした役割とは何かを、写真と図解、文書資料などを用いて詳細な説明とともにその事実の持つ現代的な意味を見学者に問いかけるものになっている。二〇一九年八月二五日調査収集。

(100) マイケル・ペーレンbaum著、芝健介訳『ホロコースト全史』、創元社・一九九六年、二二二頁～二二三頁。

(101) 金賢娥著、安田敏朗訳『戦争の記憶 記憶の戦争 韓国人のベトナム戦争』、三元社・二〇〇九年。伊藤正子『戦争記憶の政治学 韓国軍によるベトナム人戦時虐殺問題と和解への道』、平凡社・二〇一三年。なお、一九六八年二月一二日に韓国軍兵士の蛮行により虐殺された七四名(慰霊碑によると一九五五年以降に生まれた子供は三五名、最少はゼロ歳児一名が殺害されている)のフォン・ニャット村民の慰霊碑と記念碑(二〇一八年二月一日と二二日調査収集)と、一九六八年一月二四日に韓国軍の蛮行により虐殺された一三五名(一九五五年以降に生まれた子供は六一名、ゼロ歳児三名・一歳三名・二歳二名・三歳八名が殺害されている)のハミ村民の慰霊碑(二〇一八年二月二日調査収集)については、『世界的視点からの国民国家における戦争記憶の記録化と戦後社会の構築に関する研究』(平成二九年)同三二年度科学研究助成報告書、基盤研究(A)(一般)、課題番号一七H〇〇九二九、研究代表者檀山幸夫、二〇一八年一月、六三九頁～六五三頁)に慰霊碑の資料情報と聞き取り記録を収録しているので参照されたい。

(102) 宇佐美、『移行期正義』、前掲、四三頁。

(103) 同上、四三頁。

(104) 『朝日新聞』一九五二年八月二五日・三頁。

(105) 同上、一九五二年八月二一日夕刊・二頁。

(106) 同上、一九五二年二月一〇日・一頁。

(107) 石垣島事件や元日本兵問題から、裁判だけではなく戦犯容疑者への処遇(例えば、シンガポールのチャンギー収容所で

の収容から裁判・判決・処刑、刑死者の遺体の取扱など）を含めて、BC戦犯裁判については多くの問題があるので、別稿で論じることとする。なお、シンガポールにおけるBC級戦犯裁判と処刑に関する調査は、二〇〇七年一月二六日に日蓮宗総本山池上本門寺及び照栄院において、チャンギー刑務所で戦犯受刑者の教誨師をして刑死者の遺書を持ち帰り遺族に返還する活動をした庵主田中日淳氏への聞き取りと「シンガポールチャンギー殉難者慰霊碑」の史料情報の収集を、又、二〇一五年一月九日にはシンガポールの日本人墓地公園の調査を行った。同公園には、刑死者の遺骨を埋葬した尖塔式の合葬墓があり、そこには「殉難者納骨百三十五柱」と刻まれている。刑死者が田中教誨師に託した遺書については、田原総一郎監修、田中日淳編『日本の戦争 BC級戦犯60年目の遺書』、アスコム、二〇〇七年を参照。

(108) 宇佐美、前掲、五一頁。

(109) 「ジェノサイド (genocide)」という用語をつくったのは、ポーランド系ユダヤ人の法律家であったラファエル・レムキンである(『スターリンのジェノサイド』、前掲、一七頁)という。なお、ジェノサイド (genocide) という用語は、ギリシャ語のゲノス *genos* (種族・人種) と、ラテン語のキデ *cidere* (殺しの意味) の合成であるという(同上、一八頁)。

(110) 二〇一七年八月九日調査収集。詳細は、前註(101)の科学研究助成報告書の二五二頁を参照。

(111) 二〇一七年八月八日調査収集。詳細は、前註(101)の科学研究助成報告書の四二九頁〜四三〇頁を参照。なお、碑石について、(1)詩編の引用については、詩編一〇二編一八節の間違ひと思われる。(2)碑石の右上には、その詩編がヘブライ語で刻まれている。

(112) この碑は、カフェーの入口扉の隣にある。二〇一八年八月九日調査収集。

(113) 碑板は、壁掛け式石板型のもので、規模は縦六〇センチメートル・横一〇九センチメートル・厚さ二・五センチメートル。二〇一八年八月九日調査収集。

(114) 二〇一九年七月二九日調査収集。

(115) 二〇一九年七月二八日調査収集。

(116) 二〇一九年七月二八日調査収集。

(117) 二〇一九年七月二八日調査収集。



- (118) 二〇一九年七月二八日調査収集。
- (119) この時、ローマ教皇ピウス二世とバチカンは助けを求めた四七〇名以上のユダヤ人を匿い逃亡を手助けしたとは言え、「ナチスのユダヤ人狩りに対し面と向かって抗議をしなかった」（大澤武夫『ローマ教皇とナチス』、文藝春秋・二〇〇四年、一六一頁）ことは、重大な誤りとして追求されていく。
- (120) 二〇一七年八月二日調査収集。詳細は、前註(101)の科学研究助成報告書の二二六頁～二三七頁を参照。
- (121) 同上、参照。
- (122) 二〇一七年八月二日調査収集。同上、参照。
- (123) 平等かつ同等のユダヤ人小学校、二〇一七年八月一日調査収集。同上、参照。
- (124) 大澤武男、『ローマ教皇とナチス』、文藝春秋・二〇〇四年、一六二頁。
- (125) 高橋進『イタリア・ファシズムと反ユダヤ主義・人種主義(1) グローバル化時代の新しいレイシズムの分析のために』（龍谷法学<sup>『』</sup>、二〇一二年、四四四、六六四頁）。
- (126) ニコラス・ファレル著、柴野均訳『ムツソリーニ』下巻、白水社・二〇一一年、二〇四頁。
- (127) イタリア、フィレンツェ駅、二〇一八年三月二六日調査収集。なお、フィレンツェ駅にはこの他鉄道員関係の記念碑がホームなどにあるが、これはフィレンツェ駅だけのことでなく、ヨーロッパの各地にみることができるので、ヨーロッパの記念碑の特徴の一つと理解することが出来る。
- (128) 二〇一四年一月六日調査収集。
- (129) 二〇一四年七月三日調査収集。
- (130) 二〇一四年八月四日調査収集。なお、完全に破壊されずに残り復原され慰霊施設でもあり且つ歴史教育施設として人権人道教育の場でもある収容所としては、ユダヤ人もかわるがドイツのダッハウ強制収容所がある。
- (131) 二〇一九年八月三日調査収集。
- (132) この調査は、常磐短期大学安井教浩教授の御盡力と元ポーランドユダヤ人協会の会長でもあったピョートル・カドリチク氏（Piotr Kadlick）の案内（車の運転も含めて）によって行なうことが出来た。二〇一九年八月三日調査収集。このピョー

トル・カドリチク氏の職歴を簡単に紹介すると、二〇〇一年～一四年にワルシャワ・ユダヤ共同体議長、二〇〇三年から一四年迄ポーランド共和国ユダヤ共同体連盟議長を歴任し、現在は二〇〇七年からヨーロッパユダヤ人会議執行部役員を務めている。なお、アウシュビッツ・ビルケナウ基金評議会のメンバーでもある。イエドヴァブネ虐殺事件とのかかわりについては、二〇〇一年にイエドヴァブネで発掘調査が行われ、犠牲者の人骨が発見された時の調査に参加している。また、二〇一三年のイエドヴァブネ事件七二周年の式典で、人骨が再び埋葬されたときにも立ち会っている。なお、二〇〇一年に発見された人骨が二〇一三年に再埋葬されるまでどこに保管されていたについては、どうやら国民記録院と第二次世界大戦博物館であったと思われるという。

(132) 同上。

(134) 二〇一八年八月一八日調査収集。

(135) 二〇一八年八月一八日に、ピアチェンザバルチザン記念碑を調査しているときに、たまたまこの記念碑の作品を制作したアーティストのセツラ・ウイリアム氏を通りがかり話しかけてきたことから、聞き取りを行った。

(136) 英霊記念公園、二〇一八年八月一八日調査収集。

(137) 二〇一七年八月二三日調査収集。記念碑は、銅像形銅板碑型で、規模はブロンズ像が高さ二九六センチメートル、台座一段目が高さ九一センチメートル・横二〇二センチメートル・奥行き一〇〇センチメートル、台座二段目が高さ八〇センチメートル・横一一センチメートル・厚さ一一〇センチメートル、台座三段目が高さ六六センチメートル・横一八二センチメートル・奥行き一一センチメートル、台座四段目が高さ三七センチメートル・横二七七センチメートル・奥行き二七三センチメートル、全体台座は高さ一一センチメートル・横四五センチメートル・奥行き四五センチメートル、第一台座正面が高さ八〇センチメートル・横七一センチメートル・厚さ二一・五センチメートル、右側碑面が高さ九六センチメートル・横三五センチメートルである。

(138) 二〇一七年八月二三日調査収集。

(139) 規模はピエタ絵画枠が縦八九センチメートル・横一六〇センチメートル、絵画部が縦四三センチメートル・横一四〇センチメートル、石製碑板が縦三五センチメートル・横二〇〇センチメートル・厚さ一一センチメートル。二〇一七年八月

## 一三日調査収集。

- (140) 二〇一七年八月一三日調査収集。
- (141) 石像式慰霊碑は高さ二七センチメートルのもので、そこに金属製碑板 縦二〇センチメートル・横二三センチメートルの金属製碑板が埋め込まれている。台座は高さ五〇センチメートル・横一四〇センチメートル・奥行九〇センチメートル。二〇一七年八月一三日調査収集。
- (142) 二〇一七年八月一三日調査収集。
- (143) 碑の形状は長方形壁掛式石板型で、規模は縦六〇センチメートル・横八〇センチメートル・厚さ二センチメートル。二〇一七年八月一三日調査収集。
- (144) ベニ二旧麦打場犠牲者慰霊碑は、形状は長方形壁掛式石板で、規模は縦六〇センチメートル・横八〇センチメートル・厚さ二センチメートル。二〇一七年八月一三日調査収集。
- (145) メラー二旧麦打場犠牲者慰霊碑、形状は長方形壁掛形石板型、規模は縦六〇センチメートル・横八〇センチメートル・厚さ二センチメートル。二〇一七年八月一三日調査収集。
- (146) このサンタンナ・スタッツエーマ村虐殺事件とは、一九四四年八月二日にドイツ軍部隊によってバルチザンの拠点の村として襲撃されたもので、住民の子供・婦女・老人など五六〇人以上が殺害されたもの。これに対して伊独両国は和解として、イタリア大統領ジョルジョ・ナポリターノとドイツ大統領ヨアヒム・ガウクが二〇一三年三月二四日に和解書を交し、両大統領がこの地を訪れ犠牲者を慰霊している。この慰霊碑に、和解書の文面が銅板に刻まれ祭壇の台座に埋め込まれている。前註(5) 科学研究助成報告書 四〇四頁〜四〇五頁参照。
- (147) ジーナ・バルシメツリ氏への聞き取り記録概要、場所はメレート・ヴァルタルノ村虐殺現場であるベッチ旧麦打場の慰霊碑の前、聴取日は二〇一七年八月一三日、聴取者は檀山幸夫・東京京子・小川光生。
- (148) 二〇一七年八月一三日調査収集。この墓地で収集した資料の詳細は、前註(11) 科学研究助成報告書、三四九頁〜三五四頁を参照。
- (149) 合葬墓式のもので、規模は外枠が縦三七センチメートル・横八〇センチメートル・幅七・五センチメートル、碑石は縦二

- 六センチメートル・横六九センチメートル、二〇一七年八月一三日調査収集。詳細は前註(10)同。
- (150) 規模は、石柱が高さ九三センチメートル・直径一七センチメートル、写真プレートは縦一五センチメートル・幅一一センチメートル、石柱台座は高さ六センチメートル・横二四センチメートル・奥行き二〇センチメートル、墓碑は縦一五センチメートル・横八三センチメートル・奥行き二二センチメートル、墓碑台座は高さ一七センチメートル・横一〇八センチメートル・奥行き二二センチメートル、二〇一七年八月一三日調査収集。詳細は前註(10)同。
- (151) 十字架付合葬墓の規模は、十字架の縦木が二七センチメートル・横木が一三センチメートル・厚さ三センチメートル、墓碑は高さ一五二センチメートル・横八五センチメートル・厚さ六センチメートル、墓碑台座一段目が高さ六センチメートル・横九三センチメートル・奥行き二三センチメートル、台座一段目は高さ三センチメートル・横九八センチメートル・奥行き一八センチメートル、墓石は高さ二〇センチメートル・横一八二センチメートル・奥行き二五八センチメートル、墓碑は半円形彫刻が高さ四三センチメートル・横五四センチメートル、楕円形写真プレートが縦直径八センチメートル・横直径七センチメートル、二〇一七年八月一三日調査収集。詳細は前註(10)同。
- (152) 十字架付墓石の規模は、十字架の縦木が高さ一〇八センチメートル・横一三センチメートル・厚さ四・五センチメートル、横木部が長さ六〇センチメートル・横二三・五センチメートル・厚さ四・五センチメートル、台形型墓碑は下辺五〇・五センチメートル・高さ四六・五センチメートル・下辺奥行き三六・五センチメートル、写真プレート用台形型石碑(二つ)は上辺六センチメートル・下辺一〇センチメートル・高さ二三・五センチメートル・横一〇センチメートル・厚さ五・五センチメートル、楕円形写真真は縦一一センチメートル・横一〇センチメートル、台形型碑石は高さ四六・五センチメートル・上辺二六・五センチメートル・下辺四五センチメートル・厚さ一センチメートル、墓碑台座は高さ五センチメートル・横五七センチメートル・奥行き五〇センチメートル、碑板裏は、台形型碑石が高さ一四センチメートル・横上辺二四センチメートル・下辺三六センチメートル・厚さ〇・二センチメートル、二〇一七年八月一三日調査収集。詳細は前註同。
- (153) このため、村の入口の駐車場にアンナ・パルディーニを祀る礼拝堂を設けて、ドイツ軍の非情さを訴えていた。二〇一六年八月一五日調査収集。
- (154) 二〇一七年八月五日調査収集。詳細は前註(10) 科学研究助成報告書、五四八頁～五四九頁を参照。

- (155) 二〇一七年八月七日調査収集。詳細は、前註(10) 科学研究助成報告書、六一〇頁～六一三頁を参照。
- (156) 『沖繩県史』第六巻、沖繩教育委員会・二〇一七年、四七三頁。
- (157) 『糸満市史』資料編7・戦時資料上巻、糸満市役所・二〇〇三年、二九五頁～二九六頁。
- (158) 二〇一七年五月四日調査収集。詳細は、前註(10) 科学研究助成報告書、五七頁～一二〇頁を参照。
- (159) 「太平洋戦全国戦災都市空襲死没者慰霊塔建立趣旨碑」、形状は台付石板型、規模は碑石が高さ（前）二〇センチメートル（後）五〇センチメートル、横一五〇センチメートル、奥行き（上部）六七センチメートル（底部）六〇センチメートル、台座は高さ一三センチメートル・横一四四センチメートル・奥行き五五センチメートル、プレートは縦一九センチメートル・横三〇センチメートル。
- (160) 碑銘「全国戦災都市」、形状は石板型、規模は碑石が縦六二センチメートル、横三七センチメートル。
- (161) 「慰霊塔建設関係者記録及び建設趣旨碑」、場所は慰霊塔裏壁面、形状は石板型二段式二枚石板合、規模は縦二二八センチメートル・横一三五センチメートル。
- (162) 二〇一八年六月二日調査収集。
- (163) 二〇一九年六月二日調査収集。
- (164) 住所は、東京品川区南品川二一八 一三三、日蓮宗顕本法華宗別格山鳳凰山天妙国寺、二〇一九年七月五日調査収集。
- (165) 東京大空襲・戦災資料センター（江東区北砂一丁目）の入口の碑板、二〇一四年三月一日調査収集。
- (166) 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町三 一の三ツ沢公園内、二〇一四年一〇月二六日調査収集。
- (167) 和・ピースリング編『空襲を伝えるドイツの都市 ドレスデン・ベルリン・ハンブルク』、東京空襲・戦災資料センター、二〇一三年・五頁。
- (168) 二〇一〇年三月一日調査収集。この空襲犠牲者墓苑に着いては、拙稿「空襲犠牲者たちの慰霊」（戦争記憶の記録化と戦死者慰霊」、前掲、五三二頁～五三四頁）にこの特徴を記しているので参照されたい。
- (169) イェルク・フリードリヒ著、香月恵里訳『ドイツを焼いた戦略爆撃 1940-1945』、みずず書房、二〇一一年、九二頁。
- (170) 二〇一三年八月二日・二〇一九年二月二日調査収集。

- (171) 二〇一六年三月一日調査収集。
- (172) 同上。
- (173) 二〇一六年八月九日調査収集。
- (174) 二〇一八年八月十七日調査収集。
- (175) 二〇一八年八月二〇日・二一日調査収集。
- (176) 二〇一八年十一月一日調査収集。
- (177) 二〇一八年八月一九日と二〇一八年十一月四日調査収集。八月一九日の調査の時は、墓地管理者が休みのため開いていなかったことから、いったん帰国後、事前の調査依頼を行い十一月四日に調査を実施した。その際に分かったことは、この慰霊碑のある公園は、夏休み期間を除く毎週日曜日にしか開かないこと、それはこの日に関係者とボランティアが集い、犠牲者に対する慰霊祭を行うとともに、慰霊堂内の掃除や献花の替えなどを行ったためであった。
- (178) 平井新『移行期正義 概念の再検討』（『次世代論集 第二号 三頁〜四頁』）。
- (179) クリストファー・K・ラモント「過去の処理と現状の改善 アジアにおいて移行期正義はなぜ重要なのか」（“ASIA PEACEBUILDING INITIATIVES”  
<http://peacebuilding.asia/dealing-with-the-past-to-repair-the-present-why-transitional-justice-matters-in-asia-2/>）。
- (180) シンガポールには、戦争記念公園にこの時の犠牲者を祀り日本軍の犯罪を糾弾した「日本佔領時期死難人民記念碑」がある（二〇一五年一月二一日調査収集）。